

成 城 大 學

經濟研究

第 253 号

<論 文>

地方創生の課題解決と「未来型コミュニティと
未来志向のまち」の分析枠組み：

素人発想・玄人実行の事業創造 序説 境 新 一 (1)

The First-time Adoption of IFRS 17 and
Its Financial Reporting Implications

羽 根 佳 祐 (39)

<研究ノート>

電力データによる空き家判定・

分散型エネルギーリソース導入検討 (2 / 3)

定 行 泰 甫 (59)

呂 冠 宇
梁 霆 鈞

葬儀における寺院関連費用の
透明性に関する予備的考察

矢 島 猶 雅 (89)

<書 評>

チョッキョングル
趙景達著

『朝鮮民衆の社会史—現代韓国の源流を探る—』 大 森 弘 喜 (132)

2 0 2 6 年 7 月

成 城 大 学 經 済 学 会

成城大学「経済研究」前号目次

第 252 号

(2026 年 3 月)

序 文……………大 津 武

論 文

国際収支の長期的変化 1881-2023：拡張版 ……明 石 茂 生

電子決済と電子マネー：メキシコのケース ……柿 原 智 弘

NAFTA から USMA への変容と日墨 EPA ……福 島 章 雄

「三人寄れば文殊の知恵」は機能するのか：

即時的グループワークのケースを対象として …相 原 章

老舗自動車メーカーの革新と継承 ……岩 崎 尚 人

松 尾 茉 子

HVZ 方式に基づく月次インプライド資本コストの推計

—— プライム上場企業を対象とする過去 10 年間の分析 ——

……………上 田 晋 一

Acculturation to Foreign Consumer Culture:Scale Development

and Effect on Japanese Consumer Behavior ……Chunji JIN

Donghu HAHN

『国富論』と委託販売制度

— 金融恐慌と世界市場をめぐる一考察 — …立 川 潔

キャッシュレス化の現状と課題

～ 国内の地域間比較を中心として ～ ……中 田 真佐男

アメリカの台湾援助と国策金融会社

——中華開発信託公司を事例として ……林 幸 司

エネルギー需要予測の史的分析 ……平 野 創

ドイツ障害者政策における連邦参加法の

影響と意義— 統合扶助に着目して — ……森 周 子

研究ノート

電力データによる空き家判定・分散型エネルギー

リソース導入検討（1／3）……………定 行 泰 甫

明石茂生名誉教授略歴および業績

成 城 大 學

經濟研究

第 253 号

成城大学経済学会

地方創生の課題解決と「未来型コミュニティと 未来志向のまち」の分析枠組み： 素人発想・玄人実行の事業創造 序説

境 新 一

1. はじめに：地方創生の課題解決と施策の行方

1－1 問題の背景

筆者は、日頃からフィールドワークを用いた、まち・商店街の調査・研究、産学公連携活動、地域活性化の提案、アートとビジネスを融合した価値創造、総合的なプロデュースを行ってきた（境 2014；2017；2020a；2020b；2023b, 境研究室 2023a；2023b）。

民間の有識者でつくる「人口戦略会議」は2024年4月、「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」にもとづき、人口から見た全国の地方自治体の「持続可能性」について分析した。人口の出生率の「自然減」と人口流出の「社会減」の両面から「自立持続可能性自治体」「ブラックホール型自治体」「消滅可能性自治体」と分類し、該当する自治体の一覧が紹介されている。

「消滅可能性自治体」とは、若年女性人口が2020年から2050年までの30年間で50%以上減少する自治体を「消滅可能性自治体」と定義した。人口戦略会議では、全国で744（全自治体の4割超）の消滅可能性自治体が発表されている。一方、人口減少社会に対する対策項目として検討されるものを例示すると以下の通りとなる（人口戦略会議 2024, 境 2024a）。

- ・ 少子高齢化対策
- ・ 社会的課題解決の人材育成、手法構築

- ・ 地域財政，地域交通の確保
- ・ 生産性&効率性向上
- ・ 縮小日本の変革，地域資源の新結合
- ・ 相続者不明の土地，空き家に関する対策
- ・ 共同体（コミュニティ，ムラ）の維持
- ・ アイデンティティ（自己同一性）の維持
- ・ AIの評価／脳で考えたことを言語化できる。ロボットを日常言語で稼働させる。
- ・ 観光資源の減少対策 地域のコモディティ化対策 つながり・利便性の強化
- ・ 技術による格差減少，人口分散化

地方創生とは，地域が抱える課題を解決し，地域住民が安心して生活できるよう，地域経済を活性化させ，持続可能な社会を目指す政策や活動の総称である（内閣官房 2017）。

まず，地方創生の目的としては以下があげられる。

- （1）人口減少に歯止めをかける。
- （2）地域経済を活性化させる。
- （3）地域住民の生活を豊かにする。
- （4）持続可能な社会を築く。

次に，地方創生の取り組みとしては，

- （1）地方への移住・定住促進：地方の魅力発信，移住支援制度の充実など。
- （2）地域産業の振興：地域の資源や特性を活かした産業育成，観光振興など。
- （3）インフラ整備：交通網の整備，通信環境の整備など。
- （4）地域資源の活用：地域特産品の活用，地域ブランドの構築など。

1－2 地方創生に関する行政ならびに民間の施策

地域が抱える課題は、地域ごとに異なる。地方創生は、より広範囲な地域を対象とし、持続可能な発展を目指す包括的な取り組みであるのに対し、地域創生、地域活性化、まちづくりなどは、より具体的な地域課題に対応した取り組みを指すことが多い。

最近10年間で国をあげて行われてきた民間ならびに行政の3つの未来ビジョン（以下の（1）～（3））、さらに三菱総合研究所プラチナ社会センターの提唱した逆参勤交代制による人材循環の考え方（以下の（4））も重要概念と位置付けられる。簡単に紹介したい。

（1）人口戦略会議

「人口戦略会議」（議長：三村明夫）が、『地方自治体「持続可能性」分析レポート』（以下、レポート）を今般公表した。日本創生会議（議長：増田寛也）が10年前に公表した「消滅可能性都市リスト」（以下、前回リスト）の続編ともいえるものである。前回リストは、「自治体が消滅する」というセンセーショナルなネーミングも功を奏して、かなり話題になり、その後のいわゆる「地方創生」の流れにつながった。人口減少問題の対策に後れを取ってきた状況を踏まえ、民間有識者の立場から問題の解決を目指して2014年に設立された。2024年4月、同会議は、日本全体の4割にあたる744の自治体で、2050年までに20代から30代の女性が半減し、「最終的には消滅する可能性がある／消滅可能性自治体」が発生するとした分析を公表した（人口戦略会議2024）。

（2）まち・ひと・しごと創生総合戦略

「活力ある地域社会の実現」を目指し、2014年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した（内閣府2020）。

第2期（2020年度～）では、目的をあげて施策の強化に取り組んでおり、

日本政府の将来への取り組み内容は以下の通りである。

- ・ 地方創生テレワークの推進
- ・ 魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興
- ・ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）
- ・ 自立・分散型エネルギーシステムの構築
- ・ 気候変動×防災、適応復興の推進
- ・ 国立公園の保護と利用の好循環の実現
- ・ 新たな里地里山及び里海の創造

現状の都市集中型のままでは、いずれ限界が訪れる可能性があり、持続可能な社会を実現するために「分散型社会」への移行は不可欠である。また、分散型社会への移行には課題が多く、都市部と地域部の両方に改革が必要である。つまり、国の力、企業や個人の協力が前提であり、産学公連携が必要である。

（3）地域循環共生圏

中央環境審議会が2014年に統合的アプローチの在り方として「地域循環共生圏」を提案し、2018年に導入された。

地域資源の可能性を再検討し、その資源を有効活用しながら環境・経済・社会を改善し、資源を融通し合うネットワークをつくることを目指している。最新版では自立分散、相互連携、循環・共生の3つの要件が定められている（環境省2025）。

○地域循環共生圏の3原則

- （a）地域の主体性：オーナーシップと自立分散。
- （b）地域内外との協働：パートナーシップと相互連携を基礎にした循環・共生の実現。

(c) 環境・社会・経済課題の同時解決。

(4) 都市と地方の人材循環～企業を動かす視点～ 逆参勤交代制

三菱総研のプラチナ社会研究センター・主席研究員の松田智生氏が提唱している制度である。江戸時代の参勤交代が江戸への大名の往復を強制したのとは逆に、都市住民の短期間の地方移住を制度的に後押しする。現代版の参勤交代制の必要性については、東京大学名誉教授・養老孟司氏も述べている（松田 2020, 養老 2003）。

2. 地方創生の課題解決への具体策と成果

従来からの日本の人口減少や東京圏への一極集中の流れを変えることは容易ではなく、地方創生の取組についても望ましい成果が出るまでに時間を要するこいとは明らかである。それでも、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への過度な一極集中を是正する目標の実現に向け、諸外国の取組も参考にしながら、我が国全体で戦略的に挑戦するとともに、人口減少下でも、希望を持って住み続けることができる持続可能な地域づくりを進めるため、従来の取組を超える新たな発想に基づく施策を検討・実行していくことにより、全員が多様な幸せ（well-being）を実現する社会を目指すことが重要である。ここでは紙幅の関係から主な 10 個の課題に対する対応策のなかで、4・6・9・10の4項目についてのみ記すこととしたい（内閣官房 2017, 境 2020a；2020b；2023b；2024a）。

(1) 東京圏への過度な一極集中への対応

(2) 少子化への対応

(3) 地域の生産年齢人口の減少への対応

(4) 地域資源を生かし、付加価値を高める産業・事業の創出

(5) 中山間地域等を中心に地域における日常生活の持続可能性の低下などへの対応

- (6) 都市部と地方との連携機会の拡大
- (7) 大規模災害被害からの創造的復興に向けた貢献
- (8) 地方創生に対する自治体の課題への具体的な支援
- (9) 地方創生の取組を加速化・深化するデジタル活用の拡大
- (10) 地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革

(4) 地域資源を生かし、付加価値を高める産業・事業の創出

産学官が連携しつつ、多様なニーズを踏まえた地域資源の掘り起こし、組み合わせと活用、また、これらに必要な生産者や中小企業に対するサポートなどを行いつつ、景観や交通ルートの整備や、地域の農林水産業や産業の活性化、観光等に資する拠点施設等の整備を一体的に進めるとともに、インバウンドを含めた観光振興の強化、起業促進等による地域の雇用創出、イノベーションの創出やスタートアップ等の取組を進めることにより、地域における稼ぐ力の向上、地域経済の内発的な活性化を図っていく必要がある。

さらに、海外の企業等にとって、我が国の地方に存在する広大な土地、豊富な水資源、澄んだ空気などの地域資源は企業等の恵まれた立地条件にもなっており、海外製造業を含めた国内投資の促進に向け、関連インフラを含めた総合的な支援などを講じつつ、地域における高付加価値産業を生み出していく必要がある。

(6) 都市部と地方との連携機会の拡大

こどもが地方の豊かな自然や農林水産業に触れ合う機会を創出するため、都市部のこどもの地方への留学や、農山漁村等において様々な体験活動を行う機会を積極的に作り出していく必要がある。

さらに、地方における定住人口の増加に向けた取組や地域資源を活用した拠点をベースとした交流人口の増加に向けた取組に加えて、多様な主体の参画による関係人口の増加に向けた取組をデジタルも活用しつつ進める

ことにより、都市部の人々が普段から地方を身近に感じ、積極的に行動する機運を高めていく必要がある。

(9) 地方創生の取組を加速化・深化するデジタル活用の拡大

人口の減少・高齢化が進む中、将来にわたって生活に必要なインフラ・サービスを維持・向上していくためにも、デジタル実装に取り組む自治体の拡大を加速化するとともに、それぞれの自治体における取組の質的向上を目指す必要がある。その際には、国と地方がデジタル実装における役割を適切に分担し、地方創生を強力に進めていくためにも、国は各自治体に共通するサービスを提供し、自治体はそれを使う、いわば作り込みから使いこなしに加え、デジタル実装の優良事例を掘り起こし、サービス／システムをカタログ化することにより発注コスト低減・横展開を図っていくことが重要である。この際、デジタル行財政改革会議で議論を進めている、共通的なシステムの実装に一層重点化した支援を含めた効果的な支援の在り方についても検討が必要である。

また、デジタルの活用については、環境や循環経済などサステナビリティに配慮した取組やその効果の可視化による価値の創造や、文字の音声変換、手話の遠隔通訳など高齢者、障害者等に優しいコミュニケーション支援への活用などの新たな観点からも力を入れていく必要がある。

(10) 地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革

デジタル田園都市国家構想の先導役であるスーパーシティ・デジタル田園健康特区を含め、先行的な規制・制度改革を通じたサービス実装に取り組む国家戦略特区の取組を推進するとともに、その成果の全国展開を一層図る必要がある。

また、デジタル田園健康特区の取組を他の分野にも拡大し、地理的に離れた自治体が連携して共通の課題解決に取り組む「連携“絆”特区」を推

進することにより、規制・制度改革を通じた地域・社会課題の解決を更に後押しする必要がある。

3. 「未来型コミュニティと未来志向のまち」に関する問題意識と分析枠組み

3-1 問題意識

日本の人口減少問題は、特に地域部において深刻な影響を及ぼしており、地域の活力を維持し発展させるためには、新たな視点と取り組みが必要である。そのためには地域資源を用いて地域内外と人材の育成と循環を図り、新たな事業をつくりだして、地域の持続と自立、連携、循環・共生を築くことが求められる。ただし、変動著しい社会基盤、社会関係をどの程度反映しているか、甚だ疑問がある。

そこでまず今日、様々な場面で登場する「コミュニティ community」という言葉に注目したい。一般に、コミュニティとは、「一定の人々が、共通の価値・目的・関係性・場所などを基盤として継続的に結びついている集団」を指す。ただし、「結びつき」の中核になるものにより、その定義は多様である。中核として想定される重要概念としては以下があげられる。

地域（地域共同体）	人間関係（社会的つながり）	共通目的
アイデンティティ	実践活動	組織間連携

ここではまず社会学、政治学、教育学などの研究者による主なコミュニティの概念、その定義を簡潔に整理してみたい。取りあげる研究者は以下の5名である。

- ◆フェルディナント・テンニース（Ferdinand Tönnies, 1855-1936）
- ◆ロバート・マッキーバー（Robert Morrison MacIver, 1882-1970）
- ◆ベネディクト・アンダーソン（Benedict Richard O'Gorman Anderson, 1936-2015）
- ◆エティエンヌ・ウェンガー（Etienne Wenger, 1952-）

◆ ジョージ・ヒラリー (George A. Hillery Jr.)

従来からのコミュニティ（以下、従来型コミュニティという）に対して、現在から未来を志向するコミュニティ（以下、「未来型コミュニティ」という）となると何が異なるのか。あるいは、どのように根本的に異次元のものになるのか。

次に、「未来志向のまち」とはいかなるものか。その一般的な定義はないものの、それを実現可能にする条件、例えば、地域データベースの作成解析、交流の場づくり、デザインとテクノロジーの構築と活用、文化の創造、心身健康の促進と実現等の要件があげられよう。

第一に、まちづくりには「プロデュース」「マネジメント」とともに必要となる。特に、マネジメントに関しては、エリアマネジメントである。小林重敬らによれば、それは本来「地域の価値を維持・向上させ、また新たな地域価値を創造するために行われ、内発的、自律的に継続できる地域と経営の仕組みづくり」とされる（小林ほか 2015）。また、関係者が連携を通して、地域の存在意義・価値を向上させる運営することが大切である。

第二に、まちが個性を生かして、独自の進化をすることが求められる。都市計画については、産学公民連携に代表される、まちづくりに関して行政・研究機関（大学を含む）を中心に企業や市民との協働を行い、都市機能の維持展開、土地の高度利用、郊外住宅地の環境整備などが必要となる。

一方、制度面では、建築基準法などの用途規制を時代に即して変化させることも不可欠である。最後に、文化と健康の促進については、働き方、生活の楽しさと娯楽、新たなライフスタイルや場を創造することが求められよう。社会学者、オルデンバーグ (Ray Oldenburg, 1932-2022) によれば、ファーストプレイス（自宅）、セカンドプレイス（学校・職場）に対して、そのいずれでもない居心地のよいサードプレイス（第三の場）のような拠点が最も重要となるという。

そしてサードプレイスとは、次の8つの特徴を備える場と定義される。

1. 中立性が維持される。
2. 社会的平等性が担保される。
3. 会話が存在

する。4. 利便性がある。5. 常に一緒に行動する仲間／常連が存在する。
6. 地味で目立たないものの親しみがわく。7. 遊び心がある。8. 感情の共有がある（オルデンバーグ 2013）。

コンパクトシティやスーパーシティという概念・定義はひとまずおいて、以上の要件が従来のまちに実装され、実際に今までにないまちを実現すれば、それが結果として未来型コミュニティや未来志向のまちの創造につながるものと考えられる。なお、本稿では未来志向のまちは、未来型コミュニティを中核、基盤として成り立つものとする。

3-2 主なコミュニティの定義と多様性

社会学、政治学、教育学などの5名の研究者による主なコミュニティの概念、その定義を整理してみたい。

（1）フェルディナント・テンニース（Ferdinand Tönnies）

ドイツの社会学者。共同体における「ゲマインシャフト」と「ゲゼルシャフト」の社会進化論を提唱したことで知られている。テンニースはコミュニティを「ゲマインシャフト（Gemeinschaft）」として説明。血縁、地縁、感情的結合、相互扶助を基盤とする共同体で、家族・村落・伝統社会などが典型例としました。これに対し、近代社会の契約的・合理的な結合を「ゲゼルシャフト（Gesellschaft）」と呼んだ（テンニース 1957；2025）。

（2）ロバート・マッキーバー（Robert Morrison MacIver）

スコットランド出身、アメリカの社会学者・政治学者。1917年の著書『コミュニティ』で、地縁に基づく自然的な集団「コミュニティ」と、目的のために形成される「アソシエーション association」を分類・定義し、現代社会論に大きな影響を与えた。

マッキーバーは、コミュニティは単なる集団ではなく、共通地域、共同

生活、社会的相互作用をもつ社会単位であるとした。「生活の共有」「共同生活の全領域を含む社会関係」を重視した（マッキーバー 2009）。

（３）ベネディクト・アンダーソン（Benedict Richard O'Gorman Anderson）

アメリカ合衆国に移住したアイルランドの政治学者、コーネル大学政治学部名誉教授。

コミュニティ研究は、1983年に出版された著書『想像の共同体』において、「国民（nation）」というコミュニティを理論化し、ナショナリズム研究のパラダイムを転換させた。アンダーソンは、国や国民を「物理的に一度も会ったことのない人々が心の中で一体感（絆）を共有している想像上のコミュニティ（Imagined Communities）」と定義した。主な特徴は以下の通りである（アンダーソン 2007）。

1. 国民は「想像」されたものの近代の創出物：国民は歴史的に昔から存在したものではなく、近代になって「想像」されるようになった政治的・文化的な人造物。
2. コミュニティ形成の背景：出版資本主義。ラテン語の没落と俗語の普及、印刷語の共有 均質で空虚な時間。
3. ナショナリズムと宗教 生の共有。
4. 影響構築主義の代表格：国家を「想像の共同体（imagined community）」と定義し、人々は全員を知らなくても、同じ 国民・文化・物語 を共有していると“想像”することにより共同体が成立する。

（４）エティエンヌ・ウェンガー（Etienne Wenger）

スイス出身の教育学者・研究者。学習理論や組織学習の分野で世界的に知られている。オレゴン大学にて人工知能の博士号を取得、その後、教育学や社会学、組織学習の研究に従事した。ウェンガーの代表的な著作には、『Situated Learning: Legitimate Peripheral Participation』（1991年、共著）

『Communities of Practice: Learning, Meaning, and Identity』（1998年）がある。

上記著作で彼は、学習が社会的なプロセスであり、共同体の中で行われるという社会的学習理論を提唱した。実践共同体（Community of Practice）とは、共通の実践・学習・活動を通じて形成される共同体と定義。商店街、専門職集団、ゼミ、NPO、地域プロジェクトなどが相当。構成要素として、共通領域（domain）、相互関与（community）、実践共有（practice）があるとされる（レイヴ&ウエンガー 1993）。

（5）ジョージ・ヒラリー（George A. Hillery Jr.）

アメリカの社会学者であり、バージニア工科大学社会学部教授。40年にわたり地域社会の研究。特にコミュニティ（地域社会）の定義に関する研究で知られる。1955年に発表した論文において、それまで多義的に使われていたコミュニティの定義を94個分析し、概念の整理を行った。

ヒラリーは、膨大なコミュニティの定義から、最も共通する要素として以下の3つの要件を抽出した。

- （a）社会的相互作用：構成員同士が交流し、関わり合うこと。
- （b）空間的領域（地域性）：特定の地理的な範囲内に存在すること。
- （c）共通の絆（紐帯）：共通の目的、価値観、経験で結ばれていること。

上記分析の結果、最終的にコミュニティとは「人々から成り立っている」という1点のみが共通していたと結論づけている（Hillery 1955）。

ただ、コミュニティには、「居住者」（定住者、移住者）による彼らのための組織化・活動・情報発信が想定されてきた「閉鎖系コミュニティ」、一方、就業者や観光者など「非居住者」（来訪者）と「居住者」（定住者、移住者）が交流する組織化・活動・情報発信を認める「開放系コミュニティ」がある。定住者には高齢者層が、移住者には若年層が、比較的多い。

今日、コミュニティは世界から独立し地域内の閉鎖的（domestic）な存

在から、世界の一部として地域主体が開放的かつ自立的に発信しうる存在（local identity）として確立する方向に転換する必要がある、地域の活性化を推進する者は閉鎖系コミュニティから開放系コミュニティへと変革を促していることは確かである（境 2013）。

3-3 未来型コミュニティの定義、特徴と課題

3-3-1 未来型コミュニティの定義

従来型コミュニティに対して、「未来型コミュニティ」では何が異なるのか。あるいは、どのように根本的に異次元のものになるのか。その参考となるのが地方創生に対する諸政策の中身である。

従来型コミュニティは「地縁共同体（同じ場所に住む人々）」としての性格が強い。これに対して未来型コミュニティでは、「場所」よりも「共感」「目的」「実践」「データ」「テクノロジー」などが重視され、より柔軟につながる共同体、言い換えると「ネットワーク型共同体」となるものと考えられる。未来型コミュニティの特徴は、具体的には以下の通りである（境・学びの森 2026a）。

共通理念、協働プロジェクト、デジタル接続、相互支援、学習、創造活動

(1) リアル [対面] とオンライン [ネット・通信] の両機能を融合する

未来型コミュニティは、完全リアルでも、完全オンラインでもなく、「ハイブリッド型」で人に接続し、地域では所属が固定化されない。

特徴としては、必要時にリアル集合するものの、普段はオンラインやデジタル接続を許容し、地域を越えて参加し、常時接続できる型をもつ。これは「関係人口」の概念に近似するものといえる。日本の地域政策では、定住人口、交流人の中間型を指し、当該地域に定住していないが、他の地域に定住し、継続的にその地域に関わる人、「所属」が固定化されない（ただし、住所不定無職ではない）。

(2) 主体は「消費者」ではなく「参加者」である

コミュニティの主体が、消費者 [サービスの享受者, 行政への依存者] から参加者 [住民が企画, 共創, 運営を行う主体] へ変化する。つまり, 「コミュニティ=参加型プラットフォーム」となる。

(3) 「地域」より「目的」でつながる

地域 [同じ地域, 会社, 学校] でのつながりから, 目的 [同じ問題意識, 価値観, 挑戦] でのつながり へ変化する。

目的の例としては, 地域活性化, 起業家, 子育て支援, サステナビリティの各コミュニティがあげられる。

(4) AI・データがコミュニティを支援する

AI は単なる道具ではなく, コミュニティに対する「関係性支援インフラストラクチャ」になる。

インフラの例としては, マッチング, 活動促進, 学習支援, 対話支援, 合意形成支援などがあげられる。

(5) “弱い紐帯” が機能する

価値ある情報の伝達やイノベーションの伝播においては, 家族や親友, 同じ職場の仲間のような強いネットワーク (強い紐帯) よりも, ちょっとした知り合いや知人の知人のような弱いネットワーク (弱い紐帯) が重要であるという社会ネットワーク理論のことをいう。

1973 年に米国の社会学者マーク・S. グラノヴェッター (Mark S. Granovetter) が『Strength of Weak Ties』という論文で示した仮説で, 企業と労働者のジョブマッチング・メカニズムを明らかにするための実証研究に由来する (Granovetter 1973, 野沢 2006)。

グラノヴェッターによれば, 弱い紐帯は強いネットワーク同士をつなげる

“ブリッジ”として働き、情報が広く伝播するうえで非常に重要な役割を果たす。強い紐帯によって構成されるネットワークは同質性や類似性が高く、強い紐帯のみを重視すると求心力ばかりが働き、そのネットワークは孤立化を招く。情報伝播や相互理解を促進するには緩やかな紐帯が求められるのである。

ただし、「弱い紐帯」と「強い紐帯」は相互補完であり、緩やかなつながりの周辺には強いつながり、核となるつながりもある。

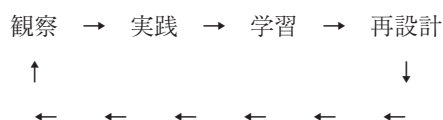
弱い紐帯の例としては、新規性の高い情報の獲得、キャリアや転職での優位性、しがらみのない相談相手などがあげられる。

3-3-2 未来型コミュニティの特徴と課題：観察と経験の体系化

未来型コミュニティでは、従来型コミュニティとは異なり、地縁共同体と主導者が固定されにくいいため正解を導きにくく、構成員相互の関係性が流動的である。そして関係性が流動的であるため、構成員間の知も固定されにくく、暗黙知を形式知に変えるなどの知の継承、継続性を担保しないとコミュニティ自体が綻びかねない。以下に簡潔に述べたい（境・成城学びの森 2026a）

(1) 「正解」がないため、観察と経験が必要となる

未来型コミュニティには従来型コミュニティのような、地縁共同体と主導者が固定されにくいいため、正解を導きにくい。言い換えると最初から正解があるわけではないため、正解に至る合理的な対応策、特に観察と経験の体系化と循環（サイクル）が求められる。



（2）「関係性の変化・流動化」が大きい

未来型コミュニティは従来型コミュニティと異なり、構成員相互の関係性が流動的である。例えば、以下のような「関係性の変化」が生まれる可能性がある。

- （a）構成員が継続的に参加しているとはいえない。
- （b）構成員が多様・多彩となり、その関わり方や参加の仕方が流動的となる。
- （c）構成員同士に対立や交流が生まれやすい。

（3）「暗黙知」を「形式知」「共有知」に変える必要がある

未来型コミュニティでは、構成員相互の関係性が流動的であるため、構成員間の知も固定されにくく、未来型コミュニティの運営には、以下の言語化されにくい「暗黙知」が相当量ある。

空気感の醸成、 信頼の形成、 対話の質量と方法
他者への協力・賛同の要請

コミュニティの知、すなわち、「暗黙知」を「形式知」に、さらに「共有知」に変換する必要がある。そのためには、ここでも観察と経験の体系化と循環が必要となる。それを行わないと、そのコミュニティは属人的となり、核となるキーパーソンへの依存、専門的／実践的な知識・技術の継承が困難になる懸念が生まれる。

（4）従来型コミュニティと未来型コミュニティの位相と現場での問題点

第一に、未来型コミュニティ自体がもつ課題である。場所に制約されない利点が逆に制約条件になる場合があるか否かである。

第二に、従来型コミュニティと未来型コミュニティが併存する場合、その相互関係、位置づけがどのような意味をつか、新たな課題が発生する余地がある。

第三に、従来型コミュニティを未来型コミュニティに転換する場合の課題である。

最後に、未来型コミュニティを基礎として、いかに現場で実働・実践するか。ただし、紙幅の関係から、上記項目の詳細な検証については稿を改めたい。

3-4 「未来型コミュニティと未来志向のまち」分析枠組み

3-4-1 分析枠組みの要件

地方創生の課題解釈のための「未来型コミュニティと未来志向のまち」の要件としては下記が考えられる。

1. 地域課題の発見と目標設定
2. 地域資源の整理・総括「未来型コミュニティと未来志向のまち」の創造，地域価値の共創 & 協創，地域パーパスの検証
3. 人材育成：多様な個々の人材を育成する取り組み
オーナーシップ，リーダーシップ & フォロワーシップ
若い世代に着目，リタイア経験者の見識
4. テクノロジー：SNS，ネットワーク化，DX 化を推進する
5. 助成金・補助金・クラウドファンディングなどの資金調達
6. 持続可能な事業創造：素人発想・素人実行を経て素人発想・玄人実行（後述）
7. 外部機関との協力 産学公民連携 地域住民の主体性を育む

特に、以下の内容を分析目標としてかかげる。

(1) まち，商業施設，観光施設などの魅力・評価を高めるために，持続的な成長の実現，関係する全員の幸福の追求，それを支える人的，物的，財務的な投資をいかにすすめるか，その実態を明らかにする。

(2) 未来型コミュニティ，未来志向のまちづくり，新たな事業創造，産学

公民連携、多世代の交流の場づくり、などが具体的にどのように行われているか、その現場を可能な範囲で観察する。

(3) 交通・立地を生かした産業振興、歴史・文化等を活用した観光振興、子育て・教育など次世代への投資、医療の充実などの健康増進、安全・安心の向上などが具体的にどのように図られているか、可能な範囲で考察する。

(4) 地域資源を棚卸し、見直し、最終的に地域価値の共創&協創につなげる。ここで、共創とは1つの目標に向かっての協働、協創とは構成員の個性と能力を引き出しての協働を意味する。研究所内の協創、あるいは事業部間、顧客との協創という形で新しいものを生み出す力が重要である[図表1参照]。

図表1 地域資源 分類

地域資源	気候 地理 人的	降水、温度、風 地質、地勢、陸水、海水 人口分布、人口構成
自然資源	原生的 二次 野生 鉱物 エネルギー 水 環境	原生林、自然草地 人工林、里地里山、農地 希少種、山野草 化石燃料、鉱物素材 太陽光、風力、地熱 地下水、表流水、湖沼、海洋 風景、景観
人文資源	歴史 社会経済 人工施設 人的 情報	遺跡、歴史的文化財、歴史的建造物 伝統文化、芸能、祭、民話 構築物、建造物、市街地、商店街、公園 労働力、技能、技術、知的財産 実践知、技術、手法、暗黙知・形式知
特産資源		農林水産物、同加工品、工業部品、組立製品
中間生産物		間伐材、家畜糞尿、下草、落葉、産業廃棄物

(注) 三井情報開発総合研究所「いちから見直そう！地域資源」をもとに独自に作成。

境・成城学びの森（2025a）、同（2026a）より掲載。

企業（brand）においては根源的な存在意義がパーパス（purpose）ととらえられている。自社の存在意義を明確化し、それを軸とした経営を行うことをパーパス経営というわけである。しかし、今日、パーパスを問われるのは企業ばかりではなく、地域も同様であり、当該地域はなぜ存在しているのか、地域の存在意義が問われている。地域パーパス、地域の存在意義を地域資源の価値からの検証する必要がある。

3－4－2 10個の調査項目

分析対象のエリアにおける企業、市民、行政の関係者に対して、人材育成や事業創造についてフィールドワーク、インタビューを実施し、以下10つの項目について調査を行う。その上で各地域の特徴、課題などを明らかにする。

「商業・まちづくり」「観光」「祭り」「医療・介護・福祉」「環境」
「防犯・防災」「エネルギー」「人材育成」「目的」「テクノロジー」

4. 素人発想・玄人実行の系譜とブレインマップならびに新事業創造への示唆

4－1 長尾 真 氏：

素人の目、学問の目的、研究、師、学問と実践、21世紀の概念

長尾真氏の最終講義「人間的情報処理を目ざして」（1997年）が『教授退官記念誌』に掲載されている（長尾 1998）。長尾氏は京都大学名誉教授、同総長（1997-2003）、情報工学の第一線で活躍、民間から初となる国立国会図書館長を歴任した。長尾氏に指導を受けたのが、金出武雄、辻井潤一、松山隆司、松本裕治、佐藤理史、黒橋禎夫、中村裕一ほかの諸先生方である。最終講義は大きく4つの章から構成されている。

1. パターン認識について
2. 機械翻訳について
3. 電子図書館について
4. 随想

このうち、「4. 随想」から示唆に富む内容を紹介する。

（a）素人の目

長尾氏は、自分は長年携わった研究分において常に素人であった。あるいは素人で通してきた。自分は普通の人が素直に考える考え方にくみし、そこに新しい体系を打ち立てる努力をする。

（b）学問は何のためにするか

全ては人間にもどってくる。真理の探究、学問のためという名のもとで研究者に傲慢があってはならない。公費で好きな研究を自由にさせてもらえる身分なのだから、謙虚にならなければいけない。

（c）研究について

長尾氏は、研究については日本の研究者が欧米の論文を読みすぎており、彼らの論文からヒントをえて、それを改良・発展させる研究を行いすぎていると指摘する。

他人がやっていないことこそ自分がやる値打ちのあることである。新しい分野の研究は初めのうちはたくさんの研究成果も出せるものの、10年もすれば本質的な問題はほとんど解決し、残るのは重箱の隅をつつく問題、難しく解けない問題である。その頃には多くの研究者がこの分野に参入して研究するので、自分がやらずとも誰かがやってくれると思い、その分野から退くことをしてきたという。世界には未知のことで解明すれば社会に役立つことはいくらでもある。

（d）師について

自分は学内外の多くの先生にめぐまれ、様々なことを学ぶことができた。先生方に共通するのは学問に対する尽きせぬ興味、好奇心そして情熱である。

（e）学問と実践について

現代はあまりにも頭だけが発達しすぎている。発言が多すぎる。実践がそれに伴っているかという疑問である。それは私自身に問いかけ、解

決すべき問題なのである。過去を断ち切る勇気を持ちたいものである。

(f) 21 世紀の概念を求め

ギリシャから現在まで単純化しながらめると、知情意のサイクルを画いてきているように思う。知のギリシャ、情のキリスト教時代、意のルネッサンス、再び知の 19 世紀・20 世紀となっている。私は 21 世紀の概念は情であり、情の時代になってゆくと思う。知の行きつく先には情が再び現れてくるのではないか。科学技術の発展により、マイナス面が強く現れ始め、このままで科学技術を進めてよいものかという疑問が出されている。

次に、情報処理学会において、100 年後はいかにあるべきか、そのために情報関係の我々は何をすべきか、という立場から長尾氏が述べた意見を記載する（長尾 2021）。

100 年後を目指した情報科学の研究活動について、100 年後の目標：世界人類の平和的共存・共栄である。そのためには、あらゆる人、民族、国家間の相互理解の実現、また人類が安寧に共存できるための地域環境の改善を図る必要がある。課題に対して情報科学ができることは山積している。それらを洗い出し、10 年単位でどのように実現していくか。学会が明らかにすべきである旨、長尾氏は提案する。

4-2 金出 武雄 氏：素人発想・玄人実行

(1) 金出武雄 (1945-) は、コンピュータービジョン、ロボット工学を専門とする計算機科学者である。1968 年に京都大学電子工学科を卒業した。1970 年に同大学工学修士号を取得し、1974 年には、世界で最初とされる自動顔認識システムの開発により博士号を取得した。京都大学情報工学科助手を経て、1976 年に同助教授に任官。典型的な日本の大学教官の道を行っていた。しかし、その後、米国カーネギーメロン大学のアラン・ニューウエル博士との出会いが金出の人生を変えた。ロボットビジョンや

人工知能で先行する米国で自分の可能性に挑戦したいと考えた結果、1980年の春、金出は強い決意から京都大学助教授の職を捨て、カーネギーメロン大学と高等研究員として5年契約を結で家族とともに渡米した。

コンピュータビジョンとロボットカーネギーメロン大学は、マサチューセッツ工科大学、スタンフォード大学と並んで、コンピュータ・サイエンスの世界で有名な大学である。刺激的な環境の中で、金出は1981年に動画像を解析し、その中での物体の動きを高速にかつ正確に追跡する方法を研究した。画像中で動く物体の追跡では、その物体のエッジや模様など特徴的な点を抽出し、次のフレームでその特徴点の存在場所を探索する必要がある。金出らはこの特徴点を追跡する基本的アルゴリズムとしてLucas-Kanade法を提案した。

金出の研究に対する取り組み姿勢は「メッセージのある研究」である。研究の成果を聞いた人が『それを使えばこんなアイデアが実現できるかもしれない』、驚きや触発を受けるような研究をするべきであるという。この考え方は、金出が博士課程で研究に行き詰まった経験から生まれている。長尾教授に具体的な対象に関する成果を求められ、1970年の大阪世界万博の際に集められた1000人の顔がデジタル化されたデータベースの存在と、このデータベースの画像を処理して認識することを研究目標に定めた。様々な課題に行き詰まりが生じたものの、最終的に人の顔を画像の入力から抽出して判別まで自動的に行うことが可能になった。それは世界で最初の自動顔認識システムとして知られる研究ともなった。これが契機となって金出は研究や開発は具体的な目標を必ず持ち、多くの人にメッセージを与えられるものであるべきという考え方を持つようになった。

「仮想化現実」の概念では、バスケットボールやブロードウェイの熱狂的なファンが、試合や舞台を自分たちの好きな座席から見ることができ、それがリアルタイムに処理されれば、選手や俳優の動きに合わせて座席を変えることすら可能となる。金出は「仮想化現実の世界」のロボットの

ハードウェア分野においては、1981年頃、直接駆動型マニピュレータというギアを使わないロボットの腕の概念と、世界最初のプロトタイプ開発者の一人として携わった。

運転手なしの車、自律ヘリコプターなど数多くの自律移動ロボットや応用システムの開発プロジェクトリーダーを務めたが、特に1995年には、「手をはなしてアメリカ横断」という自律走行車のデモンストレーションを行った。デモンストレーションでは2～3人が乗車し、常に監視しながらピッツバーグから西部海岸のサンディエゴまでの約5,000kmの98.2%を、自律的に計算機の「目」によって道路の位置を見つけながら走行することに成功した。1995年以降、画像の特徴抽出や運動物体の動き推定、距離計測、ロボット制御など数多くの研究成果の集大成の一つとして、金出らが「仮想化現実（Virtualized Reality）」と名付けた全く新しい視覚メディアの実現への挑戦が始まった。

その後、金出は2019年文化功労者、カーネギーメロン大学高等研究員、教授、ワイタカー記念教授、ワイタカー記念全学教授、ロボティクス研究所・所長、生活の質工学センター・センター長を歴任した。産業技術総合研究所ではデジタルヒューマン研究センター長を務め、2015年より名誉フェローである。翌2016年には理化学研究所革新知能統合研究センター特別顧問に就任し、同年、京都賞（先端技術部門）を受賞した。2020年には学士院会員に選出されている（第2部第5分科）。自らの経験をまとめた金出氏の『独創はひらめかない』は業界を問わず、様々な場面で示唆を与える。

上記著書に先立って、金出はインタージャーナル「創造力の7か条」（聞き手 桂木行人）[2006-2007年、全7回]というコラムが示唆に富む。ここでは「素人発想・玄人実行」について要点を述べたい（金出2006；2007）。

（2）素人発想・玄人実行

「素人発想・玄人実行」とは、素人のように発想して、玄人として実行

するということだが、これは、玄人つまり専門家に対する警告である。研究開発にとって発想は、単純、率直、自由、簡単でなければならない。発想を邪魔するものは何か。それは中途半端な知識——知っていると思う心——である。既存の方法でうまくいった経験と知識が発想の貧困を招くこともある。

玄人がもつ成功体験のパラダイムからいかに自由になるかが難しい。パラダイムとは、そのパラダイムの内部にいる人間にはそれとして自覚できない。だからといって、玄人が素人と組んでも駄目である。「考えるときは素人として素直に、実行するときは玄人として緻密に」行動することである。本当の玄人は、「自分の玄人性」に自ら疑問を持てる人で、一度リセットして、自由な素人発想をしなければ、次の段階に進めない。せっかく築いたものでも捨てなければならないことがある。プロとしてよい仕事ができるか、できないか、アイデアを完成できるかどうかの分かれ目は、捨てて変える決断力、勇気があるかどうかであろう。

最近は畑村洋太郎の「失敗学」という学問もある（畑村 2005；2022）。「成功から学ぶ」とか「失敗から学ぶ」とは誰でもが考える。実は「成功を疑う」ことが一番難しい。

上記のコラムとは別に、金出氏は、自分のアイデアの表現方法について、経験知を述べている。最初に、人の関心は最初がもっとも高いため、手持ちのカードのよいものから順に出す。よくいわれる手法の結論から話せというものである。

次に、驚きを用意することである。相手が知っていること、知らないことを半々程度に調整する。難しいことはわかりやすい例でイメージを喚起させる。最後に、発表スライドは一目見てわからないように作る。発表を見に来た意味が生まれるようにスライドに過剰に書きすぎない。聴衆をコントロールするのである（金出 2012）。

「素人発想・玄人実行」を実現するために大事なこととして、金出氏は

「発想する」「シナリオを作る」の2つを挙げる（CEDEC 2016）。

まず発想は、「身の回りからヒントを得る」ことが大切である。そして、それが飛躍しているように見えたり、いかげんに見えたりしても否定せずにひとまず許容する。

後者のシナリオを作るにあたっては、「何がどうしてどうなった」「どこでどんな風に役に立つ」ということを「広く、大きく、自由に、楽しく考える」ことが重要である。話が広がればより多くの人が参加できる余地が生まれる。この考え方やアプローチに基づき、金出氏は様々な研究を行った。その1つが、数年来注目を集めているVRである。新しいことに価値があるのではなく、役に立つことに価値がある。それを実現するためには成功に至るストーリーの存在する「焦点の定まった研究」が重要であるという。

なお、金出氏の座右の銘について、元来は、「素人発想・玄人実行」ではなく、「素人発想・玄人実装」であったことである。「実装」とは、すなわちコンピューターやシステムにおいて新たに機能の付加（implementation）、動かすことの重要性を強調した。しかし一般に巷では馴染みの薄い「実装」に代え「実行」も用いたのである。

最後に、2019年にノーベル化学賞を受賞した吉野彰氏の現在・過去・未来ならびにバックカスティングの思考にふれる。吉野によれば、研究開発には超現代史の視点が重要であるという（吉野 2019）。超現代史とは、現在から最近の10年、20年程度の過去の歴史をきちんと理解することによって、未来が見えてくることを指す。そして思考法にはバックカスティング（back casting）とフォアカスティング（forecasting）がある。前者は、「未来」を起点として、そこから逆算して「現在」何をすべきかを考える。一方、後者は、過去のデータや実績などに基づき、「現在」を起点として未来の目標に近づく。吉野は、過去に対する総括が十分であれば、バックカスティングの方法が未来の目標を高い確度で見据える上で重要

となることを強調する。

金出の素人発想・玄人実行（実装）は、畑村の失敗学、吉野の現在・過去・未来ならびにバックキャストिंगとともに共振して、発想と実行により有意な示唆を与える。

4－3 発想法に関する多様な知見

（1）福永 泰 氏：CONVERGENCE（共創・協創・融合）研究の推進，江戸学・京都学の起源，3%の輪

日立研究所，同中央研究所，日本電産モーター基礎技術研究所で所長を歴任した福永泰氏は，長尾真教授の研究室の出身であり，金出教授とも縁が深い。研究開発を行う要件として以下の3点をあげている（福永・竹内2006，福永2021）。

① CONVERGENCE（共創・協創・融合）研究の推進

解析型研究から統合型研究へ展開する。

② CONVERGENCE（共創・協創・融合）の起源

江戸学・京都学・奈良学・出雲学へと展開した歴史がある。

③ 融合型研究の3つのフレームワーク

（a）技術，出口のマトリックス

（b）パズル型よりレゴ型開発へ

（c）3%の輪で人と人，技術と技術を接続

研究所内の協創，あるいは事業部間，顧客との協創という形で新しいものを生み出す力が重要である。イノベーションは，単に研究成果を論文にして特許を取ればよいというものではなく，製品やサービスという出口までつなげ，それによる社会貢献という使命を果たさなければならない。そのためには，研究所内だけで閉じず，外部や事業部との連携，研究所間の人的交流も，推し進める必要がある。

ここで求められる人間のモデルとして，研究者たちには，自分の成果の

中で3%だけ隣とつなげる仕事をしようと呼びかけている。すると、2人の成果が(1.03)2の力になる。単純計算で、その1.03倍の成果を持った人が236人並列につながれば、(1.03の236乗で)成果は1,000倍を超える。そして分野の異なる人間どうしがつながることが重要となる。それを推し進めることが、研究所運営の使命といえる。

最後に、福永氏は金出氏の素人発想・玄人実行について重要な指摘をしている。それは素人発想・玄人実行とは、最初は素人発想・素人実行であり、失敗や試行錯誤を重ねた後に素人発想・素人実行から素人発想・玄人実行へ徐々に変容していく性格のものであるという。これは素人発想・玄人実行の本質を理解する上で重要な示唆となろう(福永 2021)。

(2) デザイン思考

科学における思考法として「デザイン」を捉えたのは、ハーバート・サイモン(Herbert Simon)であり、その著書『システムの科学』に見られる(サイモン 1999)。またデザイン工学分野ではロバート・マッキム(Robert McKim)による『視察の経験』("Experiences in Visual Thinking")にも見出すことができる(McKim 1973)。

一方、ピーター・ロウ(Peter G. Rowe)の『デザインの思考過程』は建築家と都市計画者が用いる方法とアプローチを記述しており、デザイン研究において「デザイン思考」という言葉が用いられた初期の文献といえる(ロウ 1990)。さらにデザイン思考のビジネスへの応用は1991年にIDEOを創立したデビッド・ケリー(David Kelley)によって開始された(Brown 2009)。

デザイン思考が注目を集めたのは、2005年にスタンフォード大学にd.schoolが創設され、Business Week 誌が“design thinking”と題した特集号を発行したことを契機としているといわれている。さらに2008年、ハーバードビジネスレビューにIDEOのCEO、ティム・ブラウン(Tim

Brown) が“IDEO Design Thinking”を発表したのを契機に、ビジネス領域での関心が高まった。

ブラウンによれば、デザイン思考は、デザイナーの感性と手法を用いて、人々のニーズと技術の力を取り持つ」領域を専門とし、実行可能なビジネス戦略にデザイナーの感性と手法を用いて、顧客価値と市場機会の創出を図るものと理解される（ブラウン, 2014）。デザイン思考の考え方にはつながる。

（3）発想法と実行・実装の基礎となる思考

発想法と実行・実装の基礎となる思考には以下の対概念がある。

（a）分析と総合

分析と総合という言葉は（古代）ギリシャ語を語源としている。一般的には、分析とは概念的・実体的な全体を部分や構成要素に分解する手続きのことを指す。総合はそれとは反対の手続きであり、分離された要素や構成要素を一貫性のある全体にまとめることである。しかし、科学的方法としての分析と総合は常に並行関係にあり、互いに補完し合う。あらゆる総合は先行する分析結果から出来上がるものであり、あらゆる分析は後続する総合によってその結果を確認・修正することを求められ（Ritchey 1991）。

（b）発想と論理

新しいアイデアを創造するための思考法は大きく「発想」と「論理」の2つに分けられる。飛躍したアイデアを得るための発想と、手堅く展開して決めるための論理である。そして各々のツールには役割と限界がある。

（c）発散思考と収束思考

可能な限り多くの解決を拡げて探るためには、発散思考 (divergent thinking) が必要である。その後でこれらの可能性を一つの最終案に絞り込んでいくためには、収束思考 (convergent thinking) が求められる。発散思考とは一つのテーマについて通常とは異なるユニークで多様なアイデアをもたら

す能力であり、収束思考とは与えられた問題に対して一つの「正しい」解決を見つけるための能力である。

4-4 ブレインマップの提唱

筆者が新たに提案する「ブレインマップ」(brain-mapping, brainmap。商標ではブレイン・コミュニケーション・マップ／Brain Communication Map)は、2008年から成城学びの森(生涯教育支援事業)の一講座を担当してきた境新一が、そこに集った受講者からの問題提起をもとに、その一人であった榎本正、谷真哉(当時は本学大学院生、現在、杏林大学専任教員)とともにアイデア、情報などを整理して可視化する発想法ならびにシートの開発、そして記載方法の試行錯誤を繰り返してきたものである(境・谷・榎本 2022)。

本マップの特徴は、作成者の目的に応じて、主要な情報／論点を一目で理解できるように1枚で完結(一覧性)し、整理するのに有効な手法である。ブレインマップは、ブレインストーミング、マインドマップなどの発想展開型、ロジックツリー、KJ法などの論理分類型、その双方の機能をあわせ持つ発想論理融合型の発想法である。

ここでは、ブレインマップの基本的な概要について簡単に説明する。

本マップの形式は、主に、マップ全体の目標や目的、中心となる概念や核となるテーマ、マップからもたらされた結果を表す「中央マス」と中央マスを補足する情報を表す「周辺マス」に分かれ構成されている。中央のマスの上、中、下の位置にある部位の空欄に、(上)目標(解決すべき課題、問題、全体を俯瞰した物語、想定される結果)、(中)中心となる概念、キーワード、(下)ブレインマップより導き出された、(後から)解決方法、問題の解、結果 を記入する。

「中央マスの上」に基づき、全体像をイメージしながら、「中央マスの中」のキーワードに関する内容を周辺のマスへ時計まわりに思いつく(連想する)内容を「周辺項目」として箇条書きに書き出す。さらにその隣接

するマスとなる「細部」は、周辺マスへ箇条書きに記載した内容の説明事項が記される。すべてのマスに記入が完了したシートをもとにブレインストーミングやなぜなぜ分析を経て、内容を進化・深化させ、より具体的な問題解決へと進む。ブレインマップは個人ならびにグループの各々のレベルで作成した後、十分な対話と議論を経たアイデアに優先順位をつけて実行してゆく。実行結果が思わしくなければ、次のアイデア、更に次のアイデアに切替えて実行を繰り返す。

代表的な活用方法は、以下の3つの類型となる。

①発想集約型：問題解決、アイデア発想、事業計画 ②情報整理型：情報整理、思考整理、読書ノート ③教唆・気付き型：コーチング

いずれも、まちづくり、新事業創造に有益である。

4-5 新たな事業創造のための着眼点：思考と行動のサイクル

既存の事業を事業内容、技術等のイノベーション、SNS、ICT、IoTなど情報通信技術を駆使して、小さな事業から始めて独創的な事業に成長させる（境 2023a；2024a、境・成城学びの森 2026a）。

新事業を創造する手がかりとしては、日本経済新聞社ほかで継続的に刊行されている「業界地図」にみられるような既存事業を複数組み合わせる方法があげらる。これはいわゆる持続的イノベーションに相当する。そのためには事業の根拠となる技術、起源となる技術を確認すること、現在の認識と実際の事業アイデアとの間に乖離がないか検証することが求められる。

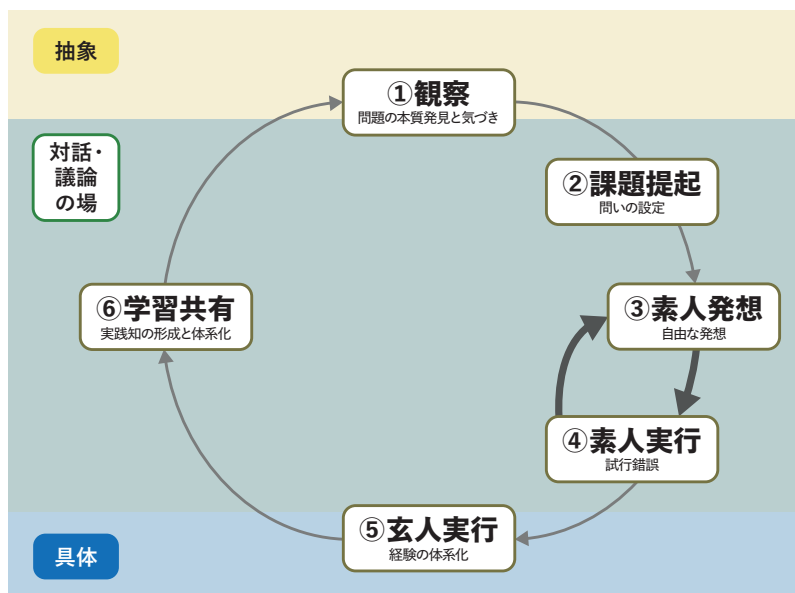
一方、「業界地図」に存在しない、すなわち既存事業にはない新たな事業を創造するには、一度、既存事業をささえる基盤の概念やパラダイムを破壊または棚上げして、先入観を排除してゼロベースで考える「素人発想」を行う必要がある。現在の状態を十分に把握した上で、過去・現在・未来にすべきことを考える。過去の積み上げ（過去・現在・未来が連続であ

る前提)からイノベーションが起こらないことは多々ある。むしろ未来のビジョンから逆算して破壊的イノベーションを起こす(過去・現在と未来が非連続である前提)

福永氏の見解をふまえれば、最初は素人発想・素人実行であり、失敗や試行錯誤を重ねた後に素人発想・玄人実行へ徐々に変容し、その素人発想・玄人実行にもとづきブレインマップのアイデア発想と情報整理を活用してアイデアを可視化して事業創造をすすめることになる(境・谷・榎本 2022, 福永 2021)。

その際、①誰にとって、②いかなる課題を、③どのように解決し、④いかなる価値を提供するか、を意識して思考と行動のサイクルを回す。例えば、以下のサイクルである。

図表2 事業創造のための思考と行動のサイクル



(注) 境・成城学びの森(2026a)をもとに独自に作成。

5. おわりに：

「未来型コミュニティと未来志向のまち」の適用事例

最後に、「未来型コミュニティと未来志向のまち」の分析枠組みにもとづく素人発想・玄人実行の事業創造の事例として東京都世田谷区下北沢周辺ならびに静岡県裾野市トヨタ工場跡地をとりあげる。

ただし、本稿では上述の分析枠組みや調査項目に関する具体的な検証については、稿を改めて記すこととしたい。

5－1 下北沢エリアマネジメント協議会

若者が集まる下北沢駅周辺（東京都世田谷区）は、演劇や音楽に代表される文化が根付き、カレーや古着のまちとしても知られるなど独特な活力がみなぎるエリアである。最近は線路跡地と高架下の活用による「下北線路街」、ミカン下北が新たな魅力を生み、さらなるにぎわいを生み出している。

この下北沢駅周辺のまちづくりに取り組む「下北沢エリアマネジメント協議会」が2025年3月に発足した。構成員は、下北沢一番街商店街振興組合、下北沢南口商店街振興組合、しもきた商店街振興組合、下北沢東会、代沢通り共栄会、下北沢南口ピュアロード新栄商店会、北沢2丁目協和会、北沢2丁目南町会、昭和信用金庫、小田急電鉄、京王電鉄、ILOVE 下北沢、世田谷サービス公社、世田谷区産業振興公社、世田谷区である。

下北沢エリアマネジメント協議会は、設立と同日の3月2日、北沢タウンホールでキックオフミーティングを開催した。以下、キックオフミーティングや当日配布された小冊子「下北沢未来ビジョン」を基に、総括した（下北沢エリアマネジメント協議会 2025）。

（1）エリマネ法人の収益で持続可能なまちづくりを目指す

下北沢エリアマネジメント協議会の柏雅康会長によれば、エリマネの必要性を感じたきっかけとして、多様な文化があるまちで運営に携わってき

た方々の高齢化が進み、担い手不足に対応していく必要性、次の世代にバトンを託す必要性を感じたことがあげられる。1つの大集合体に頼るまちづくりではなく、地元で商売や生活をしている人たちで考える協議会を組織した。

同協議会の長沼洋一郎副会長によれば、今後立ち上げる予定のエリママネジメント法人が収益を上げ、それを元に住民の方、商店街の方、来街者の方のご意見を聞きながら、まちに還元していく還元事業を行う。エリマネ法人の立ち上げや体制維持のための費用、協議会の運営費も当法人で捻出する。一般にエリマネとは『公共用地をどう使うか』ということに一番関心が向くが、下北沢のエリマネ協議会・エリマネ法人では、地場の組織の持続的な経営・運営を行うことを目標にしている。

(2)「未来ビジョン」で示した3つの事業を展開

キックオフミーティングでは、準備協議会などで検討を進めてきた「下北沢未来ビジョン」を公開した。ここでは3つに分けた対象エリアを示している。中心となる「対象施設」は、下北沢駅駅前広場（2026年3月末完成予定）や都市計画道路補助54号線（下北沢駅周辺の整備が2028年度中の完成を目指し進行中）の区域とした。さらに、エリマネの重点的な活動対象となる「対象エリア」、その周辺の「波及エリア」を設定して活動を進めていく。

第一に、「まちの価値創出事業」。情報発信やイベント開催のほか、下北沢というまちのブランド力を生かした商品開発、広告などの収益事業も検討する。

第二に、「公共空間活用事業」。前述のエリママネジメント法人が主に担う事業である。世田谷区が整備する下北沢駅駅前広場など公共空間の貸し出しを通じ、公共空間を活気ある場にする。ゴミ箱のラッピングやデジタルサイネージなどによる広告を公共空間に掲出して、収益事業とすることも検討対象としている。

第三に、「快適性向上事業」。まちの環境をより安全で美しく 快適にす

る事業。清掃活動、ごみ箱の設置・管理、パトロールなどに取り組む（境新一研究室 2025b）。

下北沢エリアマネジメントは強固な都市計画をトップダウンで進めるのではなく、住民や来街者の「こんな場所があったらいいな」という素朴な思いを起点に、小さな実験を繰り返して街を育てる。下北沢エリアの「素人発想」を形にする仕組みエリアマネジメントの役割：地元商店街、鉄道事業者（小田急電鉄や京王電鉄）、地域住民らが一体となり、下北沢らしい自由な文化や多様性を損なわずに、歩いて楽しい快適な街づくりを推進している。住民参加型の緑化や養蜂など、多様な活動が展開されている。「下北沢は永遠に未完成な街」というコンセプトの下で、新しいアイデアや店舗、プロジェクトが次々と生まれやすい土壌が作られている。

5-2 トヨタ自動車による Woven City（ウーブン・シティ）

次に、トヨタは自動車メーカーからモビリティカンパニーへと再定義する中で、暮らしに密着したサービスを開発・検証する場として、静岡県裾野市の旧東富士工場跡地に Woven City（ウーブン・シティ）という未来の実証実験都市を建設した。2025年9月にまちびらきを行い、同社従業員や研究者などが実際に居住しながら、自動運転、AI、ロボット技術を生活空間で実証している。ウーブン・シティは、ヒト中心のスマートシティの機能やネットにつながるモビリティサービスを検証する「生きた実験室」であり、ICTを生かしたエリアマネジメントをすすめている。詳細は以下の通りである（日経クロステック 2025）。

第一に、場所と規模は、上記の工場跡地で、第1期エリアは約 47,000㎡である。

第二に、まちのコンセプトは、「Living Laboratory（生活実験都市）」、「ヒト中心の街」、「未完成の街」である。

第三に、道路構造は、歩行者用、モビリティ共用、高速車両用の3種類

（または地下を含めた4層）の道路が織り込まれた設計となっている。

第四に、実証技術は、自動運転「e-Palette」、AI、ロボット、スマートホーム、水素エネルギーなどである。

最後に、居住者規模は、2025年秋に約300人からスタートし、将来的に2,000人規模へ拡大する予定である。

Woven Cityにおいては、常識にとらわれない街づくり（素人発想）、未来の暮らしのワクワクするアイデアやビジョンを掲げている。トヨタの技術力とパートナー企業による具現化（玄人実行）が掲げられた未来の生活像に対し、トヨタの持つモビリティ技術、AI、ロボティクス、エネルギーシステムなどの最先端テクノロジーと、参画する様々な外部企業（Toyota Woven City Challengeを通じて集まるスタートアップや大学など）の専門知を結集し、実際に街のインフラとして構築している。

【謝辞】

本研究では筆者が担当講師となる「成城学びの森」講座での議論に多くの示唆を得ました。特に、福永泰、齊藤和孝、齊田秀実、青木寧、井川紀道の各氏に深く感謝申し上げます。

【参考文献・注】

- ベネディクト・アンダーソン（2007）『定本 想像の共同体：ナショナリズムの起源と流行（社会科学の冒険）』白石隆、白石さや 訳、書籍工房早山。
- レイ・オルデンバーグ（2013）『サードプレイス：コミュニティの核になる〈とびきり居心地よい場所〉』（忠平美幸 訳）みすず書房。原著：Oldenburg, Ray, The Great Good Place: Cafes, Coffee Shops, Bookstores, Bars, Hair Salons, and Other Hangouts at the Heart of a Community, Da Capo Press, 1999.
- 金出武雄（2006；2007）「問題解決の7か条」, (株)メディアエンジニアリング, 2006-2007年 [全7回]。インタージャーナル（2006）創造力の7か条（聞き手：桂木行人） <http://mec.gr.jp/INTER/kanade/kanade1.html>
- 金出武雄（2012）『独創はひらめかない「素人発想、玄人実行」の法則』日本経済新聞出版。

- 環境省(2025)「地域循環共生圏とは」 <https://chiikijunkan.env.go.jp/>
- 小林重敬・青山公三・保井美樹・長谷川隆三・御手洗潤・中井検裕・村木美貴ほか(2015)『最新エリアマネジメントー街を運営する民間組織と活動財源』学芸出版社。
- サイモン(1999)『システムの科学 第三版』パーソナルメディア(稲葉元吉・吉原英樹訳)
- 境 新一(2013)「アート・プロデュース論の枠組み:「千の音色でつなぐ絆」プロジェクトを例として」『社会・経済システム』34巻, 73-82頁。
- 境 新一(2014)「日本の商店街活性化に関する課題と展望:東京都世田谷区を中心にタウンマネジメントの視点から考察」『成城大学経済研究』205号, 13-54頁。
<https://seijo.repo.nii.ac.jp/records/3535>
- 境 新一(2017)『アート・プロデュース概論ー経営と芸術の融合』中央経済社。
- 境 新一(2020a)「創造性のあるまち・商店街づくりの追求:下北沢と成城に関する70年間の変遷とフィールドワークを踏まえた提案」『成城大学経済研究』229号, 23-73頁。 <https://seijo.repo.nii.ac.jp/records/5820>
- 境 新一(2020b)「日本の公共施設の再生と活用に関する検証:図書館, 廃校, 倉庫の事例をふまえた新たな提案」『大妻女子大学紀要 社会情報系, 社会情報学研究』29巻, 107-121頁。
- 境 新一(2023a)「ウィズ/アフター・コロナにおける新事業創造の推進ならびに中止・撤退の要件と事業評価に関する考察ーステージゲート法に関する意義と課題を中心に」『法政大学多摩論集』39, 141-184頁。
- 境 新一(2023b)「拠点連携に基づくエリアマネジメント& プロデュースによる地域創生の検証:長野県飯綱町における存在価値向上の提案を通して」『成城大学経済研究(木村周市朗名誉教授古希記念号)』239号, 47-82頁。
<https://seijo.repo.nii.ac.jp/records/6299>
- 境 新一(2024a)「東大阪市ならびに田辺市の都市計画をふまえた未来志向のまちに関する検証:布施駅と紀伊田辺駅の周辺地域における商業と観光の課題と展望」『成城大学経済研究』244号, 95-152頁。 <https://seijo.repo.nii.ac.jp/records/2000205>
- 境 新一(2025)「山形県酒田市における多様な拠点連携による新たな事業創造の可能性:地域コミュニティ活性化とキーパーソンの視点からの検証」『成城大学経済研究』251号, 43-81頁。 <https://www.seijo.ac.jp/education/faeco/academic-journals/jtmo420000001ijiatt/251-3sakai.pdf>
- 境 新一研究室(2023a)「第32回経営学合同ゼミナール/3年ぶりに合宿形式の発表大会ー成城大学・境ゼミナールが昨年に続き最優秀賞を受賞ー 未来

- 志向のまち・商店街の創造：東京、長野、大阪の事例より産学公民連携を取り入れた新たなサードプレイスの提案」 2023.09.12 <https://www.seijo.ac.jp/education/faeco/news/jtmo42000001bf6t.html>
- 境新一研究室（2023b）「経済学部・境新一ゼミが「SDGs de 地方創生」カードゲームを体験しました」 2023.12.18 <https://www.seijo.ac.jp/education/faeco/news/jtmo42000001d2ek.html>
- 境新一研究室（2024）「人口減少社会で持続可能な人づくりと地域プロデュース：東京・長野・和歌山における人材の育成&循環と新事業創造の事例検証と提案」第33回経営学合同ゼミナール～成城大学・境ゼミナールが優秀賞を受賞～ 2024.09.13 <https://www.seijo.ac.jp/education/faeco/news/cvt4qu0000004y3t.html>
- 境新一研究室（2025）「下北沢ゴミ箱社会実験・調査分析報告」経済学部・境新一研究室が下北沢ゴミ箱社会実験に関する調査・分析ならびに考察に取り組みました」 2025.11.27 <https://www.seijo.ac.jp/education/faeco/news/cvt4qu000000uxa7.html>
- 境新一・成城 学びの森コミュニティーカレッジ（2025a）「春夏講座 地域&企業の連携によるパーパス達成と新事業創造：人と生成 AI の融合による素人発想・玄人実行の実現」
- 境新一・成城 学びの森コミュニティーカレッジ（2026a）「春夏講座 未来型コミュニティのプロデュース戦略：観察と経験にもとづく素人発想・玄人実行の枠組みを用いて」
- 境新一・谷 真哉・榎本 正（2022）『新事業創造のための発想法：素人発想・玄人実行にもとづくブレインマップの手法』文眞堂。
- 下北沢エリアマネジメント協議会（2025）「下北沢未来ビジョン」。
- 人口戦略会議（2024）『地方自治体「持続可能性」分析レポート』。
- F・テンニース（1957）『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』杉之原寿一 訳，岩波文庫（上・下）。原著 F. Tönnies（1887）: *Gemeinschaft und Gesellschaft*, Leipzig: Fues.
- F・テンニース（2025）『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト：純粹社会学の基本概念』重松俊明 訳，中公クラシックス。
- 内閣官房（2017）「まち・ひと・しごと創生総合戦略」。
- 内閣官房（2023）「デジタル田園都市国家構想総合戦略」。
- 内閣官房（2025）「地方創生に関する総合戦略」。
- 長尾真先生紫綬褒章受章・総長就任祝賀会編（1998）『長尾 真 教授 教授退官記念誌』京都大学。

- 長尾 真（2021）「連載，先生，質問です！」情報処理学会『情報処理』Vol.62 No.8。
- 野沢慎司（2006）編・監訳『リーディングス ネットワーク論』勁草書房。
- 日経クロステック（2025）「トヨタがウーブン・シティ公開，26年度から住人増やして本格稼働へ」 2025.12.24。
- 畑村洋太郎（2005）『失敗学のすすめ』講談社文庫。
- 畑村洋太郎（2022）『新 失敗学 正解をつくる技術』講談社。
- 福永 泰（2021）所蔵資料。
- 福永泰・竹内薫（2006）「イノベーションを加速する「協創」の力：知の融合を柱とする，新たな研究所のあり方」『日立評論』Frontline vol.5, 4-7 頁
- ティム・ブラウン（2014）『デザイン思考が世界を変える』早川書房（千葉敏生訳）。
- 松田智生（2020）『地方創生シリーズ 明るい逆参勤交代が日本を変える』事業構想大学院大学出版部。
- ロバート・M. マッキンバー（2009）「コミュニティ：社会学的研究：社会生活の性質と基本法則に関する一試論」（ミネルヴァ・アーカイブズ），中 久郎 訳，松本 通晴 訳，ミネルヴァ書房。
- 三菱総合研究所（2020）都市と地方の人材循環：企業を動かす視点：三菱総合研究所 プラチナ社会センター 主席研究員 松田 智生 https://www.chisou.go.jp/sousei/meeting/zensedai_machidukuri/r02-03-23-shiryou6.pdf
- 養老 孟司（2003）『バカの壁』新潮社。
- 吉野 彰（2019）「ノーベル化学賞 吉野彰さん 開発秘話と未来への思い」 2019. 10.10 <https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4340/index.html>
- ジーン・レイヴ，エティエンヌ・ウエンガー（1993）「状況に埋め込まれた学習：正統的周辺参加」佐伯胖 訳，産業図書。
- ピーター・ロウ（1990）『デザインの思考過程』鹿島出版会（奥山健二 訳）
- CEDEC（2016）「素人のように考え，玄人として実行する。画像を調理する：面白く，役に立ち，ストーリーのある研究開発のすすめ」基調講演・金出武雄。
<https://www.4gamer.net/games/999/G999905/20160824134/> 2025年12月8日
- M. Granovetter (1973), *The Strength of Weak Ties*, American Journal of Sociology, 78.
- Hillery, G. (1955), Definitions of Community: Areas of Agreement. Rural Sociology, 20, 111-123.
- McKim, Robert (1973), *Experiences in Visual Thinking*. Brooks/Cole Publishing Co.
- Brown, Tim. (2009), *The Making of a Design Thinker*. Metropolis Oct.: 60-62. 60
- Ritchey, Tom. (1991), *Analysis and Synthesis: On Scientific Method – Based on a Study by Bernhard Riemann* - Systems Research 8.4 ,21-41 (PDF)".

The First-time Adoption of IFRS 17 and Its Financial Reporting Implications

Keisuke HANE

Abstract

This study examines the financial reporting effects of the first-time adoption of IFRS 17 *Insurance Contracts* and IFRS 9 *Financial Instruments* in the insurance sector. Using a sample of 83 listed insurance companies in the European Union and the United Kingdom that adopted both standards in 2023, the study compares restated financial statement figures immediately before and after adoption. The results show that the adoption of IFRS 9 and IFRS 17 is associated with a significant reduction in reported insurance liabilities and a corresponding increase in equity. These transition effects are reflected in other comprehensive income rather than in net income. Further analyses indicate that the magnitude of the effects differs systematically depending on insurers' prior accounting practices. Insurers that previously applied lock-in approaches experience more pronounced changes in insurance liabilities and equity than insurers that previously applied lock-free approaches. Overall, the findings provide early large-sample evidence on the joint adoption of IFRS 9 and IFRS 17 and offer policy-relevant insights for jurisdictions considering the adoption of accounting standards aligned with IFRS 17.

Keywords: IFRS 17; IFRS 9; insurance accounting; lock-in approach; lock-free approach; fair value; other comprehensive income; first-time adoption

JEL Classification: M41; G22; G12

1. Introduction

International Financial Reporting Standard (IFRS) 17, Insurance Contracts, establishes a globally consistent accounting framework for insurance contracts and became effective on January 1, 2023. IFRS 17 replaces IFRS 4, *Insurance Contracts*, which largely grandfathered existing national accounting practices and did not prescribe uniform measurement principles. In contrast, IFRS 17 introduces a comprehensive and internally consistent measurement model for insurance contracts, and its adoption is expected to have substantial implications for insurers that apply IFRS.

The implementation of IFRS 17 also marks the end of the temporary exemption from IFRS 9, *Financial Instruments*, that had previously been granted exclusively to insurance entities. IFRS 9 replaces International Accounting Standard (IAS) 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*, and introduces fundamental changes in the classification and measurement of financial assets as well as in the impairment framework. As a result, the first-time adoption of IFRS 17 is accompanied by the simultaneous adoption of IFRS 9 for many insurers, making the transition a comprehensive change to insurers' financial reporting.

Japanese insurance accounting has traditionally relied on a so-called “lock-in” approach, under which insurance liabilities are not remeasured to reflect changes in interest rates or market conditions. By contrast, IFRS 17 adopts a “lock-free” approach based on economic value measurement, suggesting potentially substantial effects on insurers operating under lock-in regimes. Nevertheless, the direct impact of IFRS adoption in Japan remains limited at present. Most Japanese insurers do not apply IFRS; as of March 2025, only two companies—Lifenet Insurance Company and SOMPO Holdings—have adopted IFRS, and even when firms planning adoption are included, the total number remains four. At the same

time, the Accounting Standards Board of Japan has announced a roadmap for developing insurance accounting standards that are internationally comparable. Consequently, Japanese insurers may eventually be required to apply domestic accounting standards that are aligned with IFRS 17.

Against this background, this study investigates how the transition to IFRS 9 and IFRS 17 affects insurers' financial reporting. Specifically, it examines changes in financial statement figures before and after adoption using a sample of European insurers that have already implemented IFRS 9 and IFRS 17. Because many European jurisdictions previously applied accounting approaches similar to lock-in measurement, the European experience provides informative evidence on the potential effects of IFRS 17 for insurers operating under comparable regimes, including those in Japan.

This study addresses three research questions. First, how does the first-time adoption of IFRS 9 and IFRS 17 affect insurers' balance sheets and income statements, particularly with respect to insurance liabilities, equity, and other comprehensive income? Second, do the financial reporting effects associated with the adoption of IFRS 17 differ according to whether insurers previously applied lock-in or lock-free approaches under IFRS 4? Third, how is the choice of insurance liability measurement models under IFRS 17 associated with the classification of financial assets under IFRS 9? By addressing these questions, this study contributes to the literature on accounting change and insurance accounting by providing early large-sample evidence on the joint adoption of IFRS 9 and IFRS 17. Moreover, the findings offer policy-relevant insights for standard setters and practitioners in jurisdictions, such as Japan, that may adopt accounting standards aligned with IFRS 17 in the future.

The paper is organized as follows. Section 2 outlines the institutional background to the transition to IFRS 17 and IFRS 9, reviews the related literature,

and develops expectations about the financial reporting effects of adoption. Section 3 presents the hypotheses, sample selection, and the research design based on within-firm comparisons using restated figures. Section 4 reports the main empirical results, including overall transition effects, differences in transition effects depending on insurers' pre-adoption approaches (lock-in vs. lock-free), and associations between IFRS 17 liability measurement choices and IFRS 9 asset classification. Section 5 concludes and discusses implications for standard setters and market participants, as well as limitations and directions for future research.

2. Financial effects of the transition to IFRS 17 and IFRS 9

2.1 Overview of IFRS 17

IFRS 17 provides three measurement approaches, which are applied depending on the characteristics of insurance contracts: (1) the General Measurement Model (GMM), (2) the Variable Fee Approach (VFA), and (3) the Premium Allocation Approach (PAA).

The GMM is the default measurement model under IFRS 17. It decomposes insurance contracts into four components: (1) future cash flows arising from the contract, (2) an adjustment for the time value of money, (3) a risk adjustment (RA) for non-financial risk, and (4) the contractual service margin (CSM). All components except the CSM are measured on an economic value basis. Changes in estimates of future cash flows and the RA are absorbed by the CSM and therefore do not affect profit or loss as long as the CSM remains positive. By contrast, changes in discount rates are not absorbed by the CSM and are recognized either in profit or loss or in other comprehensive income (OCI), at the entity's option (the so-called OCI Option). Accordingly, IFRS 17 adopts an economic value (lock-free) measurement of insurance contracts, while allowing entities to mitigate earnings volatility by absorbing certain valuation changes through the CSM and by recognizing others in OCI (Figure 1).

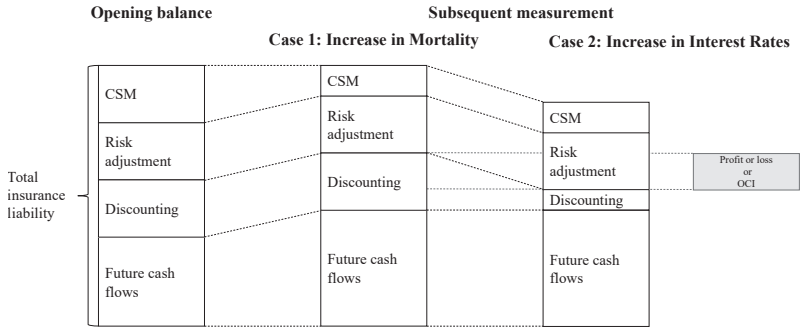


Figure 1. Illustration of GMM

The VFA is a modification of the GMM designed for participating contracts with direct participation features, such as variable annuities. Under the VFA, the insurer’s share of returns on underlying items is treated as a variable fee, and changes in these returns adjust the CSM rather than being immediately recognized in profit or loss.

The PAA is primarily intended for short-duration insurance contracts. Under this approach, insurance liabilities are measured based on premiums received, without requiring full economic value measurement. As a result, the PAA is conceptually closer to a lock-in approach than the GMM or VFA.

It should also be noted that IFRS 17 does not permit the capitalization of deferred acquisition costs (DAC). Instead, only costs that directly contribute to the acquisition of insurance contracts are included in the measurement of insurance liabilities.

2.2 Overview of IFRS 9

Compared with IAS 39, IFRS 9 introduces a more principles-based approach to the classification and measurement of financial assets (Table 1). Under IFRS 9, financial assets are classified based on the entity’s business model and their

contractual cash flow characteristics (the SPPI test). Financial assets are subsequently measured at amortized cost (AC), fair value through other comprehensive income (FVOCI), or fair value through profit or loss (FVTPL).

Table 1. Classification and Measurement under IFRS 9

Classification	Business model test	SPPI test
Debt instruments		
Amortized cost ¹	Hold to collect	YES
FVOCI (with recycling) ¹	Hold to collect and sell	YES
FVTPL	Other than the above	NO
Equity instruments		
FVTPL	Held for trading	NO
FVTPL ²	Other than the above	NO

¹ If specified conditions are met, an entity may elect the fair value option at initial recognition.

² At initial recognition, an entity may designate an equity instrument at FVOCI (with no recycling to profit or loss).

Equity instruments are, in principle, measured at FVTPL; however, entities have the option at initial recognition to designate equity instruments at FVOCI, in which case gains and losses recognized in OCI are not subsequently recycled to profit or loss.

Although IAS 39 also provided AC, FVOCI, and FVTPL categories, its classification criteria differed from those of IFRS 9, and classification outcomes under the two standards do not necessarily coincide. With respect to investment funds, IAS 39 permitted classification as FVOCI or FVTPL depending on management's intent. Under IFRS 9, however, open-ended investment funds that are redeemable at any time are classified as debt instruments that fail the SPPI test and are therefore measured at FVTPL, even when they primarily invest in equity instruments.

In addition, IFRS 9 introduces an expected credit loss model for impairment,

replacing the incurred loss model under IAS 39 and potentially leading to earlier recognition of impairment losses.

2.3 Literature review

As IFRS 9 and IFRS 17 have only recently become effective in the insurance sector, the body of prior research examining the effects of their first-time adoption on insurers remains limited. ter Hoeven et al. (2024) examine the effects of the first-time adoption of IFRS 17, effective from 1 January 2023, on the insurance sector based on a sample of 24 large European insurers. Their analysis shows that, at the transition date, equity declined for most insurers in the sample, while only a small number experienced an increase. These results indicate that the effects of IFRS 17 adoption are heterogeneous across insurers.

Szikráné Lindner et al. (2024) examine the effects of IFRS 17 adoption using a sample of three Hungarian insurance companies. They find that, for all three insurers, equity measured under IFRS 17 is higher than under IFRS 4. This increase is primarily driven by the reduction in insurance liabilities resulting from discounting effects, which is recognized through OCI and partially offsets valuation losses on investments. In addition, return on equity (ROE) declines for two insurers relative to IFRS 4, as the increase in equity outpaces the growth in profits.

A prior professional report (KPMG 2024), based on a sample of 53 internationally active insurance companies that simultaneously adopted IFRS 17 and IFRS 9 from 1 January 2023, finds that changes in opening equity as at 1 January 2022 disclosed in the 2023 financial statements are mostly within a range of -5.0% to $+5.0\%$, although the effects are heterogeneous across firms.

2.4 Expected financial effects of the transition to IFRS 9/17

Whereas IFRS 4 allowed insurers to continue applying lock-in-type accounting

approaches without unified measurement principles, IFRS 17 generally requires insurance liabilities to be measured on an economic value basis. As a result, insurers that previously applied conservative liability valuation under IFRS 4 are expected to experience a reduction in reported insurance liabilities upon transition to IFRS 17, particularly in periods of rising interest rates. This effect is likely to be more pronounced for insurers operating under lock-in regimes.

Even in jurisdictions that had already adopted lock-free approaches prior to IFRS 17, the magnitude of remeasurement effects may vary across insurers. In particular, when liability measurement under IFRS 4 relied on prudential assumptions designed for solvency regulation rather than on assumptions reflecting economic conditions, IFRS 17 can still lead to changes in reported insurance liabilities by requiring the use of current, entity-specific assumptions.

In addition to its effects on insurance liabilities, IFRS 17 introduces important changes to asset recognition through its treatment of acquisition costs. While IFRS 4 permitted the capitalization of deferred acquisition costs, IFRS 17 requires costs other than those directly attributable to contract acquisition to be expensed. This change is expected to reduce reported assets at the transition date and may affect equity through adjustments recognized at initial application.

The financial reporting effects of IFRS 9 primarily arise from changes in the classification and measurement of financial assets. Under IAS 39, equities and investment funds were frequently measured at FVOCI, whereas under IFRS 9, many of these instruments are required to be measured at FVTPL. Consequently, the proportion of financial assets measured at FVTPL is expected to increase following adoption.

Importantly, IFRS 9 and IFRS 17 provide mechanisms that can mitigate the impact of increased volatility on reported earnings. In particular, insurers may elect to recognize changes in discount rates on insurance liabilities in other comprehensive

income through the OCI option. When insurers apply this option, valuation changes arising from interest rate movements are recognized symmetrically on the asset and liability sides of the balance sheet, thereby reducing volatility in profit or loss and shifting valuation effects to other comprehensive income. These considerations motivate the empirical hypotheses examined in the subsequent sections.

3. Research design

3.1 Hypotheses

H1: The first-time adoption of IFRS 9 and IFRS 17, in periods of rising interest rates, is associated with a reduction in reported insurance liabilities and a corresponding increase in equity, with valuation effects affecting OCI rather than net income.

H2: The financial reporting effects of adopting IFRS 9 and IFRS 17 are more pronounced for insurers that previously applied lock-in approaches than for insurers that previously applied lock-free approaches.

H3: Insurers' choices of insurance liability measurement models under IFRS 17 are systematically associated with the classification of financial assets under IFRS 9.

3.2 Sample selection

The sample consists of listed insurance companies domiciled in the European Union and the United Kingdom that satisfy the following criteria. First, the firm adopted IFRS 9 and IFRS 17 for the first time in fiscal year 2023. Second, the firm's fiscal year-end is December 31. Third, the necessary financial data are available from S&P Capital IQ Pro and the firms' annual reports. Applying these criteria yields a final sample of 83 insurance companies (Table 2).

Table 2. Sample composition

Country	N	%	Industry	N	%
Austria	2	2.4%	Life and Health	24	28.9%
Belgium	4	4.8%	Property and Casualty	29	34.9%
Croatia	4	4.8%	Multiline	21	25.3%
Cyprus	2	2.4%	Reinsurance	5	6.0%
Czechia	2	2.4%	Financial Guaranty	3	3.6%
Denmark	2	2.4%	Insurance Broker	1	1.2%
Finland	2	2.4%	Sum	83	100.0%
France	7	8.4%			
Germany	4	4.8%			
Greece	1	1.2%			
Ireland	2	2.4%			
Italy	5	6.0%			
Malta	2	2.4%			
Netherlands	9	10.8%			
Portugal	5	6.0%			
Slovakia	4	4.8%			
Spain	4	4.8%			
Sweden	1	1.2%			
United Kingdom	21	25.3%			
Sum	83	100.0%			

Prior accounting policy	N	%
Lock-in approach	64	77.1%
Lock-free approach	19	22.9%
Sum	83	100.0%

3.3 Data and research method

For fiscal year 2023, sample firms disclose restated financial statement figures as of the end of fiscal year 2022, reflecting the retrospective application of IFRS 9 and IFRS 17. This disclosure allows a within-firm comparison of financial statement items immediately before and after adoption (Figure 2). All balance sheet and income statement variables are deflated by total assets at the end of the prior fiscal year. To test H2, firms are classified into lock-in and lock-free groups based on their insurance liability measurement approaches applied under IFRS 4. To test H3, this study manually collected data from annual reports on the proportion of contracts not measured under the PAA and the composition of financial assets by classification category.

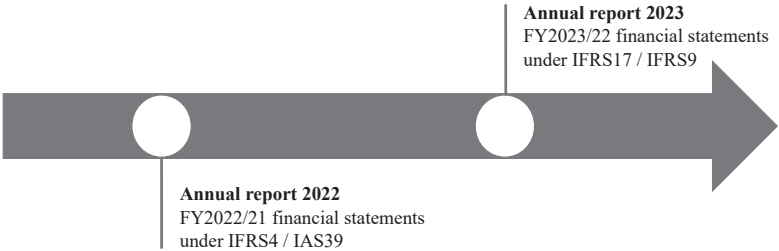


Figure 2. First-time adoption

4. Results

4.1 Overall effects of the adoption of IFRS 9 and IFRS 17 (H1)

Table 3 reports the mean, median, and standard deviation of key balance sheet and income statement items before and after the adoption of IFRS 9 and IFRS 17. As shown in Table 3, both total assets and total liabilities decline significantly following adoption. The mean (median) of total assets decreases from 0.962 (0.936) to 0.885 (0.869), while the mean (median) of total liabilities decreases from 0.837 (0.829) to 0.733 (0.743), with all changes statistically significant at the 1% level. The decline in total assets is primarily driven by reductions in insurance assets and intangible assets, most of which consist of DAC. By contrast, no statistically significant change is observed in financial assets.

The reduction in total liabilities is largely attributable to a decrease in insurance liabilities, supporting the prediction that the economic value measurement required by IFRS 17 leads to lower reported liabilities relative to the more conservative valuation approaches permitted under IFRS 4. Correspondingly, total equity increases significantly following adoption. While retained earnings do not exhibit a statistically significant change, accumulated other comprehensive income (AOCI) increases significantly. Net income is not significantly affected, whereas

OCI increases significantly.

These results support H1 and indicate that valuation effects arising from the transition are reflected in OCI, rather than in net income.

Table 3. Effects of the adoption of IFRS 9 and IFRS 17

Key Balance Sheet Items									
Variable	N	Mean	Median	S.D.	Mean	Median	S.D.	Mean_diff	Median_diff
		Pre-IFRS 9/17			Post-IFRS 9/17				
Total assets	83	0.962	0.936	0.230	0.885	0.869	0.241	-0.076 ***	-0.068 ***
Total insurance assets	83	0.117	0.048	0.165	0.066	0.027	0.106	-0.051 ***	-0.021 ***
Insurance assets	63	0.042	0.021	0.050	0.007	0.000	0.021	-0.035 **	-0.021 ***
Reinsurance assets	82	0.087	0.028	0.145	0.062	0.026	0.104	-0.025 ***	-0.003 ***
Intangibles	78	0.041	0.028	0.056	0.025	0.010	0.056	-0.015 ***	-0.018 ***
DAC	44	0.021	0.016	0.017	0.000	0.000	0.000	-0.021 ***	-0.016 ***
Financial assets	83	0.647	0.660	0.246	0.642	0.667	0.254	-0.005	0.007
Total liabilities	83	0.837	0.829	0.240	0.733	0.743	0.254	-0.104 ***	-0.086 ***
Total insurance liabilities	83	0.701	0.693	0.252	0.614	0.621	0.251	-0.087 ***	-0.072 ***
Insurance liabilities	83	0.600	0.613	0.248	0.539	0.558	0.219	-0.061 ***	-0.055 ***
Reinsurance liabilities	59	0.022	0.001	0.096	0.004	0.001	0.013	-0.018	0.000 **
Investment liabilities	41	0.172	0.132	0.173	0.144	0.049	0.183	-0.028	-0.083 ***
Total equity	83	0.154	0.096	0.170	0.165	0.107	0.166	0.011 ***	0.011 ***
Retained earnings	83	0.067	0.039	0.097	0.061	0.035	0.106	-0.006	-0.004
AOCI	79	-0.009	-0.011	0.042	0.001	-0.002	0.037	0.010 ***	0.009 ***
Key Income Statement Items									
Variable	N	Mean	Median	S.D.	Mean	Median	S.D.	Mean_diff	Median_diff
		Pre-IFRS 9/17			Post-IFRS 9/17				
Net income	83	0.013	0.009	0.020	0.012	0.007	0.020	-0.001	-0.002
OCI	83	-0.043	-0.026	0.124	-0.010	-0.005	0.018	0.033 **	0.021 ***

Note: **, * and *** indicate significance level at 0.10, 0.05 and 0.01 levels, respectively

Table 4 reports changes in the classification of financial assets resulting from the transition to IFRS 9, expressed as proportions of total financial assets. The proportions of assets classified under the AC and FVOCI categories decline significantly. In contrast, the proportion of assets classified as FVTPL increases significantly. The reduction in the AC category reflects adjustments made in response to the measurement of insurance liabilities at economic value.

Moreover, while equity instruments classified under the FVOCI category decrease, those classified under the FVTPL category increase. This pattern indicates

that insurers do not necessarily apply the OCI option to equity instruments. This finding appears to be related to the fact that European insurers do not favor the non-recycling treatment of OCI.

In addition, no statistically significant difference is observed in impairment losses on financial assets before and after the transition to IFRS 9. This result likely reflects insurers' asset allocation strategies and risk management practices, rather than a failure of the new impairment model to function as intended.

Table 4. Classification of Financial Assets under IAS 39 and IFRS 9

Variable	N	Mean	Median	S.D.	Mean	Median	S.D.	Mean_diff	Median_diff
Pre-IFRS 9/17				Post-IFRS 9/17					
Financial assets held at AC	83	0.123	0.069	0.155	0.077	0.037	0.105	-0.047 ***	-0.033 ***
Financial assets held at FVOCI	83	0.556	0.675	0.355	0.427	0.569	0.352	-0.129 ***	-0.105 ***
Debt instruments	38	0.569	0.634	0.262	0.441	0.569	0.319	-0.128 ***	-0.065 **
Equity instruments	36	0.099	0.037	0.157	0.046	0.007	0.106	-0.053 **	-0.031 ***
Investment funds	14	0.091	0.072	0.070	0.009	0.000	0.031	-0.082 ***	-0.072 ***
Financial assets held at FVTPL	83	0.321	0.194	0.361	0.496	0.342	0.353	0.176 ***	0.148 ***
Debt instruments	41	0.185	0.051	0.269	0.362	0.305	0.308	0.177 ***	0.254 ***
Equity instruments	39	0.079	0.013	0.131	0.124	0.060	0.163	0.045 ***	0.047 ***
Investment funds	19	0.132	0.083	0.152	0.182	0.114	0.148	0.049 ***	0.031 ***
Expected credit losses	17	-0.064	-0.001	0.242	-0.064	-0.001	0.242	0.000	0.000

Note: *,**and***indicate significance level at 0.10, 0.05 and 0.01 levels, respectively

4.2 Differences between lock-in and lock-free approaches (H2)

Table 5 presents the mean, median, and standard deviation of key items for the lock-in approach group before and after the adoption of IFRS 9 and IFRS 17, while Table 6 presents the corresponding statistics for the lock-free approach group. For insurers in the lock-in group, the adoption of IFRS 9 and IFRS 17 is associated with a statistically significant increase in total equity and AOCI. By contrast, for insurers in the lock-free group, neither total equity nor AOCI shows statistically significant changes.

Figure 3 illustrates the distribution of percentage changes in insurance liabilities upon transition from IFRS 4 to IFRS 17. For the lock-free group, the distribution is

tightly concentrated around zero, whereas for the lock-in group, the distribution is shifted further into negative territory.

Table 5. Lock-in approach group

Key Balance Sheet Items									
Variable	N	Mean	Median	S.D.	Mean	Median	S.D.	Mean_diff	Median_diff
Pre-IFRS 9/17				Post-IFRS 9/17					
Total assets	64	0.966	0.943	0.248	0.893	0.870	0.254	-0.073 ***	-0.073 ***
Total insurance assets	64	0.103	0.046	0.155	0.064	0.027	0.112	-0.039 ***	-0.019 ***
Insurance assets	50	0.038	0.019	0.046	0.008	0.000	0.022	-0.030 ***	-0.019 ***
Reinsurance assets	63	0.075	0.023	0.142	0.059	0.025	0.110	-0.016 **	0.002 ***
Intangibles	59	0.037	0.025	0.050	0.023	0.010	0.049	-0.014 ***	-0.015 ***
DAC	28	0.020	0.015	0.017	0.000	0.000	0.000	-0.020 ***	-0.015 ***
Financial assets	64	0.650	0.658	0.260	0.648	0.668	0.270	-0.003	0.009
Total liabilities	64	0.835	0.826	0.262	0.738	0.744	0.272	-0.097 ***	-0.082 ***
Total insurance liabilities	64	0.699	0.694	0.276	0.611	0.613	0.270	-0.088 ***	-0.081 ***
Insurance liabilities	64	0.608	0.617	0.264	0.560	0.566	0.229	-0.048 **	-0.051 ***
Reinsurance liabilities	43	0.026	0.002	0.112	0.004	0.001	0.014	-0.022	-0.001 **
Investment liabilities	29	0.164	0.142	0.141	0.106	0.040	0.144	-0.057 ***	-0.102 ***
Total equity	64	0.157	0.100	0.178	0.172	0.115	0.171	0.016 ***	0.015 ***
Retained earnings	64	0.065	0.039	0.092	0.059	0.038	0.105	-0.006	-0.001
AOCI	60	-0.012	-0.014	0.045	0.000	-0.004	0.040	0.012 ***	0.009 ***
Key Income Statement Items									
Variable	N	Mean	Median	S.D.	Mean	Median	S.D.	Mean_diff	Median_diff
Pre-IFRS 9/17				Post-IFRS 9/17					
Net income	64	0.016	0.011	0.021	0.015	0.009	0.020	-0.001	-0.002
OCI	64	-0.052	-0.032	0.139	-0.012	-0.007	0.019	0.040 **	0.025 ***

Note: *,**and***indicate significance level at 0.10, 0.05 and 0.01 levels, respectively

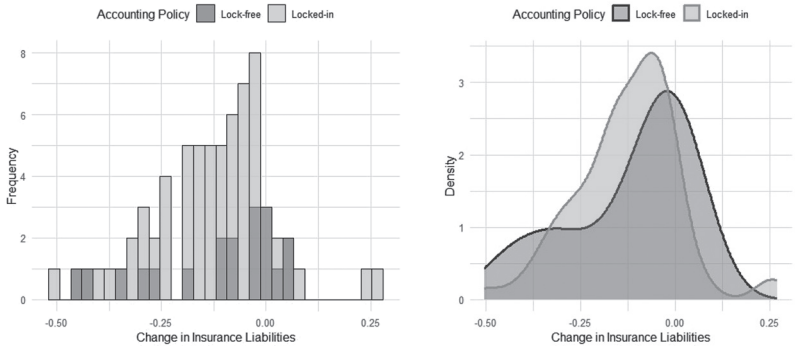


Figure 3. Change in Insurance Liabilities

These results support H2 and indicate that transition effects are more pronounced for insurers previously applying lock-in approaches.

4.3 Insurance liability measurement models and financial asset classification (H3)

The study examines the association between insurers' choices of insurance liability measurement models under IFRS 17 and the classification of financial assets under IFRS 9. Figures 4 through 6 present scatter plots relating the proportion of contracts not measured under the PAA to the proportions of financial assets classified at amortized cost, FVOCI, and FVTPL, respectively. Separate regression lines are shown for insurers previously applying lock-in and lock-free approaches.

Table 6. Lock-free approach group

Key Balance Sheet Items										
Variable	N	Mean	Median	S.D.	Mean	Median	S.D.	Mean_diff	Median_diff	
		Pre-IFRS 9/17			Post-IFRS 9/17					
Total assets	19	0.946	0.904	0.149	0.860	0.837	0.189	-0.086 **	-0.067 **	
Total insurance assets	19	0.165	0.049	0.186	0.074	0.028	0.083	-0.090 ***	-0.021 ***	
Insurance assets	13	0.058	0.021	0.060	0.005	0.001	0.013	-0.052 **	-0.020 **	
Reinsurance assets	19	0.125	0.049	0.147	0.071	0.028	0.082	-0.054 **	-0.021 ***	
Intangibles	19	0.053	0.040	0.070	0.033	0.010	0.072	-0.020 ***	-0.030 ***	
DAC	16	0.022	0.022	0.017	0.000	0.000	0.000	-0.022 ***	-0.022 ***	
Financial assets	19	0.636	0.689	0.190	0.624	0.652	0.191	-0.012	-0.037	
Total liabilities	19	0.844	0.844	0.137	0.718	0.720	0.182	-0.126 ***	-0.124 ***	
Total insurance liabilities	19	0.706	0.657	0.144	0.622	0.643	0.170	-0.084 ***	-0.014 ***	
Insurance liabilities	19	0.574	0.609	0.184	0.469	0.426	0.164	-0.105 ***	-0.183 **	
Reinsurance liabilities	16	0.011	0.000	0.019	0.004	0.001	0.009	-0.007 *	0.001	
Investment liabilities	12	0.194	0.058	0.233	0.236	0.189	0.230	0.042	0.131	
Total equity	19	0.146	0.086	0.139	0.142	0.084	0.143	-0.004	-0.002 *	
Retained earnings	19	0.077	0.033	0.113	0.069	0.030	0.110	-0.008 *	-0.002 *	
AOCl	19	0.001	0.000	0.025	0.002	0.000	0.026	0.001	0.000	
Key Income Statement Items										
Variable	N	Mean	Median	S.D.	Mean	Median	S.D.	Mean_diff	Median_diff	
		Pre-IFRS 9/17			Post-IFRS 9/17					
Net income	19	0.004	0.004	0.010	0.002	0.002	0.016	-0.002	-0.002	
OCI	19	-0.012	-0.005	0.016	-0.005	-0.001	0.010	0.007 ***	0.004 ***	

Note: *, ** and *** indicate significance level at 0.10, 0.05 and 0.01 levels, respectively

Figure 4 shows that insurers generally hold a relatively small proportion of financial assets measured at amortized cost, and that there is no strong overall association with insurance liability measurement models. However, within the lock-free group, a statistically significant negative association is observed between the proportion of contracts not measured under the PAA and the proportion of assets measured at amortized cost (coefficient -0.0892 , p -value = 0.0237). This finding suggests that insurers with a greater reliance on lock-free liability measurement models tend to hold fewer assets measured at amortized cost.

Figure 5 shows no pronounced relationship between insurance liability measurement models and the proportion of assets classified as FVOCI. Insurers in the lock-in group tend to hold a higher proportion of FVOCI assets, whereas those in the lock-free group hold fewer. However, this pattern appears largely independent of the specific liability measurement model applied. Figure 6 shows no pronounced relationship between insurance liability measurement models and the proportion of FVTPL assets.

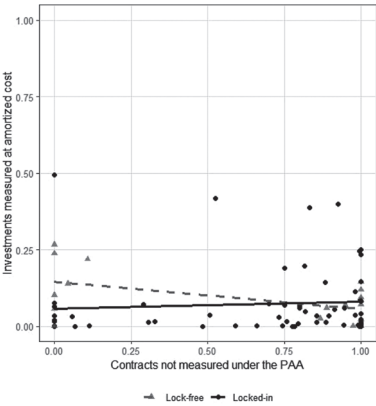


Figure 4. AC category

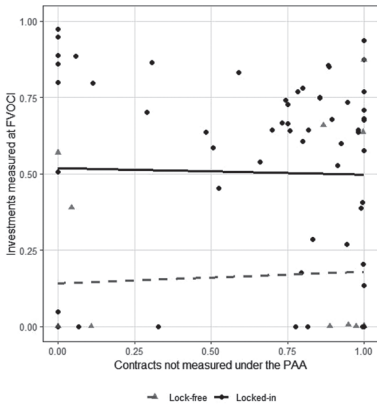


Figure 5. FVOCI category

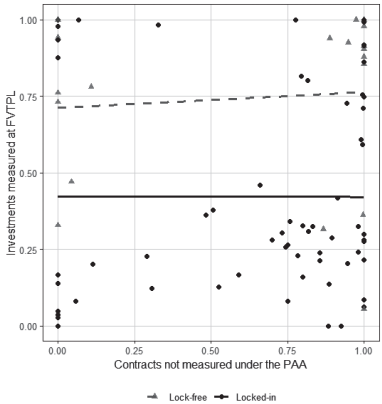


Figure 6. FVTPL category

These results suggest that asset allocation strategies differ between life and non-life insurers. Non-life insurers primarily issue short-duration contracts (i.e., a higher proportion of contracts measured under the PAA), for which discounting effects are less material. Their asset management strategies are therefore more short-term and liquidity-oriented, making them less averse to holding assets classified at FVTPL. By contrast, life insurers predominantly issue long-duration contracts (i.e., a higher proportion of non-PAA contracts), for which discounting effects are more important. However, when asset and liability measurement bases are aligned—either at FVTPL or FVOCI—valuation changes on the asset and liability sides can offset each other, thereby mitigating volatility in earnings and equity.

5. Conclusion and implications

This study provides early large-sample evidence on the financial reporting effects of the joint adoption of IFRS 9 and IFRS 17 in the insurance sector. The results show that, in periods of rising interest rates, the transition is associated

with a significant reduction in reported insurance liabilities and a corresponding increase in equity, with valuation effects affecting OCI rather than net income. These findings indicate that IFRS 17 separates the economic value measurement of insurance liabilities from performance measurement.

The study further demonstrates that the magnitude of the transition effects depends on insurers' prior accounting practices. Insurers that previously applied lock-in approaches experience more pronounced changes than those that previously applied lock-free approaches, underscoring the importance of pre-existing accounting regimes in shaping the effects of major accounting changes.

Finally, the analysis provides limited evidence of an association between insurers' IFRS 17 liability measurement choices and their IFRS 9 financial asset classification decisions. The observed patterns are consistent with insurers seeking to align asset and liability measurement bases to mitigate volatility in profit or loss and equity.

Taken together, these findings contribute to the literature on accounting change and insurance accounting and offer policy-relevant insights for standard setters and regulators in jurisdictions considering the adoption of accounting standards aligned with IFRS 17, including Japan.

While the findings are informative, several limitations point to directions for future research. First, the analysis focuses on the transition year and thus captures immediate adoption-related effects; whether these effects persist, attenuate, or reverse in subsequent years remains an open question. Second, some disclosure-based variables were manually extracted from annual reports, which may introduce measurement noise; future work could expand automated extraction and implement more rigorous validation procedures. Third, because the sample spans multiple jurisdictions, cross-country institutional differences—such as business models, supervisory regimes, and market conditions—may interact with the accounting

changes; richer modeling of such heterogeneity would help identify these channels. Finally, beyond accounting outcomes at transition, future research could examine capital market reactions, insurers' capital management responses, and interactions with interest-rate regimes and hedging strategies to better understand the broader economic consequences of IFRS 17/9 adoption.

Acknowledgements.

This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP24K00307.

References

- Hane, K. (2024). The impact of first-time adoption of IFRS 17 and IFRS 9 for IAIGs. *Seijo University Economic Papers*, 245, 49-65 (in Japanese).
- KPMG. (2024). Insurers' first annual reporting under IFRS 17 and IFRS 9. [https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/ie/pdf/2024/04/ie-insurers-first-annual-reporting-under-IFRS-17-and-9%20\(1\).pdf](https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/ie/pdf/2024/04/ie-insurers-first-annual-reporting-under-IFRS-17-and-9%20(1).pdf).
- Szikráné Lindner, Z., Dénes, B., Kosztik, G., Merész, G., & Somogyvári Sándorné, M. (2024). Main impacts of the introduction of IFRS 17 on the Hungarian insurance sector. *Financial and Economic Review*, 23(3), 71-98.
- ter Hoeven, R., Borelli, A., & van Vlijmen, P. (2024). First year's application of IFRS 17 in the financial statements of European insurance companies. *Maandblad voor Accountancy en Bedrijfseconomie*, 98(6), 403-422.

電力データによる空き家判定・ 分散型エネルギーリソース導入検討 (2 / 3)

定 行 泰 甫
呂 冠 宇
梁 霆 鈞

はじめに

本稿は、一般社団法人低炭素投資促進機構による「令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）」の一環として実施した研究成果の第2回報告である。本研究は、近年増加している空き家を分散型エネルギーリソース（DER）の導入拠点として活用する可能性を検討し、都市部における脱炭素化および災害時レジリエンス強化に資する政策的エビデンスを提示することを目的としている。

本研究成果は全3回にわたり報告する構成となっている。第1回報告では、電力データに基づく空き家判定手法を提示し、DER導入可能な遊休不動産の特定について検討した。最終回（第3回報告）では、世田谷区および京都市を対象とした導入効果シミュレーションの結果を示し、地域マイクログリッドの可能性と課題を整理する予定である。

本稿（第2回報告）では、遊休不動産を活用したDER導入の経済性およ

び環境効果について検討する。具体的には、公的資料および電力データに基づき、住宅用太陽光発電設備ならびに各種再エネ設備の導入実態を把握する（2-1節、2-2節）。その上で、空き家に太陽光発電設備および蓄電池を導入した場合の発電量、売電収益、導入費用、CO₂削減効果を試算する（2-3節）とともに、建て替えや大規模改修との比較を通じてライフサイクル CO₂ 排出量の観点からの含意を整理する（2-4節）。あわせて、制度的制約やインセンティブ設計の課題を検討し（2-5節、2-6節）、空き家活用を通じた都市部の脱炭素戦略の実現可能性を考察する。

2 遊休不動産を活用した DER 導入検討

2-1 住宅用太陽光発電設備の導入実態

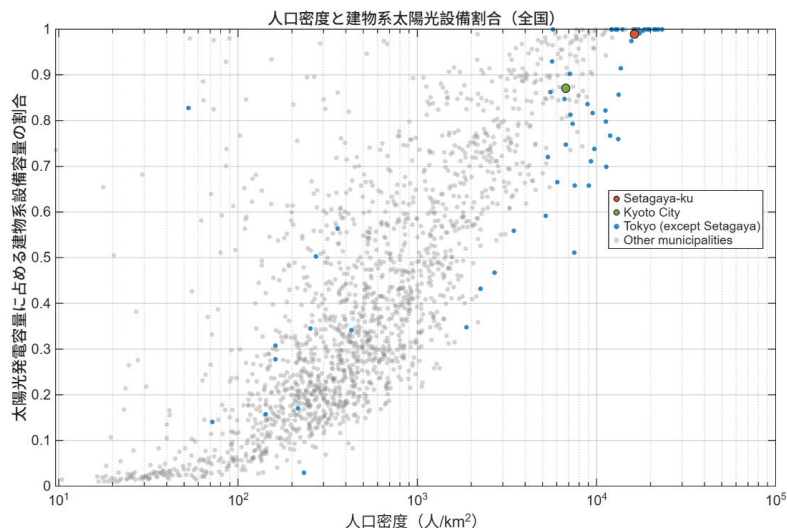
本稿では、第3回報告で実施する世田谷区と京都市を対象とした地域マイクログリッドを想定した太陽光発電導入の効果検証に向けて、電力データに基づく家庭用太陽光発電の売電契約に関するデータを取得し整備した。この太陽光発電設備データは、世田谷区（2022年12月から2025年9月までの34ヶ月間）と京都市（2025年9月の単月）における売電契約数、発電容量、電力売電量が丁目レベルで集計されている。家庭用太陽光発電の売電契約は、前節で説明した電力の供給契約に紐づく地点を対象としている。ただし、発電量や自家消費量は観測できず、発電量のうち自家消費されずに系統に送られた（売却された）電力量が集計されている。

本節では、まず公的データに基づく太陽光発電設備の導入実態を整理したのち、世田谷区を対象とした電力データに基づく太陽光発電データを紹介する。

2-1-1 公的データ

太陽光発電設備は、設置場所に応じて建物系や土地系に分類される。図表2-1は、2021年における全国の市区町村ごとの人口密度（横軸）と太

太陽発電容量に占める建物系設備容量の割合（縦軸）の散布図である。グラフから、人口密度が高いほど、太陽光発電設備が建物に設置される割合が高く、人口密度の低い過疎地域では土地系設備の割合が高い傾向が確認できる。東京都は都心 23 区に加えて、人口密度の比較的低い多摩地域や諸島を含むため、図中では東京都の市区町村を示す青い点が散布しているが、都心 23 区に限れば、太陽光発電容量のほぼ 100% が建物系設備となっている。

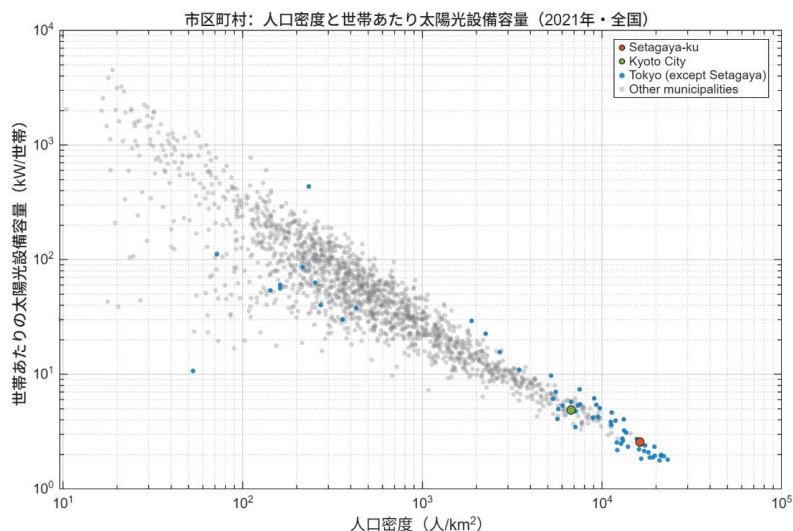


注）出典：環境省(2026)、国勢調査より著者作成

図表 2－1：建物系の太陽光発電容量が占める割合

図表 2－2 は、市区町村ごとの人口密度（横軸）と一世帯あたりの発電容量（縦軸）の散布図である。一世帯あたりの発電容量は、建物系及び土地系を含めた市区町村内の総発電容量を世帯数で除した値であり、さらに、建物系設備には住宅だけでなくオフィスや商業施設も含まれるため、平均

的な家庭用発電容量を示すものではないことに注意が必要である。この散布図から、人口密度が高くなる地域ほど、一世帯あたりの発電容量が少ない傾向が確認できる。つまり、人口密度の高い都心部では、土地の制約により、太陽光発電設備が過小となっている可能性が示唆される。



注）出典：環境省（2026）、国勢調査より著者作成

図表 2-2：一世帯あたり太陽光発電容量

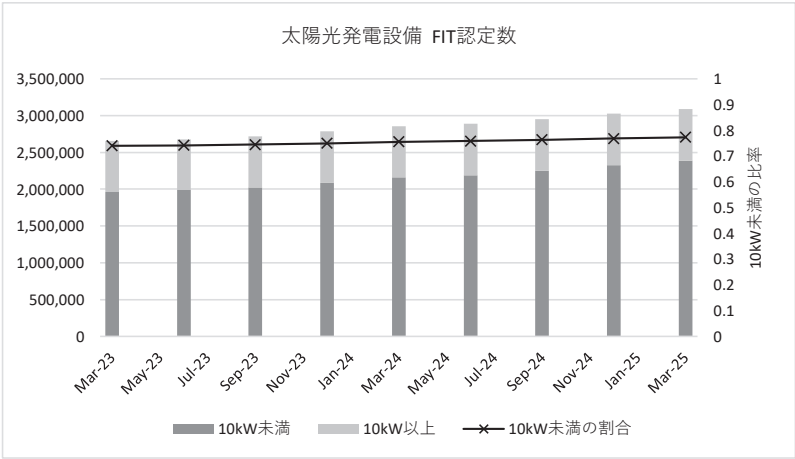
第3回報告で実施する太陽光発電導入の効果検証では、災害などによる停電時を想定したシミュレーションを実施する。その際に、生命維持に必要な最低限の家庭用電力量を一世帯あたり 0.6kWh/日と仮定すると、地域マイクログリッドによる分散型電力供給を実装した場合に、地域全体で一世帯あたり最低で 0.1～0.2kW 程度の発電容量が必要となる。天気が悪い日に備えて 2～3 日程度の最低生活を維持するためには、0.4～0.5kW 程度の発電容量と、常に充電された 1～1.5kW の蓄電池容量が必要である。

さらに、夏季のエアコンの使用と簡単な調理を考慮した最低限の通常生活を送るための電力量を賄うには、通常の天候時でも、一世帯あたり 0.8～0.9kW 程度の発電容量が必要となり、日照時間が全くないシナリオを想定すると、一世帯あたり 3～5kW 程度の発電容量と、常に充電された 10kW 程度の蓄電池容量が必要となる計算になる（詳細は第 3 回報告で記載）。

病院や行政機関、データセンターなどの地域インフラで必要となる電力を一旦無視した場合、図表 2-2 によると、エアコンや冷蔵庫、電子レンジなどを利用しない生命維持のための最低限の電力だけであれば、東京都心を含むほぼ全ての地域で、十分な太陽光発電容量を保有していることになる。しかし、災害時の地域インフラに必要な電力の確保を考慮すると、家庭用の電力のために十分な余剰がない可能性が高く、とくに都心においては不足すると予測される。そのため、地域マイクログリッドにおける家庭用の必要電力量は、家庭用発電設備のみで自給可能な水準を理想的な水準と位置付ける。

第 3 回報告のシミュレーションでは、町丁目単位を想定した地域マイクログリッドでは、現時点での家庭用発電設備のみでは大規模災害へのレジリエンスは十分でないことが示される。とくに都心部では、エネルギー自給率が極めて低いうえに、本稿で論じるように太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電の利用は現実的ではないことから、太陽光発電による地域マイクログリッドの構築と、遊休不動産の活用可能性について検討することは有益である。

「再生可能エネルギー事業計画認定情報」（資源エネルギー庁, 2026）では、10kW 以上の（推定）業務用と 10kW 未満の（推定）小型家庭用の太陽光発電設備の導入数に関する統計を取り揃えている。ただし、当統計は固定価格買取制度（FIT）に登録認定されたもののみが集計されていることに留意が必要である。全国における 10kW 以上の業務用太陽光発電設備件数は約 70 万件で推移しているのに対し、10kW 未満の小型家庭用太陽光発



注)「再生可能エネルギー事業計画認定情報」(資源エネルギー庁, 2026) より著者作成

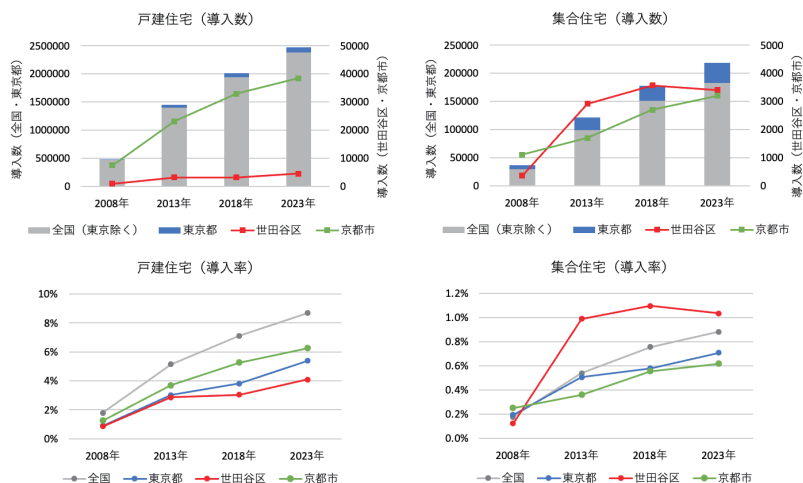
図表 2－3：太陽光発電施設の認定数（全国）

電設備件数は増え続け、2025 年 3 月時点では 240 万件に及んでいる（図表 2－3）。

また、住宅土地統計調査（総務省, 2023）では、2008 年から 5 年ごとに省エネルギー設備に関する調査を実施しており、太陽光発電設備の導入実態を把握することができる。図表 2－4 は、2008～2023 年の全国・東京都・世田谷区・京都市における、「太陽光を利用した発電機器のある」住宅数（上段）と導入率（下段）の推移について、戸建住宅（左）と集合住宅（右）ごとに示している。2008 年から 2023 年にかけて、全国における戸建住宅での太陽光発電設備の導入戸数は約 50 万戸から約 250 万戸に増え、集合住宅でも約 40 万戸から約 220 万戸に増えている（集合住宅は住戸数であり棟数でないことに留意）。

導入割合で見ると、2023 年時点で、戸建住宅は全国で 9% 近くに達しているのに対し、東京都では 5% 超、世田谷区では 4% 程度となっており、都

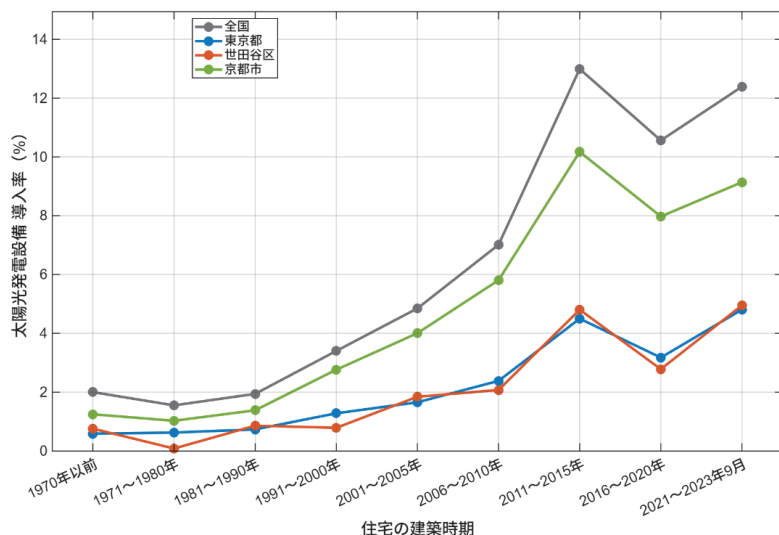
電力データによる空き家判定・分散型エネルギーリソース導入検討（２／３）



注)「住宅・土地統計調査」(総務省, 2023) より著者作成

図表 2-4：太陽光発電施設の新規導入件数（全国）

心部では比較的戸建住宅における太陽光発電設備の導入割合が低いことがわかる。日照条件や建築面積などの制約により、導入のメリットが制限されている可能性がある。他方、集合住宅では、全国平均よりも世田谷区での導入割合が高いことが伺える。都心部では建物再開発など土地活用に伴う新陳代謝が比較的活発であることから、2008年以降に新築された集合住宅も比較的多く、そうした新しい建物に太陽光発電設備が多く設置されたと推察される。実際に、同調査（2023年）における建築時期ごとの導入率を見ると、新しい建物ほど導入率が高い（図表2-5）。空き家は築古の建物が多く、空き家にはほとんど太陽光発電設備が設置されていないと考えられるが、そうした建物の建て替えや改修を促すことで、太陽光発電設備の普及率の早期向上を達成することができると考えられる。



注)「住宅・土地統計調査」(総務省, 2023)より著者作成

図表2-5：建築時期別の導入率

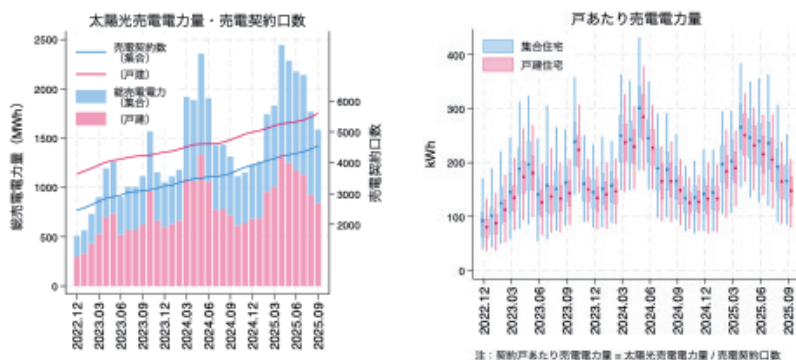
2-1-2 電力データ（世田谷区）

本研究では、東京都世田谷区と京都府京都市の2地域において、電力データに基づく住宅用太陽光発電設備に関するデータを入手した。本節では、その中でも時系列のデータが整備された世田谷区における導入状況を整理する。

まず、太陽光発電設備の売電契約数について確認すると、集合住宅と戸建住宅のいずれにおいても増加している（図表2-6：左図）。2022年12月から2025年9月にかけて、集合住宅の売電契約件数は約2,400件から約4,500件に上昇し、戸建住宅では約3,700件から約5,600件に上昇した。売電契約数＝太陽光発電設備導入戸数と想定した場合、2025年9月末時点での世田谷区における導入率は、集合住宅で1.1%、戸建住宅で6.4%であ

る。電力データの売電契約口数は、住戸数との対応が1対1でない場合や住宅判定に誤差が生じる場合もあるため、住宅土地統計調査の統計との間に乖離が生じ得る。実際の統計を比較してみると、住宅土地統計調査における2023年10月1日時点の世田谷区の導入率は、集合住宅で約1.03%、戸建住宅で約4.09%であり、それに対応する電力データに基づく2023年9月末時点の売電契約割合は、集合住宅で0.74%、戸建住宅で4.83%であった。現時点ではこの乖離の要因は不明であり、今後、調査が必要である。

総売電量は、契約数の増加に伴い上昇傾向にあるものの、季節性や天候にも影響される。春季に増えやすいのは、日射時間が夏にかけて増加する一方で、夏季になると高温によるパネル効率が低下すると同時に、自家消費が増加することが要因である。冬季は、日照時間の短さや天候要因による受光量の減少や電力消費の増加によって売電量が減少する。



注) 電力データより著者作成

図表 2-6：住宅用太陽光発電の売電契約口数，売電電力量

図表 2-6 の右図は、売電契約がある住宅を対象に、世田谷区の町丁目ごとに一住戸あたりの平均月別売電量を計算し、その分布の推移を示した箱ひげ図である。ひげの先端は95パーセントタイルと5パーセントタイ

ルに位置する町丁目の平均月別売電量を示し、箱は25パーセントタイルから75パーセントタイルを示す。また、箱内部の丸点は全町丁目の平均値、横線は中央値である。

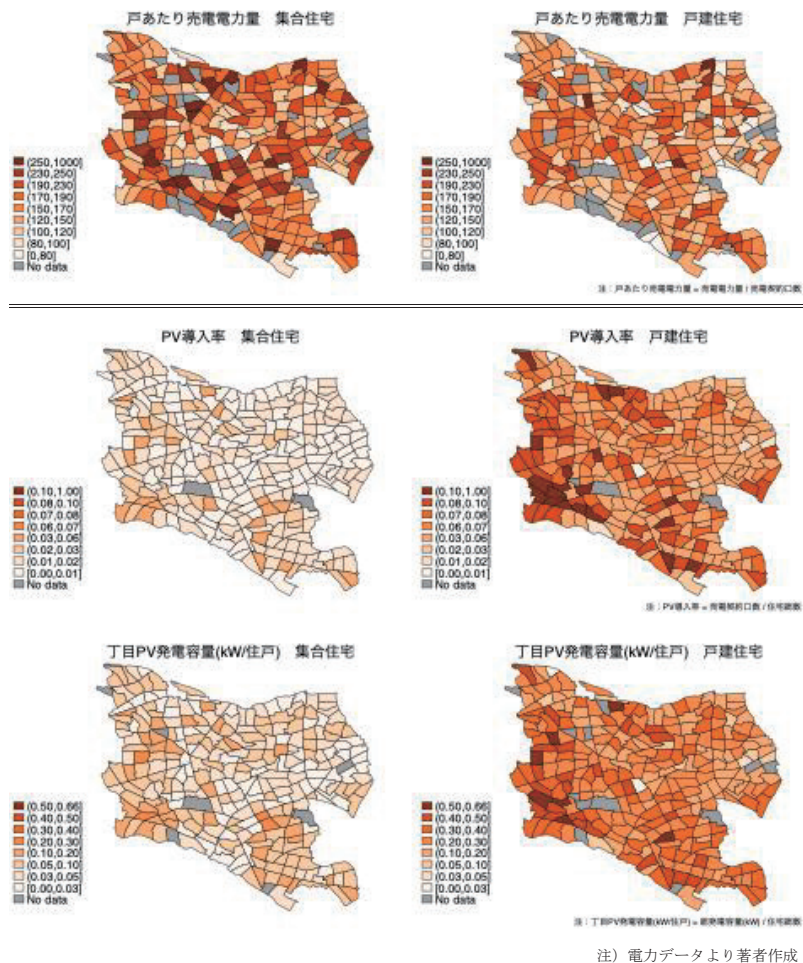
平均月別売電量の推移を見ると、戸あたり売電量は春に200～300kWh程度で多く、冬に100～150kWh前後と少ないことがわかる。さらに、この図から、戸あたり売電量の水準が地域（町丁目）間で異なることが確認できる。直近2025年9月のデータでは、集合住宅（戸建住宅）1戸あたりの丁目別平均売電量は、5パーセントタイルで84.47kWh（79.53kWh）、95パーセントタイルで253.01kWh（206.03kWh）である。また、図中には示されていないが、最小値は29.02kWh（50.54kWh）、最大値は328.7kWh（271.94kWh）となっている。

次に、世田谷区内の太陽光発電設備の導入に関する地理的分布を確認する。図表2-7は、世田谷区の各町丁目において、戸あたり売電電力量（上段）、太陽光発電設備の導入率（中段）と、町丁目PV発電設備容量（下段）について、集合住宅（左）と戸建住宅（右）を分けて、町丁目ごとに地図上に図示したものである。なお、戸あたり売電電力量（上段）は、売電契約あたりの売電量を表しているのに対して、丁目PV発電設備容量（下段）は、売電契約で割った容量ではなく、町丁目内の総発電設備容量を総住宅戸数で除した値である。つまり、丁目PV発電設備容量（下段）は、町丁目内に存在する総発電設備容量を町丁目内の全世帯で共有した際に、一世帯あたりどれほどの発電容量が確保されているかを表しており、第3稿の地域マイクログリッドのシミュレーションで用いられる。

導入率および発電容量はいずれも、都心部から離れた地域で高い値を示している。これらの地域は、比較的新しい住宅が多いと考えられる。戸あたりの発電設備容量は、区全体の平均で集合住宅が0.05kW、戸建住宅が0.27kWであり、町丁目単位で見ても、最大値は集合住宅で0.27kW、戸建住宅で0.67kWにとどまっており、完全停電時に地域全体の最低限の家

電力データによる空き家判定・分散型エネルギーリソース導入検討（２／３）

庭用電力を賄うには十分とは言えない水準である。

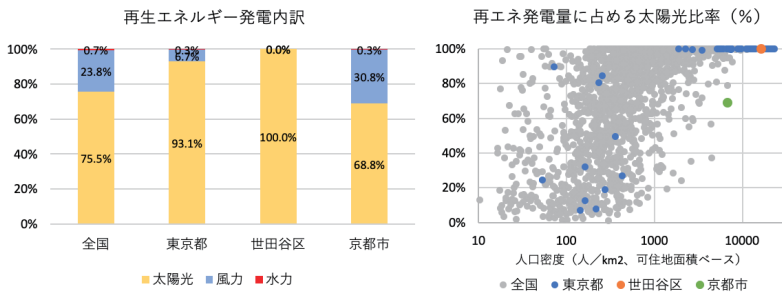


図表 2-7：太陽光発電設備の導入率と発電容量（丁目別，2025 年 9 月末時点）

2-2 都市部における再生可能エネルギーの導入実態

住宅地に限らなければ、太陽光以外にも、風力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーの発電設備の導入が進められているが、都市部では、風力や地熱などの発電設備は導入にあたっては様々な障壁があり、太陽光ほど導入されていない。

図2-8（左図）は、全国・東京都・東京都世田谷区・京都府京都市の各地域において、導入済の再生可能エネルギーによる発電量のうち、太陽光、風力、水力による発電量が占める割合を示している。太陽光による発電量の割合は、全国と比較して東京都における割合が高いことがわかる。また、図2-8（右図）は、市区町村毎の人口密度（横軸）と再生可能エネルギーに対する太陽光発電比率（縦軸）の散布図である。人口密度の高い都市部ほど、太陽光発電の比率は高く、世田谷区では100%である。



注) 出典：環境省(2026)、国勢調査より著者作成

図表2-8：再生可能エネルギー発電量の内訳

本節では、太陽光発電以外の再生可能エネルギー技術（例：風力発電、小水力、地熱、バイオマス等）について、都市部における導入可能性とその制約を、法的・技術的観点から整理する。特に都市環境固有の条件がこれらの技術導入にどのような制約を与えているかを整理する。

電力データによる空き家判定・分散型エネルギーリソース導入検討（２／３）

再生エネ種別	都市部導入の難易度	主な制約	都市部での実績・実用性
風力発電	非常に高い	・開けた用地が必要 ・建築・景観・騒音規制との調整（都市計画・建築基準等） ・乱流や遮蔽物による発電効率低下	隣接郊外・高層建築物屋上を例外的として極めて限定的（IRENA, 2020）
小水力発電	高い	・適切な流路・落差が必要だが都市河川では十分な条件が整いにくい ・環境影響評価や水利権手続き等の法令対応負担が大きい	有効活用事例は限定的（IRENA, 2020）
地熱発電	非常に高い	・高温地熱資源は地質的条件に依存し、都市域では資源が存在しにくい ・掘削・調査・環境アセスメントといった法的・技術的ハードルが大きい	地下深部条件とコストの面から事実上不可能（Taylor et al. 2023）
バイオマス発電	中程度	・原料（木質・廃棄物等）の集積と供給体系が都市内では成立しにくい ・施設規模が大きく、周辺環境規制（騒音・排気）対策が必要	集約エリアや廃棄物熱利用等により小型・熱電併給は可能性あり（IRENA, 2020）
廃棄物エネルギー利用	比較的低い	・既存の廃棄物処理施設を有効活用可 ・都市における熱電供給等の統合が必要	ごみ処理施設周辺での熱電併給等で導入実績あり（IRENA, 2020）
太陽光発電	低い	・屋根・壁面等の未利用空間に設置可 ・都市計画制限が比較的小さい	都市部で最も普及（IRENA, 2020）

図表２－９：都市部における再生可能エネルギーの導入制約

再生可能エネルギー全般に関して、日本の法制度は「再生可能エネルギー特別措置法」を中心に規定されており、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等を含む多様な非化石エネルギーの導入が促進されている。これらの法令は、各種補助制度・買取制度等を通じて再エネ導入を支援しているものの、導入の手続きや土地利用規制との関係で太陽光以外の再エネは相対的に遅れがみられる。特に再エネ設備の立地・運転開始に際しては、環境影響評価法等の複数の土地規制が関与し、年間を通じて長期間の審査・手続きが必要となりやすいことが報告されている（NEDO, 2020）。これにより、太陽光に比べ風力や地熱等の導入が進みにくい構造が生じている。

都市部における空間的制約は、太陽光以外の再エネの導入にとって特に大きな制約となる。都市は人口密度が高く、土地利用が複雑であり、広い敷地や高所構造物を必要とする風力発電、地熱発電、あるいは大規模なバ

バイオマス集積施設等の設置が困難である。都市内での風力発電は騒音や振動、景観規制等の住環境要件を満たす必要があり、設置可能なスペースの確保が極めて限定される。また都市部では用地確保が困難なため、効率的な風況を得るための風車塔の高さ確保や、地熱井戸掘削のための広い占有地を確保すること自体が難しい。これらは、再生可能エネルギーの中でも太陽光以外の技術が都市規模で普及しづらい構造的要因である。

技術的観点からも、都市部では太陽光発電が相対的に優位となっている。太陽光発電は建築物の屋根や壁面等の既存構造を活用できるため、追加的な用地確保が不要であり、導入負担が比較的低い。一方で、風力発電は都市特有の乱流や遮蔽物の影響を受けやすく、効率的な発電が難しいという物理的・技術的制約がある。加えて、都市電力需要のピークと風況のミスマッチなども発電効率の低下要因となる。このため、都市部では風力や大型の地熱・バイオマスによる発電量の寄与が限定的であるという傾向がある。

法制度面では、再生可能エネルギー設備の導入に伴う土地利用規制や許認可手続きの複雑さが指摘されている。太陽光発電設備は比較的緩やかな手続きで設置可能な場合が多いのに対して、風力発電・地熱発電などは、環境影響評価や都市計画法、景観法等複数の法令の適合性審査が必要となり、設置までのリードタイムが長期化するケースが多い。このため、制度面でも太陽光以外の再エネ導入は法的ハードルが高くなる傾向がある。

加えて、再生可能エネルギー全般の導入促進にあたっては、政策・制度の統合的検討が必要であるとの指摘が政府資料等で重ねて提示されている（環境省, 2023; 資源エネルギー庁, 2023）。現状では、再エネ関連制度が分散的・縦割りのようになっており、都市部での高度集約的再エネ導入に対する包括的な支援制度が整備されていない点が課題とされている（国交省, 2023; 内閣官房, 2020）。こうした制度的課題は、太陽光以外の再エネ技術にも影響を及ぼしている。

以上のとおり、都市部における太陽光以外の再生可能エネルギー導入は、用地制約・技術特性・法制度上の複数制約の重なりにより、導入ポテンシャルが限定的であると考えられる。実際に、前述したように、都市部における太陽光以外の再生可能エネルギーの導入割合は極めて低く（図表2-8）、導入に大きな制限がある現状では、太陽光発電設備のみが現実的な選択肢となっている。このため、都市部の再生可能エネルギー戦略においては、太陽光発電の活用を前提としつつ、都市特性に応じた小型風力、地中熱利用、小規模バイオマス等については、現場での限界と今後の利用可能性について、将来的に整理していく必要がある。

2-3 空き家への太陽光発電設備導入に伴う費用と効果

本節では、都市部に所在する空き家を想定し、太陽光発電設備および蓄電池を導入した場合の費用および効果について、定量的な試算を行う。ここでは、設備導入に伴う初期費用、維持管理費用といったコスト面に加え、発電量やCO₂排出削減量といった環境面での効果を整理し、空き家を活用した再生可能エネルギー導入の経済的・環境的含意を明らかにする。

試算にあたっては、世田谷区における太陽光発電の実態（図表2-6）を踏まえ、戸建住宅および集合住宅のいずれにおいても、一住戸あたりの平均的な太陽光発電設備容量がおおむね4kW程度であることを前提とする。そのため、本分析では、空き家1戸に対して、太陽光発電設備容量を4kW導入するケースを標準的な想定として設定する。なお、第3稿で実施する太陽光発電設備導入のシミュレーション分析では、集合住宅については、個別の空室単位での導入ではなく、長期にわたり建物全体が空き家となっている（全住戸が未使用の）集合住宅に着目する。すなわち、完全に利用されていない建物1棟を対象として、太陽光発電設備および蓄電池を一体的に設置した場合を想定する。

なお、本節では、空き家で発電した電力を全て売電することを前提とし

ているため、蓄電池の設置による自家消費拡大や停電時のレジリエンス向上に伴う便益は、（空き家所有者の）金銭的便益には含めない。ただし、長期的な観点では、建て替えやリフォームによる空き家の様々な活用が想定されるため、蓄電池の導入による試算も行なっている。

	項目	戸建住宅（1戸）	集合住宅（1戸）	備考
前提条件	想定発電容量	4 kW	4 kW	世田谷区の平均的導入規模を想定
	地域別発電量係数	1,347 kWh/kW・年		REPOS 環境省（2026）に基づく
	年間発電量	5,388 kWh	5,388 kWh	= 1,347 × 4
設置・維持コスト	太陽光発電設備費（設置費込）	1,144,000 円	1,000,000 円	戸建 286 千円/kW 集合 250 千円/kW
	年間維持管理費	6,300 円/年	5,400 円/年	定期点検・保守費用（経産省, 2026a）
蓄電池コスト	蓄電池初期費用（4 kW 相当）	約 452,000 円	約 544,000 円	機器＋設置費（経産省, 2026a）
	蓄電池更新費用（15 年目）	約 492,000 円	約 562,400 円	撤去費含む（経産省, 2026a）
金銭的便益	売電単価	24 円/kWh（1～4 年） 8.3 円/kWh（5 年～）	19 円/kWh（1～5 年） 8.3 円/kWh（6 年～）	経産省（2026b）
	年間売電収入	129,312 円（1～4 年） 44,720 円（5 年～）	102,372 円（1～5 年） 44,720 円（6 年～）	発電量 × 売電単価
	年間純収益	123,012 円（1～4 年） 38,420 円（5 年～）	96,972 円（1～5 年） 38,420 円（6 年～）	売電収入 - 維持管理費
環境効果	CO ₂ 排出係数	0.423 kg-CO ₂ /kWh		全国平均 経産省（2026c）
	年間 CO ₂ 削減量	約 2.28 t-CO ₂	約 2.28 t-CO ₂	= 5,388 × 0.423
	30 年 CO ₂ 削減量	約 68.4 t-CO ₂	約 68.4 t-CO ₂	劣化等は考慮せず

図表 2－10：家庭用太陽光発電設備の導入コストと便益（想定と試算）

まず、年間発電量については、地域別発電量係数を 1,347 kWh/kW・年 環境省（2026）とし、発電容量は 4kW と仮定しているため、年間発電量は 1,347 × 4 = 5,388 kWh／年となる。本稿では、空き家活用に着目するため、居住者による自家消費は発生せず、発電された電力はすべて系統に売電されるものとする。この前提の下では、太陽光発電設備による経済的便益は、主として売電収入として現れる。

売電単価については、2025 年 10 月～2026 年度の固定価格買取制度（新

FIT) をもとに、戸建住宅の場合は最初の4年は24円/kWh、5年目以降は8.3円、集合住宅(10kW以上)では最初の5年は19円/kWh、6年目以降は8.3円とする(経産省, 2026b)。このとき、初年度の年間売電収入は、戸建住宅の場合で約129,300円、集合住宅の場合で約102,400円となる。ここから、太陽光発電設備の年間維持管理費(戸建住宅で6,300円、集合住宅で5,400円)を差し引くと、年間純収益はそれぞれ約123,000円、約97,000円と試算される。

次に、初期費用について整理する。太陽光発電設備の設置費用は、戸建住宅で1kWあたり286,000円、集合住宅で1kWあたり250,000円とする(経産省, 2026a)。このとき、4kWの太陽光発電設備を導入する際の初期費用は、戸建住宅で約114万円、集合住宅で約100万円となる。

さらに、蓄電池を併設するケースについて検討する。本試算では、蓄電池容量を太陽光発電設備と同規模の4kWとし、耐用年数を15年と仮定する。したがって、30年間の運用期間においては、蓄電池の更新が1回必要となる。蓄電池の初期導入費用(機器費および設置費)と更新費用(撤去費を含む)を合算すると、戸建住宅では約94万円、集合住宅では約110万円程度の追加的な費用が発生する(経産省, 2026a)。

これらの条件に基づき、年間純収益を用いて簡易的な回収年数を算出すると、蓄電池を導入しない場合には、戸建住宅で約21年、集合住宅で約18年となるが、蓄電池を導入した場合には、追加的な初期費用および更新費用が発生するため、補助金制度がないもとでは回収期間は大幅に延長され、集合住宅では30年以内に回収できない結果となる。

最後に、CO₂排出削減効果について整理する。上記と同様に空き家における太陽光発電による発電電力量をすべて系統電力を代替すると仮定し、排出係数を0.423 kg-CO₂/kWhとする(経産省, 2026c)と、年間のCO₂排出削減量は $5,388 \times 0.423 \div 2,279$ kg-CO₂/年と求められる。すなわち、約2.3 t-CO₂/年の削減効果が見込まれる。運用期間を30年と仮定すると、

排出係数が一定である想定の下では、累積で約 68 t-CO₂ 程度の排出削減効果が期待される。

以上の試算結果から、空き家を対象とした太陽光発電設備の導入は、CO₂ 排出削減という環境面で一定の効果を有する一方、所有者の経済的便益の観点からは、追加的な補助制度がない場合、蓄電池を併設しない太陽光発電設備のみの構成が相対的に合理的であることが示唆される¹⁾。特に空き家では自家消費が発生せず、災害時の備えとしての利用も想定されないため、蓄電池の導入は売電収入や CO₂ 削減量を増加させるものではなく、所有者にとっては費用負担の増加要因となる。このため、空き家を災害時対応の蓄電池集約拠点として活用する地域マイクログリッド型の分散型 DER 施策を実施する場合には、行政による財政的支援や制度的関与が不可欠となる。なお、これらの議論は、空き家状態が継続することを前提としており、将来的に居住再開や用途転換が見込まれる場合には、蓄電池の価値評価が変わり得る点に留意する必要がある。

2-4 空き家の建て替えとリノベーションの CO₂ 排出比較

ここでは、都心部に立地する既存住宅を想定し、解体・新築（建て替え）と大規模改修（リノベーション）に伴う CO₂ 排出量を、構造種別ごとに比較する。比較対象は、木造戸建住宅（約 100 m²、2 階建）、RC 造戸建住宅（約 100 m²、2 階建）、木造集合住宅（6 戸・延床約 360 m²）、RC 造集合住宅（6 戸・延床約 360 m²）の 4 類型とする。これらについて、建物の施工から、居住、廃棄に至るまでの各段階の環境負荷を総合的に評価するライフサイクルアセスメント（LCA）の視点から検討する。

集合住宅については、磯部ら（2023）が、延床面積約 360 m²（60 m²×6 戸）、2 階建の低層集合住宅を想定し、木造、S 造、RC 造の 3 構造について、建

1) 現行の東京都の補助金制度を用いると、戸建て住宅の場合は約 6 年で投資費用を回収できる（2-5 節）。

替えとリノベーション（構造躯体を活かした全面改修）を比較するライフサイクルアセスメント（LCCO₂）を実施している。同研究では、外皮性能を断熱等級4相当まで高め、高効率給湯・空調設備を導入し、太陽光発電設備を併設する条件の下で、建替えとリノベーションに伴うCO₂排出量および脱炭素化達成までの期間が評価されている。その結果、木造・RC造いずれにおいても、リノベーションは建替えに比べて施工時（建設および解体段階）のCO₂排出量を大幅に削減できることが示されている。特にRC造では、躯体コンクリートの再利用効果が大きく、建替え時に発生する材料製造由来CO₂が極めて大きいため、リノベーションによる削減効果は木造以上に顕著である。

磯部ら（2023）の試算によれば、RC造の低層集合住宅において、リノベーションは建替えと比較して施工時のCO₂排出量を概ね40～50％程度削減できるとされている。また、居住段階では、高断熱化と高効率設備の導入、さらに太陽光発電による自家消費を組み合わせることで、建替え・リノベーションのいずれの場合も運用時CO₂排出量は大きく低減する。ただし、初期段階で排出されるCO₂が大きい建替えは、ライフサイクル全体での脱炭素化達成までにより長い時間を要する。同研究の結果では、木造低層集合住宅であっても、建替えの場合の脱炭素化達成期間は30～40年程度となる一方、リノベーションでは20年前後に短縮される。RC造の低層集合住宅ではこの差がさらに拡大し、建替えでは40年以上を要すると試算されている。

磯部ら（2023）は、低層集合住宅1棟あたり32kWの太陽光発電設備を想定し、RC造であっても高断熱化と高性能設備を組み合わせることで、ライフサイクル脱炭素を約20年前後で達成できることを示している。一方、世田谷区で想定される導入容量は戸当たり4kWであり、6戸の集合住宅では24kWとなる。この条件を同研究に当てはめると、年間のCO₂削減量は約25％低い想定で試算することになり、RC造の低層集合住宅の

リノベーションにおける脱炭素化達成期間は、おおむね 25～30 年程度に延びると推計される。それでもなお、建替え（40 年以上）と比べれば大幅に短く、都市部における現実的な脱炭素戦略として、躯体を活かしたリノベーションの優位性が確認できる。

建物類型	工法	太陽光 発電容量	施工段階 CO2 排出量 (tCO2/棟)	居住段階 CO2 排出量 (tCO2/年・棟)	太陽光による CO2 削減量 (tCO2/年・棟)	脱炭素化 達成期間
木造 戸建住宅	改修	4kW	約 13	約 1.5	約 1.7	約 60～70 年
	建替え		約 25	約 1.5	約 1.7	約 80～90 年
RC 造 戸建住宅	改修		約 22	約 1.6	約 1.7	約 75～85 年
	建替え		約 40	約 1.6	約 1.7	100 年以上
木造 集合住宅	改修	24kW (6 戸)	約 50	約 6.5	約 10.3	約 20 年前後
	建替え		約 90	約 6.5	約 10.3	約 30～40 年
RC 造 集合住宅	改修		約 85	約 7.0	約 10.3	約 25～30 年
	建替え		約 150	約 7.0	約 10.3	40 年以上

* 電力排出係数：0.43 kg-CO₂/kWh（東京都・近年値）
* 発電量：1,000 kWh/kW・年
* 戸建 PV：4 kW、集合住宅 PV：24 kW
* 居住段階 CO₂：高断熱（等級 4 相当）・高効率設備導入後
* 施工段階 CO₂：建設＋解体（改修は躯体再利用）

図表 2－11：家屋の活用方法と CO₂ 排出量（想定と試算）

戸建住宅についても、集合住宅と同様に、建替えとリノベーションではライフサイクル CO₂ 排出量に大きな差が生じる。東京大学・武蔵野大学・住友不動産による共同研究東京大学ほか（2023）は、木造戸建住宅を対象に、断熱・耐震性能を断熱等級 4 相当の新省エネ基準相当まで向上させるリノベーションを行った場合、建替えと比較して施工時 CO₂ 排出量を約 47％削減できることを示している。同研究では、太陽光発電設備として 7.5kW を搭載する想定の下で、木造戸建住宅のリノベーションは約 35 年でライフサイクル脱炭素を達成できると試算されている。しかし、世田谷区における住宅用太陽光発電の現実的な導入容量は戸当たり 4kW 程度で

あり、この条件を当てはめると、木造戸建住宅における脱炭素化達成期間は約 60～70 年程度に延びると推計される。

RC 造の戸建住宅については、戸建を対象とした詳細な LCA 事例は限られているものの、低層集合住宅に関する LCA 研究（磯部ほか, 2023）から、RC 造は木造に比べて新築時の炭素排出原単位が大きいことが確認されている。このため、RC 造戸建住宅では、建替えに伴う初期 CO₂ 排出量が特に大きく、4kW 程度の太陽光発電容量では、ライフサイクル脱炭素を達成するまでに 100 年以上を要する可能性が高い。一方、構造躯体を再利用するリノベーションの場合には初期排出を大幅に抑制できるものの、それでも脱炭素化達成期間は約 75～85 年程度と推計され、木造の戸建住宅よりも長期化する。

以上より、都市部における住宅の脱炭素化に関して、いくつかの政策的含意が得られる。第一に、戸建住宅、とりわけ RC 造戸建住宅では、屋根面積や周辺環境の制約により太陽光発電容量が限定されるため、住宅単体でライフサイクル脱炭素を短中期に達成することは現実的に困難である。建替えは初期 CO₂ 排出をさらに増大させるため、脱炭素の観点からは合理的な選択肢とは言い難い。第二に、集合住宅の多い都市部では、その躯体を活かしたりリノベーションと再生可能エネルギー導入を組み合わせることで、比較的効率的にライフサイクル脱炭素に近づくことが可能である。このことは、都市部における住宅ストックの脱炭素化を考える際、戸建住宅単体での対応ではなく、集合住宅や地区単位での再生可能エネルギー導入・共有を前提とした政策設計も重要となることを示唆している。したがって、今後の都市部における脱炭素政策においては、既存ストックのリノベーションを優先するとともに、集合住宅や地区単位での太陽光発電・蓄電システムの導入、さらにはエネルギーの融通を可能とする制度的枠組みを整備することが効果的な戦略である。ただし、前節で議論したとおり、管理不全に陥った戸建空き家や全戸空室の集合住宅では、軽微なりノベ

ションのみでは再利用や太陽光発電設備の導入が困難な場合も少なくない。また、脱炭素の観点に加え、地域全体の有効な土地利用のあり方を総合的に考慮すると、リノベーションよりも建て替えや再開発の方が、より大きな社会的便益をもたらすケースも存在する。いずれにせよ、放置された未利用空き家は、脱炭素、土地利用、外部不経済といった多面的な側面から社会的厚生を損なう要因となるため、早急な対策を講じ、個々の状況に応じたリノベーション、建て替え、再開発を適切に促進することが重要である。その結果として、遊休不動産の利活用を通じた分散型エネルギーソースの拡充も同時に進展することが期待される。

2-5 制度的ハードル、空き家活用方法（社会的厚生の観点から）

空き家に太陽光発電設備や蓄電池を導入するためには、まず当該不動産の所有者を特定し、その同意を得ることが前提条件となる。自治体が空き家の利活用を推進する場合においても、官民連携による事業実施には、所有者の同意に基づく情報提供および合意形成が不可欠である。しかしながら、所有者の所在不明、相続未整理、共有名義等の権利関係の複雑さに加え、自治体側の人的資源の制約も相まって、合意形成や実務体制の確保が事業推進上のボトルネックとなり得ることが指摘されている（総務省, 2019; 国交省, 2023）。

第二に、設備導入は建物（不動産）だけでなく、電気設備としての法規制と、場合によっては消防・防火規制の対象となる。太陽光発電設備については、経済産業省が「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」（2021年制定）²⁾を示しており、住宅規模（10kW未満）であっても、所有者は技術基準への適合義務を負い、立入検査を受け得ることが明記されている。また、再エネ特措法（FIT/FIP）の認定を受ける場合には、事業

2) <https://laws.e-gov.go.jp/law/503M60000400029>

計画策定ガイドラインに従った適正な手続・運用が求められ、他法令・条例の確認も事業者責任で求められる。

第三に、蓄電池の併設は、容量や設置形態によって火災予防条例等の規制（届出・離隔・安全措置）が関係する。例えば、東京消防庁は、消防庁告示（令和5年消防庁告示第7号）³⁾を踏まえ、一定条件下で規制対象外となる範囲や、屋外設置における離隔距離の扱い、届出対象を20kWh超とするなどの改正内容を示している。このため、空き家を蓄電池集約拠点として活用する場合には、容量・配置・安全措置が制約条件となり得る。

このように、空き家への設備導入は、単に機器を設置すればよいのではなく、所有者の権利関係、電気設備としての保安・技術基準、蓄電池の防火安全、FIT等を用いる場合の認定・運用責任という複数の条件を満たす必要がある。既存家屋でこれらの条件が満たされない場合は、建物の改修や建替えによって条件を確保することが必要となる。

とくに、空き家に太陽光発電設備や蓄電池を導入する際は、建物の老朽化や耐震性、屋根の荷重・防水性能、設備スペースの制約などから、既存建物への直接導入が困難となる可能性が高い。その場合には、①解体して新築する、②大規模リフォームを行う、③小規模な修繕・改修にとどめる、という三つの選択肢が現実的に検討される。本節では、都市部にある標準的な規模の戸建住宅（延床面積約100㎡、木造）を想定し、各選択肢に伴う工事費用を概算的に整理する。

まず、解体して新築するケースである。新築住宅の建設費用については、建築着工統計を基に作成された国税庁の「建物の標準的な建築価額表」によれば、東京都における近年の木造住宅の平均的な建築単価は1㎡当たり約23万円程度である⁴⁾。これを延床面積100㎡に当てはめると、本体工

3) https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230531_yobou_306.pdf

4) 国税庁：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0018008-045/07.htm>

事費は約2,300万円となる。これに木造100㎡の平均的な解体費用150万円を⁵⁾加えて、2,450万円を総工事費用の目安とする。

次に、大規模リフォームのケースである。これは、耐震補強、断熱改修、設備更新（配線・分電盤更新を含む）などを実施し、居住再開や太陽光設備の安全な設置を可能とする水準まで改修する場合を想定する。費用については、一般的なりフォームの平均費用（約500万円）（住宅リフォーム推進協議会, 2025）を上回る水準となることが多く、本試算では約1,000万円を目安とする。

パターン	内容（想定）	工事費用（目安）	根拠・注記
解体＋新築	老朽・耐震等の理由で解体し、新築（木造100㎡）	約2,450万円	新築費用は国税庁HP ⁷⁾ から建築着工統計に基づく㎡単価から算出。解体費用はあんしん解体業者認定協会HP ⁸⁾ を参考。
大規模リフォーム	断熱・設備更新＋耐震補強等を含む全面改修（居住再開を想定）	約1,000万円（仮定）	改修・既存躯体活用がLCCO ₂ 削減策として整理される点を反映し、新築より小さい代表値を置く。費用は平均500万円より重い改修を想定。
小規模リフォーム	最低限の修繕・設備更新（屋根/外壁部分補修等）	約500万円（平均）	リフォーム平均費用は実態調査の平均値（住宅リフォーム推進協議会, 2025）

図表2－12：家屋の建設・改修費用

都市部の空き家活用は、①住宅供給・居住環境の改善、②災害時のレジリエンス向上、③再生可能エネルギー（特に屋根設置型太陽光発電）の導入余地の拡大、④ライフサイクルカーボンの削減という複数の目標に向けて、同時に展開し得る政策課題である。これまでの空き家対策は主として①の観点から議論されることが多く、②～④の視点は十分に検討されてこなかった。これら②～④を重視した場合の空き家活用の望ましい優先順位は、概ね次のように整理できる。

5) あんしん解体業者認定協会：<https://www.kaitai-guide.net/costprice/>

- **【優先】既存ストックの再生（リフォーム）+ PV 導入**：既存躯体を活用する改修は、ライフサイクルカーボン削減策の中核（既存建築物・躯体の活用、資材削減）として位置付けられており、新築に比べてアップフロントの環境負荷を抑えやすい。都市部では用地制約が強く、屋根面の太陽光発電パネルが主力になりやすいことから、改修により安全性（耐震）と屋根条件（荷重・防水）を確保した上で太陽光発電設備を設置することは、社会的費用（CO₂ 排出量）を抑えつつ再エネを増やす合理的手段となる。ただし、実施には所有者の同意・合意形成が前提であり、官民連携には制度運用上の負担も伴う。
- **【条件付き】建替え+省エネ・PV**：老朽化が著しく、耐震補強や防水・電気設備の更新では安全性・長寿命化が確保できない場合、建替えは合理的選択肢となる。とくに今後は新築の省エネ基準適合が進む中で、建替えによって運用時 CO₂ 排出量を大きく低減し得る一方、建設時の資材製造・施工に伴う CO₂ 排出量も無視できないため、社会的には建替えが不可避な物件に重点化し、低炭素材料・資材削減とセットで進めることが望ましい。
- **【補完】空き家を拠点化する場合の蓄電池導入は、防火・制度条件を満たす範囲で**：空き家を地域マイクログリッドや防災拠点として活用し、蓄電池を集約する場合は、蓄電池の容量・設置形態に応じて火災予防条例等の規制が関係するため、制度適合を前提に段階的に検討すべきである。経済性（売電収入）だけでなく、防災価値を含めた政策目的との整合が鍵となる。

以上より、環境負担やレジリエンスの観点を踏まえた社会的に望ましい空き家活用は、原則として改修（既存家屋の活用）を優先しつつ、危険性が高く老朽化が進み、改修が非効率と判断される物件については建て替えを重点的に進めるという、ライフサイクルカーボンと都市レジリエンスの双方

を考慮した対応にある。ただし、社会的厚生を最大化するためには、①の観点も含めた総合的な判断が必要となる。①の視点では建て替えが優先されがちであるが、②～④に示した公共財的性質や外部性を考慮した場合には、リフォームや太陽光発電設備導入を促進するための、より積極的な行政介入が望ましいとの結論に至り得る。こうした政策選択の妥当性を明確にするためにも、経済実証分析に基づくエビデンスの蓄積が求められる。

2－6 設備導入のインセンティブと補助金制度（住宅所有者の観点から）

本節では、空き家を所有する住宅所有者の立場から、太陽光発電設備および蓄電池の導入に対する経済的インセンティブについて整理する。具体的には、国の住宅用太陽光発電に関する売電制度（いわゆる新FIT）および東京都における住宅向け補助金制度を踏まえ、設備導入がどのような条件下で経済的に成立し得るのかを検討する。

区分	補助内容	根拠資料
売電制度（新FIT）	1～4年目：24円/kWh 5～10年目：8.3円/kWh	2025年度新FIT基準（経産省、2026b）
太陽光補助金（既存住宅）	3.75kW以下：15万円/kW（上限45万円） 3.75kW超：12万円/kW（50kW未満）	家庭における太陽光発電導入促進事業（東京都）
太陽光補助金（新築住宅）	3.6kW以下：12万円/kW（上限36万円） 3.6kW超：10万円/kW（50kW未満）	
蓄電池補助金	12万円/kWh（蓄電池パッケージ） 8万円/kWh（蓄電池ユニット増設）	家庭における蓄電池導入促進事業（東京都）
設備以外費用補助	架台、防水工事補助あり	
自治体独自の補助		東京都の補助金最新情報（タイナビ ⁶⁾ ）

図表 2－13：東京都制度（2026 年 1 月 1 日現在）

まず、2026 年 1 月 1 日現在における国の住宅用太陽光発電制度では、10kW 未満の住宅用設備を対象として、一定期間にわたり固定価格での売

6) <https://www.tainavi.com/library/200/>

電が認められている。２－２節と同様、新 FIT 制度に基づき、導入後１～４年目における売電単価を 24円/kWh、５年目以降を 8.3円/kWh とする想定を用いる。

加えて、東京都の家庭における太陽光発電導入促進事業（令和７年度）では、既存住宅に設置する太陽光発電システムについて、3.75kW 以下の場合は 15 万円 /kW（上限 45 万円）、3.75kW を超える場合は 12 万円 /kW（50kW 未満）とされている。また、現行では蓄電池については 1kWh あたり 12 万円という補助が設定されており、補助上限容量の撤廃により大容量蓄電池の設置でも支援が受けられる。

これらの現行の制度を踏まえ、本節では、都市部にある標準的な空き家戸建住宅１戸に、4kW の太陽光発電設備を導入するケースを想定し、設備導入に伴う投資回収期間を試算する。空き家を対象としているため、居住者による自家消費は発生せず、発電された電力量は全量が系統に売電されるものと仮定する。２－２節で示したとおり、4kW の太陽光発電設備による年間発電量は約 5,388kWh であり、新 FIT の下では、導入初期の１～４年目における年間売電収入は約 12.9 万円となる。ここから、年間維持管理費を差し引いた年間純収益は約 12.3 万円であり、４年間の累積純収益は約 49 万円と試算される。さらに、東京都の住宅向け太陽光発電導入補助制度を適用した場合、既存住宅に 4kW の太陽光発電設備を導入する際の補助額は 48 万円となる。この結果、補助金を差し引いた実質的な初期費用は約 66.4 万円にまで低減される。以上を踏まえると、導入後 4.5 年間で初期費用の大部分が回収され、その後の売電収入を考慮すれば、概ね 8～9 年程度で投資回収が完了する計算となる。⁷⁾

次に、蓄電池を併設するケースについては、空き家では居住者が存在し

7) ここでの回収期間は、維持管理費のみを考慮した簡易的な回収年数であり、割引率、設備劣化、売電単価の将来的変動等は考慮していない点に留意が必要である。

ないため、自家消費による電気料金削減効果は発生せず、蓄電池を導入しても売電電力量や売電収入が増加するわけではない。このため、蓄電池は原則として追加的なコスト要因となり、投資回収期間を延長させる。もっとも、東京都の補助制度では、蓄電池についても1kWhあたり12万円の補助が設定されており、容量や設置条件によっては、機器費および設置費の大部分が補助によって賄われるケースも想定される。このような場合、住宅所有者の自己負担は大幅に軽減されるものの、空き家という前提の下では、蓄電池は売電収入を増加させないため、純粋な経済的インセンティブは限定的である。⁸⁾

以上を踏まえると、空き家を対象とした設備導入において、住宅所有者にとって経済的に合理的な選択肢は、補助制度を活用した太陽光発電設備の導入であり、蓄電池の併設は原則として必須ではない。ただし、この結論が成立するためには、少なくとも8年以上にわたり当該住宅が空き家として存続し、建て替えや大規模改修が行われないことが前提条件となる。実際には、電力データに基づく分析から明らかになったように、1年以上空き家状態が継続する住宅の割合は決して高くなく、空き家の多くは短期間のうちに居住再開、賃貸化、売却、あるいは建て替えといった形で利用形態が変化している。この点を踏まえると、空き家を活用した設備導入を検討する際には、単に補助金制度の存在だけでなく、当該住宅の将来的な利用計画や空き家状態の継続可能性を併せて考慮することが重要である。空き家活用を前提とした設備導入は、「長期にわたって利用されない住宅」をどのように選別するかという問題と不可分であり、この点で電力データを用いた空き家判定が政策的に重要な役割を果たし得る。

8) 蓄電池は、空き家状態が継続する限り、投資回収という観点では経済的便益を生まないが、将来的な居住再開や公共財としての災害時の電力供給拠点としての活用を見据える場合には、評価軸が変わり得る。この点は、純粋な投資回収の議論とは切り分けて整理する必要がある。

参考文献

- 磯部孝行, 清家剛, 三井所清史, 小林謙介, 渡辺直哉, 山本正顕, & 近田智也. (2023). カーボンニュートラルを指向した低層共同住宅の LCCO2 評価ツールの開発. 日本 LCA 学会誌, 19(1), 33-41.
- 環境省. (2023). 令和 7 年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書. 環境省 [Web page] <https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/>（最終閲覧日：2026 年 5 月 22 日）
- 環境省 (2025). 家庭部門の CO2 排出実態統計調査 [Web page]. <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&toukei=00650408>（最終閲覧日：2026 年 5 月 22 日）
- 環境省 (2026). 再生可能エネルギー情報提供システム REPOS [Web page]. <https://repos.env.go.jp/web/>（最終閲覧日：2026 年 5 月 22 日）
- 気象庁 (2026). 過去の気象データ検索. 東京 2025 年詳細. [Web page]. https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/view/monthly_sl.php?prec_no=44&block_no=47662&year=2025&month=&day=&view=a2（最終閲覧日：2026 年 5 月 22 日）
- 経産省 (2026a). 調達価格等算定委員会. [Web page]. <https://www.meti.go.jp/shingikai/santei/>（最終閲覧日：2026 年 5 月 22 日）
- 経産省 (2026b). 再生可能エネルギーの FIT 制度・FIP 制度における 2025 年度以降の買取価格等と 2025 年度の賦課金単価を設定します. [Web page]. <https://www.meti.go.jp/press/2024/03/20250321006/20250321006.html>（最終閲覧日：2026 年 5 月 22 日）
- 経産省 (2026c). 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度, 電気事業者別排出係数一覧 [Web page]. <https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>（最終閲覧日：2026 年 5 月 22 日）
- 国土省 (2023). 第三次国土形成計画. 国土交通省 [Web page] https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_fr3_000003.html（最終閲覧日：2026 年 5 月 22 日）
- 資源エネルギー庁 (2023). 分散型エネルギーシステムへの新規参入のための手引き（最終改訂令和 5 年 4 月 第 1.1 版） [Web page PDF]. https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/bunsan.pdf（最終閲覧日：2026 年 5 月 22 日）
- 資源エネルギー庁 (2026). 再生可能エネルギー事業計画認定情報 [Web page PDF]. <https://www.fit-portal.go.jp/publicinfo>（最終閲覧日：2026 年 5 月 22 日）
- 住宅リフォーム推進協議会 (2025). 住宅リフォーム消費者実態調査. [Web page PDF]. <https://www.j-reform.com/publish/pdf/jitsurei-R6-c.pdf>

- 東京大学, 武蔵野大学, 住友不動産 (2023). 戸建住宅改修による脱炭素推進・GX 実現へ [Web page PDF]. <https://www.k.u-tokyo.ac.jp/information/upload/20230615PR.pdf> (最終閲覧日: 2026 年 5 月 22 日)
- 東京都 (2025). 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業 [Web page]. <https://www.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2025/03/2025033118> (最終閲覧日: 2026 年 5 月 22 日)
- 内閣官房. (2020). 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略. [Web page] https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ggs/index.html (最終閲覧日: 2026 年 5 月 22 日)
- NEDO (2020). 環境アセスメント迅速化手法のガイドー前倒環境調査の方法論を中心にー. 新エネルギー・環境技術総合開発機構. [Web page] https://www.nedo.go.jp/library/environmental_overview_guidebook.html (最終閲覧日: 2026 年 5 月 22 日)
- NEDO (2026). NEDO 日射量データベース [Web page]. https://appww2.infoc.nedo.go.jp/appww/monsola_map.html (最終閲覧日 2026 年 5 月 22 日)
- IRENA (2020). Rise of renewables in cities: Energy solutions for the urban future. International Renewable Energy Agency, Abu Dhabi. ISBN 978-92-9260-271-0.
- JCOM (2025). 炊飯器・電子レンジなど, キッチン家電の電気代はどのくらい? [Web page]. https://www.jcom.co.jp/service/electricity/about/column_kitchen.html (最終閲覧日: 2026 年 5 月 22 日)
- Taylor, N., Diaz, R. A., Georgakaki, A., Ince, E., Letout, S., Mountraki, A., ... & Tattini, J. (2023). Clean Energy Technology Observatory: Deep Geothermal Heat and Power in the European Union-2023 Status Report on Technology Development, Trends, Value Chains and Markets.

葬儀における寺院関連費用の 透明性に関する予備的考察

矢 島 猶 雅

1. はじめに

葬儀は、亡くなった人を悼み、遺族や関係者が別れを告げるための儀礼である。日本では、通夜、告別式、火葬を経て、葬儀後の納骨や法要へ進む形が広く知られている。葬儀の形式については、2017年の調査では葬儀を行った人のうち仏式を選んだ割合が87.2%であったことが示されている（全日本葬祭業協同組合連合会、2022）。この数値は、同調査時点において、仏式葬儀が日本の葬儀の主要な形式であったことを示している。

葬儀には、儀礼としての性格に加え、短期間に複数の手配を進めるという実務面がある。遺族は、葬儀社への依頼、式の形式、宗教者との連絡、葬儀後の納骨先などについて、死亡後の限られた時間の中で判断する。こうした手配と並行して、葬儀社に支払う費用や宗教者への支出などを確認することになる。

葬儀は、家計にとって小さくない費用負担を伴う行為でもある。総務省統計局の資料では、お布施を除く総葬儀費用について、葬儀料一式、飲食代、火葬料を合わせた参考値として約120万円が示されている（総務省統計局、2018）。また、全日本仏教会・大和証券株式会社の2022年度調査では、葬儀・法要で不安に思うこととして、費用が66.0%、お布施の金額が64.9%とされている（全日本仏教会・大和証券、2023）。これらの資料からは、

葬儀や法要に関する不安が、費用の確認にも向けられていることが分かる。

近年では、葬儀社のウェブサイトや葬儀比較サイトを通じて、葬儀プランの価格や内容を事前に確認できる場合が増えている。火葬式や家族葬といったプランについて、最低価格や基本料金が示されることもある。全日本仏教会・大和証券株式会社の2024年度調査でも、葬儀・法要について相談先が分からない場合の調べ方として、Webサイトを挙げる回答が29.2%となっている（全日本仏教会・大和証券、2025）。

ただし、公開ページ上で葬儀プラン価格を確認できる場合でも、表示された価格に含まれる内容や、宗教者への支出は必ずしもそこに含まれない。葬儀後の納骨・収蔵についても、利用資格、宗派、使用期間、などが別に示される場合がある。利用者が最初に見る価格と、葬儀・供養・収蔵に関して確認すべき情報の範囲は、同じではない。

実際、葬儀費用をめぐる相談では、表示された価格と実際の支払額の関係が問題になることがある。国民生活センターは、広告を見て依頼した葬儀でオプション等が追加され、最終的に高額になったという相談例を紹介している（国民生活センター、2024）。消費者庁も、直葬プランや火葬プランの表示について、追加料金が発生しないかのように表示していた事案に措置命令を行っている（消費者庁、2024）。これらは、葬儀費用において、表示価格に何が含まれるかが重要であることを示している。

本稿では、日本の葬儀における寺院関連費用について、公開情報上でどのように示されているかを調査する。具体的には、葬儀プラン価格、寺院関連費用、僧侶手配に関する記述を取り上げ、金額表示、別途費用、相談事項、記載なしといった表示形式を確認する。また、葬儀後の納骨・収蔵に関わる選択条件についても、寺院関連費用に関連する論点として整理する。

本稿の構成は、以下のとおりである。第2節では、日本の葬儀と寺院関連費用の背景を説明する。第3節では、使用するデータを説明したうえで、

葬儀プラン価格と寺院関連項目の表示形式を整理する。第4節では、収蔵サービスに関する選択条件を補足的に検討する。第5節でまとめとする。

2. 日本の葬儀と寺院関連費用

檀家制度や菩提寺との関係は、日本の寺院関連費用を理解するうえで重要な背景である。まず、檀家制度とは、歴史的には、江戸期頃に成立し、家を特定の寺院に所属させ、寺院が各家の宗教的所属や出生・死亡に関する情報を把握する仕組みであった。寺院を通じた民衆把握やキリスト教禁制とも結びつき、家と寺院の関係は葬儀・法要・墓地管理にも及んだ（佐々木閑, 2025; Tamamuro, 2001）。この関係を背景として、現代でも、家族が付き合いを持つ寺院は「菩提寺」と呼ばれ、葬儀や法事を執行する（全日本仏教会・大和証券, 2023）。菩提寺がある場合、葬儀や法要ではその寺院へ連絡し、読経や戒名について相談するのが通例である¹⁾。

このような慣行の中で、寺院や僧侶は様々な過程で葬儀・供養と関わる。葬儀時点では、読経や戒名が中心であるが、葬儀後には、四十九日や年忌法要などが続く。その中で、遺族はこれらの儀礼や供養に伴う謝礼として、お布施や戒名料を用意することがある²⁾。

なお、現代の葬儀では、菩提寺との関係が明確でない場合にも、宗教者を手配する経路がある。葬儀社を通じた僧侶手配や、僧侶手配サービスはその一例である（佐々木, 2018）。こうした手配方法では、寺院との継続的な関係に基づく葬儀とは異なり、葬儀社や運営事業者が宗教者との接点を

-
- 1) なお、檀家として続いてきた寺院との関係を離れることを「離檀」と呼ぶ。ただし、改葬・墓じまいの行政的な諸手続き等が生じるとともに、菩提寺との関係を終える場面で「離檀料」が問題になることがある。国民生活センターは、寺にお礼として支払うお布施の意味を持つものと説明し、料金に明確な基準はないとしている（国民生活センター, 2023; 2026）。
 - 2) 国税庁の質疑応答事例では、お布施や戒名料、葬儀・法要等に伴う宗教活動上の収入であり、宗教活動に伴う実質的な喜捨金として説明されている（国税庁, n.d.）

担うことになる。

表 1 は、葬儀・供養・収蔵に関わる主な寺院関連項目を整理したものである。葬儀時点では、読経、戒名、お布施が中心となる。葬儀後には、法要、納骨、収蔵先の選択に関わる。つまり、寺院関連の費用は、葬儀当日の儀礼、葬儀後の供養、遺骨の納め先という複数の場面にまたがっていることがわかる。これは、葬儀に関わる支出が様々な費用項目で構成され、全体像を把握することが困難である可能性を示唆する。

表 1 葬儀・供養・収蔵に関わる主な寺院関連費用

項目	葬儀・供養上の位置づけ
読経	通夜、葬儀、法要で行われる宗教儀礼。
戒名	仏式の葬儀・供養で、故人に授けられる仏教上の名。宗派によって法名・法号などと呼ばれる場合がある。
お布施	寺院や僧侶への宗教的・慣習的な謝礼。
僧侶手配	菩提寺がない場合などに、葬儀社や手配サービスを通じて僧侶を手配することが可能な場合もある。
法要	忌日や年忌の際に、読経等が行われる。その後の会食を含めて、「法事」と呼ぶ。
納骨・収蔵	火葬後の遺骨の納め先を選択する。

出典：全日本仏教会・大和証券（2023、2025）、国税庁（n.d.）、厚生労働省（n.d.）及びいい葬儀（n.d.）を基に筆者作成。

寺院との関係に加えて、施設ごとの利用条件や行政手続もまた、葬儀サービスや寺院関連費用にまつわる選択肢に関わっている。改葬の場合には、市町村長の許可、現在の墓地・納骨堂の管理者との関係性の整理や改葬先の受入れ承諾が必要となる（厚生労働省，n.d.；武蔵野市，n.d.）。公営霊園を利用する場合、居住要件や祭祀を主宰する立場であることが申込条件となる場合がある（東京都公園協会，n.d.）。したがって、葬儀後の納骨・収

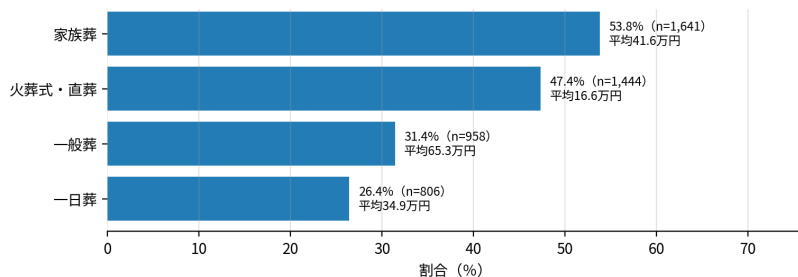
蔵もまた、葬儀に関連する価格を遺族が自由に比較することを困難にしている側面がある。しかし、本稿は、葬儀プランとそれに付随する寺院関連費用に注目することとし、収蔵・納骨に関しては、第4節において補足的に扱うのみとする。

以上を踏まえ、次節では、葬儀社や葬儀関連プラットフォームの公開ページを用い、葬儀プラン価格と寺院関連項目の表示形式を確認する。具体的に着目するのは、利用者が最初に確認しやすい葬儀プラン価格と、寺院関連項目に関する記述が、同じ比較軸に置かれているかどうかである。これにより、葬儀サービスの公開情報が、費用全体の把握にどこまでつながるのかを検討する。

3. データと分析

本節では、葬儀社比較プラットフォーム「安心葬儀」の公開ページから取得された掲載情報を用いる。データは、2026年5月に取得されたものであり、対象となる掲載情報は3,049件である。本節では、葬儀プラン価格の掲載例を確認したうえで、寺院関連項目とお布施関連記述の表示状況を整理する。

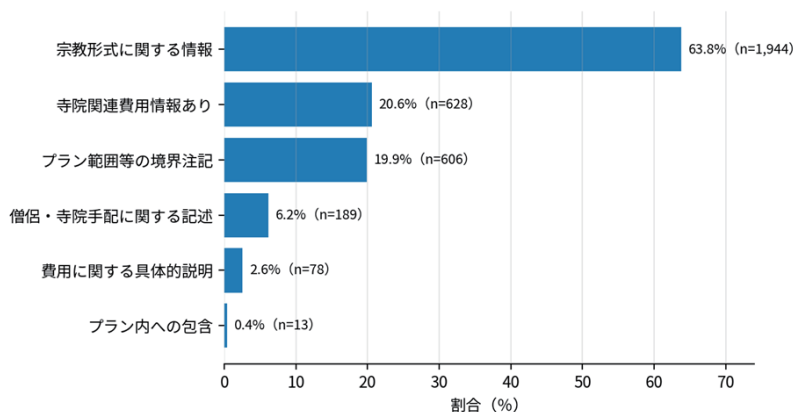
図1は、主要な葬儀形式（家族葬・火葬・一般葬・一日葬）について、ページ上にどの程度表示されているかを示している。この図から、全体のページの半数程度ではパッケージ価格の表示があることがわかる。金額として、大きい傾向にあるのは家族葬の平均約42万円、一般葬の平均約65万円である。葬儀の大枠としての比較は、ある程度可能という状況が見て取れる。



注：分母は掲載情報 3,049 件。各項目は排他的な分類ではない。平均は当該形式の価格表示が確認された掲載情報に限って算出。

図1 葬儀形式別のプラン価格表示・金額

図2は、寺院関連項目の表示状況をまとめたものである。宗教形式に関する情報は1,944件、63.8%で確認される。一方、寺院関連費用情報は628件、20.6%であり、プラン範囲等の注記（寺院関連費用は含まない、とする旨の記述）は606件、19.9%である。費用に関する具体的説明は78件、2.6%、プラン内への包含は13件、0.4%にとどまる。公開ページ上では、宗教形式に関する情報は比較的多く示されるが、寺院関連費用の具体的説明



注：分母は掲載情報 3,049 件。

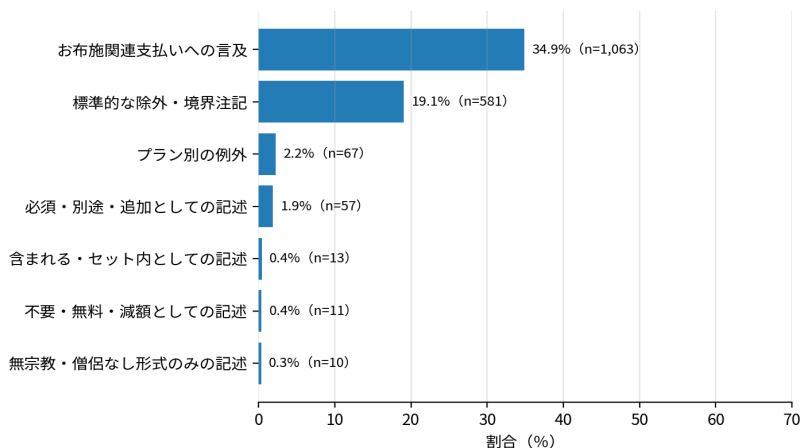
図2 寺院関連項目の表示状況

葬儀における寺院関連費用の透明性に関する予備的考察

やプラン内の扱いとして示される例は少ない。

次に、図3は、お布施関連記述の表示状況を示している。ここでは、お布施関連支払いへの言及に加え、プラン範囲を区切る注記や、別途・追加として扱う記述を分けて集計している。まず、少なくともお布施関連支払いへ何らかの言及をしているケースは、1,063件、34.9%でのみ確認される。つまり、多くのケースで、そもそも記述がないことになる。

この34.9%のうち、標準的なプラン範囲等の注記は581件、19.1%である。必須・別途・追加としての記述は57件、1.9%、含まれる・セット内としての記述は13件、0.4%となった。つまり、お布施への言及があるケースであっても、その実情として費用について推察することは困難な状況にあることを示唆する。



注：分母は掲載情報 3,049 件。

図3 お布施関連記述の表示状況

以上の集計から、今回収集した公開ページ上の情報が示唆するのは以下の通りである。まず、葬儀プラン価格は、図1のようにプラン名と掲載価格の対応として示される。一方で、寺院関連項目やお布施関連記述は、費

用の具体的説明よりも、プラン範囲を示す注記や宗教形式に関する情報として現れることが多い。寺院関連項目まで含めた費用全体を把握するには、掲載価格欄とは別の記述を確認する必要がある。

4. 収蔵サービスに関する補足的考察

火葬後の遺骨をどこに納めるかは、葬儀後に遺族が直面する選択である。しかし、その選択肢と関連する費用は複雑である。具体的には、施設や場所の区分、供給・管理主体、施設における具体的な収蔵方法、さらには供養・管理の方式によって、確認すべき条件や費用項目が分かれる。

まず、遺骨を納める場所・施設として、主に墓地・納骨堂がある。菩提寺がある家では、寺院墓地や既存の家墓への納骨が検討の起点になる。この場合、墓地使用、墓地の管理や護持、納骨時の法要に伴う支出が生じる（全日本仏教会・大和証券, 2023；厚生省生活衛生局長, 2000）。これに対して、菩提寺がない場合や既存の墓を利用しない場合には、公営霊園、民営霊園、寺院施設、納骨堂などから新たな納骨先を探すことになる。その際には、使用に関わる諸費用のほか、使用期間、宗派等の条件も確認する必要がある³⁾（厚生省生活衛生局長, 2000；善光寺雲上殿, n.d.a）。

寺院施設では、同じ施設内でも複数の収蔵方法が提示され細かく費用が異なる。たとえば、善光寺雲上殿の案内では、個別納骨、合葬納骨や霊壇等が示され、それぞれ使用権料、納骨料、管理奉納料の扱いが異なる（善光寺雲上殿, n.d.a）。また、年間護持費について、霊壇が2万円、個別納骨が5,000円から1万円と示され、合葬の場合には護持費が不要とされている（善光寺雲上殿, n.d.b）。

また、納骨後の供養や管理をどのように継続するかに関する方式として、

3) たとえば、東京都公園協会の都立霊園案内では、募集区分ごとに、居住年数、遺骨の有無、親族関係、祭祀の主宰者であることなどが申込資格として示されている（東京都公園協会, n.d.）。

「永代供養」がある。これは、将来にわたって墓の管理や供養を経営者に委ねる墓を「永代供養墓」として扱うものであり、永代供養料などの別途の費用が生じる（厚生省生活衛生局長，2000）。

なお、既に墓地や納骨堂に納められた遺骨を別の場所へ移す場合には、改葬の手続が必要になる。墓地埋葬法令上、改葬は、埋蔵・収蔵された焼骨を他の墳墓・納骨堂へ移すこととされ、市町村長の許可を要する（厚生労働省，n.d.）。武蔵野市の改葬許可申請資料では、現在の墓地・納骨堂の管理者による証明、改葬先の受入れを確認できる書類、墓地使用者の承諾が必要となる場合があることが示されている（武蔵野市，n.d.）。

5. おわりに

本稿では、日本の葬儀における寺院関連費用について、公開情報上でのように掲載されているか、その実態の一部を整理した。その結果、葬儀プランの中で、パッケージ化されて比較が容易となっている部分と、曖昧なまま残る部分がある傾向がわかってきた。特に、寺院関連費用は、別途費用、相談事項や記載なしとして現れる場合が少なくない。

本研究で使用したデータは、我が国の葬儀社情報の一部であり、その代表性には注意が必要である。今後は、他のプラットフォームデータも活用するなどして、より統計的に信頼性の高い分析や比較可能性を高めていく必要がある。

参考文献

Tamamuro, Fumio. 2001. "Local Society and the Temple-Parishioner Relationship within the Bakufu's Governance Structure." *Japanese Journal of Religious Studies* 28(3-4): 261-292.

いい葬儀（n.d.）「法事・法要とは？種類の一覧や流れ，準備を解説【初七日・四十九日・一周忌・三回忌】」, <https://www.e-sogi.com/guide/4474/>, 最終閲覧日 2026 年 7 月 16 日

- 公益財団法人全日本仏教会・大和証券株式会社（2023）『仏教に関する実態把握調査（2022年度）報告書：葬儀・法要、お布施、お寺の解散・廃寺等』ver. 1.0, 2023年3月1日。https://www.jbf.ne.jp/wp-content/uploads/site211/files/pdf/bukkyoureport2022.pdf
- 公益財団法人全日本仏教会・大和証券株式会社（2025）『仏教に関する実態把握調査（2024年度）報告書：お墓・納骨・葬儀・復興支援等』
- 公益財団法人東京都公園協会（n.d.）「都立霊園をご希望の方へ」https://www.tokyo-park.or.jp/reien/use/new_user/request/index.html
- 厚生省生活衛生局長（2000）「墓地経営・管理の指針等について」生衛発第1764号, 平成12年12月6日。https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001321292.pdf
- 厚生労働省（n.d.）「墓地・埋葬等のページ」, https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123872.html, 最終閲覧日 2026年5月30日
- 厚生労働省（n.d.）「墓地、埋葬等に関する法律に係る行政の仕組み」, https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001321227.pdf, 最終閲覧日 2026年5月30日
- 国税庁（n.d.）「お布施、戒名料、玉串料等」質疑応答事例。https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/02/30.htm, 最終閲覧日 2026年5月30日
- 国民生活センター（2024）「もしもの時に慌てないように！ 葬儀サービスのトラブル」見守り新鮮情報第475号。https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen475.pdf, 最終閲覧日 2026年5月30日
- 佐々木一憲（2018）「宗教ビジネスを巡る一考察——法人税法上の収益事業の該当性を中心として」『税務大学校論叢』第91巻, pp. 273-382。
- 消費者庁（2024）「株式会社那覇直葬センターに対する景品表示法に基づく措置命令について」https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms210_240530_01.pdf, 最終閲覧日：2026年5月28日。
- 善光寺雲上殿（n.d.a）「納骨のご案内」https://unjouden.zenkoji.jp/noukotsu/ 最終閲覧日 2026年5月30日
- 善光寺雲上殿（n.d.b）「よくあるご質問」https://unjouden.zenkoji.jp/faq/ 最終閲覧日 2026年5月30日
- 全日本葬祭業協同組合連合会（2022）「連載：仏教と葬送を考える——葬式仏教の再発見③『なんとなく』の仏教徒」, https://www.zensoren.or.jp/osoushiki/kensaku/blog_220331, 最終閲覧日：2026年5月29日
- 総務省統計局（2018）「2020年基準改定における冠婚葬祭サービス価格の把握について」https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/cpi/pdf/011-1.pdf, 最終閲覧日：2026年5月28日。

葬儀における寺院関連費用の透明性に関する予備的考察

- 独立行政法人国民生活センター（2026）「【墓地】改葬したいと伝えたら、寺から高額な離壇料を請求された。納得できない。」https://www.faq.kokusen.go.jp/faq/show/1142?site_domain=default, 最終閲覧日 2026 年 5 月 30 日
- 武蔵野市（n.d.）「埋葬（納骨）されているお骨を別の場所に移したいときは（改葬許可請）」, https://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/todokede_shomei/kosekitodokede/1035356.html, 最終閲覧日 2026 年 5 月 30 日
- 横田睦（2025）「墓じまい（廃墓）をする場合の留意点」『国民生活』No.160, pp. 10–12, 独立行政法人国民生活センター

を徵發するという仕組みは同じと思われるが、統治の仕方が、幕藩体制と王権支配とは異なるのだろうか。その辺りの著者の説明が欲しかった。そして朝鮮の身分制は「壬辰倭乱以後」さらに緩むという。ということは、壬辰倭乱は、大きなエポック・メイキングの事変であろう。この事変が朝鮮社会に与えた影響を別立てして叙述されると、先の私の疑問の答えとなるかもしれない。

私は本書を読んで、日本が朝鮮に与えた加害責任の重さを痛感した。壬辰倭乱と植民地支配が、朝鮮民衆に及ぼした物的、精神的な苦しみを、直視しなければなるまい。韓国の政治指導者が折に触れて、日本の保守政党指導者に、「歴史認識を問う」と表明するのは故無きことではない。朝鮮民衆に与えた屈辱を反省し、謝罪なしには友好的な関係を結ぶのは難しいと思う。

(二〇二六年五月八日脱稿)

趙景達著『朝鮮民衆の社会史—現代韓国の源流を探る—』 岩波新書 二〇二四年 二八四＋八頁 一一二〇円＋税

§ 参考文献

新城道彦『朝鮮半島の歴史—政争と外患の六百年—』 新潮社 二〇二三年

六反田豊「朝鮮中期 3 日本と清の侵攻」、李成市・宮嶋博史・糟谷憲一編『朝鮮史1』 第七章 山川出版社 二〇一七年

朴永圭著／神田聡・尹淑姬訳『朝鮮王朝実録』（改訂版） キネマ旬報社 二〇一二年

的な武器、棍棒、割木、木槍、投石などで抵抗したが、銃剣で武装した警察に鎮圧され、かなりの犠牲者をだした。死者は数千人、負傷者はその何倍にも達し、検挙者は二万人に上ったという。

三・一運動は民衆史の観点からどのように評価すべきか。著者によれば、それは日常的に蓄積されたフラストレーションの爆発であり、一面では祝祭的な運動であったと云う。通説では、民族的指導者が呼びかけた非暴力の運動だと云われるが、三三人の指導者は実際には「背信」行為をとった、民衆は自発的に運動を展開し、日本の植民地支配への拒絶を表明した。有体に云えば、「朝鮮民衆は日本人たることを拒否した」のだと云う。それは抽象的、観念的な理念や思想に拠ると云うよりも、実在的な生活に根ざしたものだとも云う。民衆の自律的なイニシアティブによる運動は、支配階級や権力からは敵視され、粉砕されながらも、そしてときに愚かさを孕みながらも、前進や後退を繰り返しつつ歴史を動かしてゆくものだ、と総括する。私もこの評価には頷く。

以上が本書の概要である。本書では、李氏朝鮮中期以降の民衆世界が生き生きと描かれており、とりわけ周縁的民衆と賤視されていた妓生、白丁、奴婢、巫覡の実像が浮かび上がった。だが反面、民衆の主体を成す「良人」の実態が、いまひとつ明瞭ではなかったように思う。彼らはヨーロッパ的な所謂「独立自営農民」つまり、自作農だろうか。それとも手工業の職人層だろうか。

著者は、朝鮮の身分制はわが国のそれと較べると、さほど硬直的でも固定的でもなかったと指摘している。ではその制度的、あるいは歴史的な淵源はどこにあるのだろうか。農民を土地に緊縛し、その生産物と労働力

だ。一九〇七年の保安法により、自由な言論活動や集团的な政治活動は禁止された。朝鮮総督は軍事・司法・行政・立法の四権を掌握し、その手先の憲兵警察は民衆の動きを監視し、生活全般を管掌した。農民への課税と課役が強化された。例えば、森林令は樹木の伐採を禁じたので、民衆はオンドル用の薪に事欠き、寒さに耐えねばならなかった。インフラ整備には賦役に駆り出された。民衆の慣習にも警察は介入し、物乞いや浮浪も禁じられ、土葬が禁じられ、火葬と共同墓地への埋葬が義務となった。

確かに強盗や火賊は姿を消し、治安は改善されたが、民衆は息苦しさを募らせ、終末思想が幾つもの新興宗教をうんだ。こうした閉塞的状况のなかで、三・一万歳運動が生まれた。一九一九年一月高宗が突然亡くなる、民衆は動揺し、これを悼む民衆の慟哭が全土にこだました。天道教（東学の後身）、仏教、キリスト教の指導者らは、ボクタ公園で集会を開き、日本からの独立宣言を發しようと計画したが、当局の弾圧を恐れて、自ら警察に出頭し計画はご破算となった。そこで学生や一般民衆は、ボクタ公園で独立宣言を読み上げ、街頭に出て万歳を叫びながら、デモ行進をした。

この運動は燎原の火の如く、瞬く間に全国の主要都市に拡がった。そこでは学生や知識人が先導的役割を演じた。学生は同盟休校し、労働者や職工もストライキに立ち上がり、商人も閉店してデモに加わった。農村部では、「民乱の作法」に従って、両班や儒生の先導で蜂起し、場市などに集い、蓆旗ムシロや太極旗を立てて、万歳を叫びつつデモ行進をした。

ときに民衆は郡守の館や警察署、そして日本人商店を襲撃することもあったが、掠奪行為はなく、概して云えばデモは平和裡になされたという。だが日本の憲兵・警察の弾圧は苛烈を極めた。これに対し、民衆は原始

各地に農民叛乱、民衆叛乱が起きた。例えばチュジノド済州島では二度も大きな叛乱が起き、天主教徒が多勢殺害される悲劇があった。天主教徒は役人により徴税の手足として使役され、民衆の憎悪の対象となっていたからである。もう一つの特徴は、この叛乱に巫女や妓生、娼婦などいわゆる底辺女性に参加したことだ。この島では元来土俗的に女権が強いのだが、それにしても賤視されていた女性の蹶起は特筆される。とはいえ、大局的に見れば、彼女たちは真の敵を見誤ったと著者は云う。

日本の軍律が施行されると、これに反対する儒生、両班、農民、火賊などが、とくに朝鮮南部の各地で蹶起した。いわゆる義兵戦争である。これに対し日本は警察力を動員して徹底的に弾圧した。民衆はもちろん義兵に同情的であったが、次第に無力感、絶望感に襲われるようになった。

こうした状況下で、キリスト教大復興運動がおこる。その指導者キルソンジュ吉善宙は初め道教（仙教）に帰依したが、のちにキリスト教プロテスタントに改宗した。かれは民衆に、反日抵抗運動への献身ではなく、自己の罪を懺悔するように促した。そして信者たちはたびたび、凍てつく山上で泣きながら聖霊降臨を祈禱する儀式をおこなったという。日本の武断政治は、朝鮮民衆を絶望の淵に追い込み、煉獄の苦しみを与えたということか。

著者は、このような振舞いをしたこの時期のキリスト教徒の深層心理に、土俗的巫俗信仰があったと見ている。確かに、巫女や巫覡による聖霊降神と集团的祈禱は、先に見た村祭りの「別神祭」に酷似している。だから、ナシヨナリズムという物差しだけで、この時代の民衆運動を評価するのは、「民衆史的地平を見え難くしてしまふ」と著者が云うのには、一理ある。

さて民衆運動の最後の話題は三・一運動である。日本の植民地支配は朝鮮民衆に塗炭の苦しみを与えたよう

ば、上からの改革はその実をあげることはできないことを、歴史は教えている。

甲午農民戦争が革命にならなかったもう一つの理由を、著者は次の如く指摘する。農民軍とはいえ、実は大量の流民や賤民が混入していたこと、したがって、全臻準の掲げる忠君愛国の思潮が、流民・賤民の直接的要求や思潮と乖離していたと述べる。流民・賤民は儒教的秩序よりも、現実的な食の確保を望んだ。だから米の買い占めを謀る商人や、農民からの収奪を図る守令や胥吏に、怒りの矛先を向けたのだという。これは領ける見方である。抽象的な忠君愛国や日本排斥よりも、切迫した「胃の腑の欲求」を満たすことを優先したのである。これを誰が咎められようか。歴史は一足跳びにはすまないのである。

その後、朝鮮は日本の強い援護の下で清国から「独立」し、大韓帝国となり高宗^{ゴジョン}は国王から皇帝になったが、実質は日本による植民地支配の始まりであった。日本は明治維新の経験をもとに、朝鮮に「近代化」を押し付けた。その端的な事例が日本式警察の設置である。

公使井上馨は、警官の服装をそれまでの韓服から洋服に変えさせ、民衆の風俗慣習を禁止し、民衆運動を監視・弾圧した。すなわち断髪令を発して「髻^{サント}」を禁止し、土俗的な巫女と淫詞を禁止、飲酒・賭博・呪詛・祈禱・喧嘩なども禁じ（五家統制）、また衛生警察としてコレラ避病院の設置などをおこなった。だがいずれも民衆の強い反撥をうけて成功しなかった。

さらに日本は、日露戦争遂行のため第二次日韓議定書を結んで、軍用地の収用と軍律を施行した。これは土地収用に抵抗する者を逮捕処罰する法令であり、さらに反日的運動を抑えこむものだった。民衆は今やかつての「貪民汚吏^{タンミンウリ}」の糾弾だけでなく、日本帝国主義の手先とも戦わねばならなかった。

らその富を奪い、その所有する良好な墓地を奪い（「堀塚」）、そしてその血統を根絶やしにする去勢や「勒婚」などもおこなわれた。

だが一八九四年六月、日本が朝鮮に介入すると事態は急変した。閔妃が殺害され閔氏政権が倒れ、代わって大院君が傀儡的に執政となり、開化派政権が樹立した。日本は朝鮮から清国勢力の駆逐を果たすように高宗を唆し戦争を開始した。日清戦争である。他方で、この政権は日本の強い要請をうけて、東学の征伐に乗り出した。官軍と日本陸軍の連合軍は、同年一〇月末忠清道公州で衝突したが、近代兵器を装備した連合軍と、竹槍と火縄銃の農民軍では、勝敗は火を見るより明らかだった。以降、農民軍は朝鮮西南部に追い詰められ、やがて壊滅した。

さて東学の叛乱、甲午農民戦争の歴史的意義は何だろうか。著者が云うように、それはフランス革命や日本の明治維新に比定されるような易姓革命の要素はもたなかった。全琫準の布告文に見られるように、国王による儒教的統治の再編を切望するものだった。精々が「弊制改革」を望んだに過ぎない。（尤もこの弊制改革が何たるかは本文でも語られていないのは残念である）。そこに東学の限界があるように思える。天主教を徹底的に弾圧したために、その副産物たるヨーロッパのブルジョワ的思想や文化が朝鮮には入らなかった。つまり、社会改革としての身分制の廃棄や農地改革の要求は見られなかったようだ。

この農民戦争を経験した開化派政権は、甲午改革を断行するが、前述の如く免賤令や奴婢解放令は極めて不徹底で、最下層賤民・白丁への差別構造はなくならなかったし、私奴婢は存続した。なによりも民衆自身がこの改革を疑い、そこに日本帝国主義の影を見ていた。本当に国民や民衆がブルジョワ的改革を望んでいなか

発端は一八九二年に全羅道古阜^{コフ}に、惡徳郡守の趙秉甲^{チョヒョンガフ}が赴任したことである。かれは民へ苛斂誅求をおこなう私腹を肥やした。堪り兼ねた民衆は、一八九四年に郡守や觀察吏へ請願や呈訴したが退けられた。そこで古阜^{コフ}の農民は全瑋準^{チョンボシユン}を指導者に立てて蹶起した。かれの発した布告文には、この農民戦争の歴史的品格が読み取れるという。

この布告文は儒教的民本主義、一君万民の理想に立つて、「輔国安民」を訴えていた。そこには、王朝打倒など国王の存在を否定する要素は毫もなく、逆にその機能と役割を回復すべきだと説かれている。現状は国王を補佐すべき重臣が墮落しているが故に、民衆は塗炭の苦しみにある、したがって今や民衆が墮落した士族^{士族}兩班に代わって、国王を「輔^{タス}ける」必要があるという。この民乱を支える思想は儒教精神であり、「仁義礼智」を重んじたが、同時に「普濟衆生」といった仏教的要素もあったという。

この民乱の主体は農民だが、賤視されていた廣大・才人、駟夫、僧侶（芸人）など賤民や流民も加わった。だが同じく賤視されていた裾負商^{ボフサン}は官軍の手先となつて、斥候・偵察・伝令などの役割を果たした。

一八九四年四月古阜^{コフ}近郊で官軍は農民軍と衝突し、双方に多大の犠牲者をだしたが、竹槍の農民軍は死をも恐れぬ敢闘精神を発揮して、官軍を打ち破った。そこで官軍側は農民の弊制改革案を国王に伝えることで和約がなされ、農民軍は解散した。（全州和約）

全羅道の村邑で東学による自治が行われ、都所が設けられ、国法に基づいて公平な裁判がなされた。そこでは身分の上下なく、また貧民も食に窮することなく、ユートピア的社会が実現した。だが、反面東学には不良分子も多く混入しており、既成秩序の破壊を目指す「乱道」も見られた。すなわち、徳望なき兩班や富民か

『鄭鑑録』^{チョンガンル}に便乗した民乱だが、李朝体制を否定する易姓革命の要素をもっていた。このため叛徒は厳しく弾圧され、死者は二千名を数えたという。その後も流民の隊列はその数を増し、やがて火賊（盗賊）となる者がでた。盗賊は数十名の徒党を組んで、両班・土豪宅や地方からの上納金の輸送車を襲撃した。

一九世紀後半になると、『鄭鑑録』^{チョンガンル}信仰に代わって、新たな民衆宗教が生まれた。東学である。創始者の崔濟愚^{チュエジユウ}は、あるとき天主の啓示を受けて巫病を患い巫覡^{バクス}となった。そして疫病コレラの治療に、降神の儀礼とともに仙薬を焼いて飲ませる治療を施した。これが評判となり多くの信者が集い、一種の宗教共同体が慶尚道一帯につくられるようになった。

東学とは西洋の学問（西学）に対抗して名づけられた呼称で、儒教、道教、仏教を土台に、土俗的な巫覡が加味された宗教だった。そして、エリートのみが天意を説くことが出来るとの考え方を否定し、誰でも真人、つまり両班になれると説いた。しかし、崔濟愚^{チュエジユウ}は、やがてこの革命的な平等思想を薄め、儒教秩序を重視するようになるという。著者によれば、かれ自身が朝廷の重臣に登用されることを願ったからだというが、かれはこの希を果たすどころか異端として王権により捕らえられ処刑された。東学の体制内化の傾向は、二代目の崔時亨^{チュエジヒョウ}になるといっそう顕著になり、「分に応じた職分」を主張するようになったという。

著者は実に面白い見立てを述べている。東学思想は、日本の明治維新やフランス革命のような身分制社会を否定するものではない、また朝鮮の民衆は両班を憎む一方で、自らも両班になりたいという抑え難い願望を抱いていた、それは「怨恨^{ルサンチマン} resentment」に発するアンビヴァレントな感情なのだと。これは腑に落ちる見方である。そこで東学の乱、すなわち甲午農民戦争をみてみよう。

一種に転じた。他方で王権は良人への「軍役」を強化した。「軍役」は本来の意味から逸れて、この当時は男性に課される綿布などの貢納に変わったようだ。男児にも課税され（黄口充丁）、果ては死んだ男児にもこの税負担が課された（白骨徴布）という。このため課税逃れのため、男児の生殖器を切除するなどの悲劇的事件も生まれた。

農村社会には飢饉のたびに大量の流民が発生し、終末思想がさらに広まった。こうしたなか一八世紀中頃に民衆の救世主願望を捉えたのが、予言書『鄭鑑録』^{チョンガンル}だった。

この書は李朝後の王朝交代を予言したもので、天変地異と飢饉、兵火が起こるなか、「真人」鄭氏の出現によつて收拾されるというものである。「真人」とは、過去・現在・未来を見通し、各種の法術をなす超人を云うのだが、道教に由来する俗信だった。面白いのは、真人が出現する場所まで、忠清道の鷄龍山と特定されていたことである。実際、この予言書を利用した告変が起きている。

英祖^{ヨンジョ}や正祖^{チョンジョ}は李氏朝鮮の中興の祖と評価される名君であり、彼らは庶民の声を聴こう務めた。その一例が申聞鼓の復活である。これは庶民が都城門の近くに置かれた太鼓を叩いて直訴する方法である。だが、正祖^{チョンジョ}が逝去し、外戚の安東金氏が実権を握ると、これも廃れた。安東金氏のいわゆる世道政治では、賄賂政治が横行し、中央の官僚も地方の役人もこの悪弊に染まり、民の収奪は眼を蔽わんばかりとなった。かくて「民訴」の時代は終焉したのである。

そして一九世紀初めに全国的な凶作が起こると、一八一一年に洪景来^{ホンギョル}の乱が勃発した。鄭濟民なる者を救世主とし、科挙に落第した洪景来が大元帥として全軍を指揮し、安東金氏の勢道政治の打倒を叫んだ。この乱も

歌舞などの技芸を習得したことで売娼との関連を、諸説を引いて述べているが、それが本質ではないのではないか。科擧の廃止による両班文化の衰退により、妓生は生活の資を得る手段を失ったことが根底にあるのではないか。両班は妓生の妓芸にもはや散財できなくなった、それ故、妓生は身売る外に生きる術を見出せなくなったということだろう。そして日本の顧問政治のもとで、彼女らは警視庁の管轄下におかれ、性病検査を受けるようになるのである。

V 最後のテーマ民衆運動を、第5章「民衆運動の政治文化」、第6章「近代化と民衆」の関連箇所、第8章「民衆の行方と現代」の関連部分に拠りながら見てみよう。

李氏朝鮮の中期には幾つかの謀反が起こったが、民衆叛乱としては林巨正イムグッチョンの叛乱（一五五九・六二）が特筆される。指導者の林巨正は白丁出身であり、この叛乱は「儒教ヘゲモニーへの挑戦だった」と著者は云うのだが、それが何たるかは語られていない。乱に蹶起した賤民や一般住民は、儒教体制のどこを批判し、何を望んだのだろうか。この欠落は誠に残念に思う。

一七世紀になると世界は小氷期に入り、朝鮮でも厳冬による凶作が起こった。死者一〇〇万人を数えた庚辛大飢饉である。社会は不穏になり、終末思想がはびこった。こうした状況下で、一六八八年には妖僧呂還ヨファンの弥勒事件が、さらに一六九〇年代には張吉山チョンギルサンによる劇賊（盗賊団）事件が起きた。

こうした不穏な状況に対して、王権は「還穀フンゴク」という施策を講じた。これは、農民に春の端境期に米穀を前貸しし、秋の収穫後に一割の利子をつけて回収する制度であり、農民救済の意図だったのだが、やがて税制の

関わっており、彼女らの霊が未だ「解恨」^{ハンペリ}できていないのではないかと、と著者は云うが、これは考えさせられる指摘である。

最後に巫俗が王室にまで深く浸透した事実を、閔妃と巫女眞靈君^{チルリヨングン}の親密な関係を引いて語られる。この事実は正史では記述されることはないが、巫俗が如何に深く朝鮮社会の基底にあるかを示している。

次に朝鮮の女性の地位や処遇は、近代に入つてどのように変化したかを一瞥しよう。(第7章4「近代化と女性」)
朝鮮では一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、ナショナリズムの高揚が女性の政治文化への覚醒を促した。本書では「賢母良妻」論と愛国啓蒙運動が語られる。賢母良妻論は、民族独立のために夫を支えるだけでなく、将来の独立国家を担う「息子」たちを、立派育てるのが賢母だという論理である。

愛国啓蒙運動は日本からの巨額の負債を全国民が団結して返済しよう、という愛国的な運動であり、多くの女性がこれに積極的に関わったようである。すなわち、この国債報償運動に両班夫人だけでなく、商人夫人、妓生や娼婦の団体もこれに賛同し、小遣いや貯金の一部を寄付したという。なかでも妓生はこの運動だけでなく、積極的に慈善運動や救護活動を展開した。彼女たちは賤視されてきたゆえに、自らも国民の一員であることを訴えたかったのかも知れないと著者は云う。

その妓生は二〇世紀初頭に「汚辱された途をたどる」と著者は云う。すなわち、甲午改革で官妓の解放がなされたが、彼女らは「三牌」に区分され、多くが売娼に身をやつすようになるという。著者は、「三牌」について幾人かの研究者の説を紹介しているが、私には問題の核心を外しているように見える。

著者は、農村女性には貞操観念が薄く、大らかな性倫理観をもっていたと云う。統治権力が儒教的倫理で淫を説けば説くほど、逆に庶民に「淫を教える」ことになり、「姦通の弊」は拡がったのではないかと指摘する。歴史は、統治権力が民衆の性に介入し、コントロールすることの困難と無益を教えている。

さて、悩める女性には仏教寺院と巫俗に救いを求めた。王の寵愛や継嗣をめぐる心痛の絶えない王妃たちは、しばしば山寺に詣でて、こころの平安を保とうとした。また両班や庶民の女たちも、こころの平安や子の授かりを願って、山寺詣をした。

だが、山寺詣は同時に、遊楽や散策、あるいは淫靡な破戒僧との出会いの機会でもあったという。寺院は女性たちのアジール（避難所）だったのである。儒教Ⅱ朱子学が「男」の論理で創られた「統治の文化」であるとするなら、仏教は女の情理に適った民衆の救済の文化だったと云えるかも知れない。国王がときに仏教を弾圧したのは、ここに不穏な臭いを嗅ぎ取ったからかも知れない。

村の生活の中にも女たちのアジールがあった。それが巫俗である。家祭は婚姻、出産、還暦、疾病、死亡などのときに行われ、女性の家族成員だけが参加できた。主宰者は主婦で巫女の役割を果たしたが、ときにムーダンと呼ばれることもあった。巫女の祈禱を執り行った後に、親交ある客と飲食を共にしつつ祝い、悲しみ、懇談したのである。

著者は、巫俗は男尊女卑の儒教に対する女性の「恨」が根底にあると云う。死んでも消えない「恨」を巫女により慰霊し、死後の世界に安らかに押し留めるとともに、その深い哀しみを共有することで、生者の禍を福に変えようとする宗教が巫俗だと述べる。これが「解恨」である。かの慰安婦問題の根底にもこの巫俗文化が

ところで、女性の婚姻は、儒教倫理に縛られて不自由極まるものだった。跡継^{アトツギ}を産むのは国家存続のためでもあり、守令が縁結びに働くなど王権の介入もあったが、普通には結婚相手は、家格や地位により親同士が決めた。女性は名前さえ満足につけられず、戸籍では、「妻某氏」、良人では「妻召使^{ソサ}」と記された。つまり女性は男に付属した人格でしかなかった。男尊女卑は儒教国家の習いであり、驚くことに、儒教の広まるとともに、女性の地位は低下したという。

両班の夫婦生活は味気ないもので、「家庭内別居」状態だった。夫は客間兼書齋^{サランバン}（舎廊房）で起居し、妻は内房^{ネバン}で起居し、夫は性的交わりの時にのみ内房に入った。妻は自由な外出も、祖先の祭祀にも参列を許されず、さらに女に学問は不要だとして古典等の読書は禁じられた。ハンゲルで書かれた通俗書を読むくらいを楽しむかなかった。

また朝鮮では、国法で婚姻年齢が男一五歳、女一四歳と定められていたように一般に早婚だった。これもある面で悲劇の因^{キョ}だったらしい。大体は夫が妻よりも年長だが、上層両班ではなぜか妻年長型が多かったという。そうした場合、夫婦生活は上手くゆかず、夫は妓生遊びをしたり、妾を囲ったりした。子宝に恵まれない場合は、代理出産^{ババ}婦を雇うこともあった。

抑圧された女の性は、ときには自由を求めたようで、著者は面白いことを仄めかしている。漢城^{チヨン}では鍾路^{チヨル}の鐘の合図で夕刻八時頃に城門が閉まり、夜明け前の開門までの間、夜間通行は女性だけが許された。「漢城の夜はある種の淫靡さを漂わせる空間」だったという。両班の女性も自由に外出しアヴァンチュールを楽しんでいたようだ。

れ、一二―一三歳で妓生となり、国家的祝宴で芸を披露した。

世宗^{セジョ}(位一四一八・五〇)の時代、北方領土に六鎮が置かれると、官妓もその軍隊の慰労のため派遣された。彼女らは女樂だけでなく兵士らの個別的接待にも従事した。同じ伝で、地方の官妓らも高位高官の夜伽にも侍った。注目すべきは、医女や針線婢(裁縫)も妓生を兼業したことである。前者を「薬房妓生」、後者を「尚房妓生」という。

この弊風は儒教倫理に悖るために、何度もその存廃が議論されたが、止むことなく寧ろ上流社会に深く根を下ろしたようだ。英祖^{ヨンジョ}(位一七二四―一七七六)の時代には、妓生文化は両班だけでなく儒生にも拡がった。というのは官妓が漢城で妓楼を営業することが許されたからである。地方でも、例えば觀察使が着任するときには、妓生らが整列して出迎えたという。

正祖^{チョンジョ}(位一七七六―一八〇〇)治世の傑出した官僚、丁若鏞^{チョンヤギョン}⁽⁷⁾は、こうした妓生文化を鋭く批判し、その廃止を強く訴えた。だが、一八〇一年に公奴婢解放が発令されても、官妓はその対象にはならず、李氏朝鮮末期まで存続したのである。著者も、妓生文化は、「リゴリズムを追求したはずの朝鮮朱子学の歴史的な一大汚点である。」と断ずるが、果たしてこの批判は妥当だろうか。本書を読むと、朝鮮のエリートすなわち両班がリゴリズムを追求したとは思えない。妓生文化は両班文化と表裏一体をなしていると感ぜられる。

(7) 丁若鏞^{チョンヤギョン}(一七六二―一八三六)は、天主教徒の容疑をうけて迫害に遭い、幾たびか配流となった。しかし配流先で

研鑽に励み、この時代の傑出した学者となり膨大な著作を残した。詳しくは、以下の文献参照。[朴永圭, p.399-402]

復活し、弱小商人などから金銭を収奪した。彼らは同時に商兵団としても東学党の残党狩りや、キリスト教徒狩りをただけでなく、反日運動にも加担した。このため一九〇四年の日韓議定書の締結により解散された。本来自律的な団体だったが、国家の御用商人として飼い慣らされ、民衆の支持を失った哀れな末路だった、と著者は云う。

Ⅳ 第4章「女性のフォークロア」

どこの国の身分制社会でも、女性の社会的地位は低く、性的差別をうけたが、朝鮮でも例外ではなかった。本書を読むと、寧ろ朝鮮こそ儒教国家の建前に反して、アジアの中で最も男尊女卑が強かった印象をうける。その典型は七般公賤のなかの宮女と妓生だった。

「宮女」は、国法では官婢から選ばれりとされたが、現実には良人の子女も志願した、国王に仕える女性たちだった。僅か七〜八歳で入宮し、修業をつんで一五歳で「冠礼」、つまり「花婿のいない結婚式」をあげ、さらに一五年の務めをへて「尚宮」^{サング}になった。王の目に留まり寵愛を受けて側室になることも稀にあったが、多くは老年まで務め、死期が迫ると親族の許に帰った。そのため彼女たちは実家や親族に金銭的な援助を惜しまなかったという。著者は、日本の大奥勤めの女中や中国の女官に比して、朝鮮の宮女は家父長的原理の犠牲者だったと述べる。

妓生^{キセン}は朝鮮独特の官妓だった。その起源は古く高麗時代の女楽に遡る。朝鮮では掌楽院^{チャンラクワン}が設置され、三南（忠清道・全羅道・慶尚道）地方から毎年選抜された一五〇名の娘らが、歌舞音曲や書画、礼儀作法を教え込ま

籍」の「屠」には、牛馬を屠殺するとの含意があるのではないか。著者は「白丁自身が差別を内面化していた」、それ故に、免賤令の施行に怯えていたと云う。まるで白丁自身が解放を望んでいなかったように語るが、それにはより詳しい法令と実態分析が必要だろう。

本節には、白丁がこれまでのペンレイを止めて黒笠を被ることが許された、との叙述があるが、免賤令には差別を除去するような条文は他になかったのか。例えば、一般民との通婚の自由、ゲッターではなく好みの場所での定住の権利、職業選択の自由、一般村民と同じ墓地への埋葬の許可などの条項はなかったのだろうか。

第7章3「白丁の近代」でも引き続きこのテーマが扱われる。その叙述を整理してみると問題の深刻さが浮き彫りになる。白丁が黒笠を被ることに反撥する地方住民がかなりいたとか、神の前の平等を説くキリスト教信者たちも、ミサでの同席を拒んだとか、記されている。数百年続いた白丁の賤民視が、一片の法令で消滅することなどあり得ないことを、これらの事実が物語る。そして白丁自身もそのことを身に染みて分かっていたに違いない。だからと云って、著者が云うように、白丁が賤民身分からの解放を望んでいなかった、とは云えないだろう。寧ろ、この法令の不備と不完全を知覚し、「屠漢籍」という新たな差別制度が創られたと認識したのではないか。それ故にそこへの登録を躊躇したのではないだろうか。

次に、もう一つの賤民、概^{ボブサン}負^フ商^{サン}の運命を瞥見しよう。(第7章2「概^{ボブサン}負^フ商^{サン}」の近代) 前述したように、彼らは大院君に重用され、謂わば「権力の手先」となって独立運動や民衆運動の弾圧に利用された。このため民衆の支持を失い、開化派政権になるとその活動を制限されたのだが、大韓帝国時代になると反日の政治情勢のなかで復権した。商務社が設立され、その下で「験標」(行商許可証兼身分証明書)の発行や商業税の徴収などの特権も

である。第6章「近代化と民衆」では、甲午改革が概観されているが、本節との関連では、奴婢解放令と免賤令が重要である。奴婢解放令により奴婢は法制上は廃止されたが、著者によればこれは不徹底だったという。主家を離れては生きてゆけない奴婢がかなり存在した。現に私奴婢は二〇世紀前半にもかなり残存したらしい。また官妓も廃止されたが、その影響か、娼婦は増えたともいう。

だが、この部分の著者の叙述は簡単すぎて物足りない。この甲午改革は「朝鮮史上の一大画期をなすものであった」と著者は云うが、私にはその全容が見えなかった。奴婢解放令の内容も、免賤令のそれも解説されない。奴婢解放令は、「公私奴婢を革罷し人身を売買することを禁ず」、免賤令は「馭人・倡優・皮工（白丁）はみな免賤を許す」の一文だけが紹介されているが、その詳細が語られていない。前述の通り、奴婢には公奴婢と私奴婢があつたが、その処遇は差があつた筈だ。したがって、その解放の仕方も多分違いがあつた筈である。公奴婢が解放されて、その後政府や王室の雑務には公僕として雇用されることはなかったのだろうか。私奴婢の解放は無償解放、つまり雇主である両班などへ金銭面での補償はなかったのか、人身売買の証文類は廃棄されたのだろうか、などの疑問が浮かんた。その辺りの事情が語られなければ、改革は「不徹底だった」の意味が呑み込めない。

免賤令の主たる対象は白丁だった、一八九六年の新戸籍では、一般戸籍ではなく「屠漢籍」という特別な戸籍に編入された。政府は未だ特別な存在として白丁を考え、賤民的な差別を撤廃することには慎重だったようだ。これが学会の通説らしいが、著者は、その通説には「確たる証拠がある訳ではない」と批判的である。だがこの批判には疑問を覚える。わざわざ「屠漢籍」という戸籍を創ったことは立派な証拠ではないのか。「屠漢

は居間、客主、都売、散売など種々な商人がいたが、襷負商はその最下層の行商人だった。⁽⁵⁾ 襷負商は「襷商」と「負商」の合体した呼称で、前者は資本もあり家族をもつ行商人で、反物や装飾品など高価な物を売り歩いた。他方、負商は塩、魚、陶器など日用雜貨を売る零細な商人だった。襷負商のトレードマークは、竹で編んだ帽子ペレニイを被り、その笠の両横に綿の白い実を載せて、チゲと呼ばれる背負子を負い、それを支える杖（ムルウヤ 勿尾杖）を手にするという恰好だった。

襷負商は本来権力とは無縁だったが、一八六六年の「丙寅洋擾」⁽⁶⁾に際して、大院君が発した檄に応じて義兵として参戦したことで彼らの運命は激変した。フランス艦隊撃退に加勢した功を認められ、準軍事組織の商兵団として権力機構に入ったのである。彼らは全土に支所（イム 任房）を設けてネットワーク網を築き、情報を蒐集・共有していたから、政権にも重宝がられた。そのお蔭で商業税を免除され、場市での塩や魚の専売権を得るなどの特権を享受した。だが権力の保護と監督を受けるようになると、襷負商は増長し、長年、情報伝達人として親しまれてきた地方民衆の世界から離れてしまったという。

さて「周縁的民衆」は近代においてどのような扱いを受けたのだろうか。エポックは一九世紀末の甲午改革

(5) 韓国ドラマ『商道』や『客主』に、近世朝鮮の商人世界が鮮やかに描かれている。また『緑豆の花』にも、後述の大院君の手先として重用された襷負商が描かれている。

(6) 「丙寅洋擾」^(イイ)とは、朝鮮政府によるフランス人宣教師の処刑と天主教徒迫害に抗議して、フランス艦隊が江華島に侵攻した事件である。

モアと卑猥な台詞で辛辣に批判するものだった。こうして民衆は日頃の鬱憤を晴らしたのである。

唱劇はパンソリと称され、歌い手と鼓手の二人だけで行う講談に似た芸だった。演目は恋愛ものや、勸善懲惡ものなどで、庶民だけでなく両班も好んで鑑賞したという。国王の前で演唱する申在孝シンジェヒョのような名唱も現れた。

さて、最下層の賤民が「白丁」ベクチョンである。その起源は朝鮮初期の「禾尺」フッチョクと呼称される流民である。彼らは狩猟や皮革、柳器柳行李を生業とし、定住農民がやらない屠牛馬も業としたため賤民視された。世宗セジョン（位一四一八・五〇）はそれを憐れみ、名称を「白丁」と改め定住化を進めた。一五世紀後半、人口の三〇%を占めた白丁は、壬辰倭乱に出兵して身分上昇を果たした結果、激減したという。さらに戸籍の上でも白丁は廃止され、代わりに皮匠、柳器匠と記されるようになった。

だが、白丁の処遇は苛酷であった。一般村から離れた所に屯住し、同族内で通婚し、屠牛馬の生業のほか、人の嫌がる仕事—例えば、死刑執行とその死人の棺運びや埋葬—を負わされた。また慣習的な差別を受けた。黒笠や外套（周衣）、礼服の着用禁止、墓地への埋葬や村祭りへの参加も許されなかった。

著者は日本の「穢多・非人」との差異を次のように説く。儒教国家の朝鮮では済民化政策を一世紀にも亘り続けたが、地域の白丁差別は残った。他方日本では逆に穢多・非人に対する地域の差別を幕藩権力が強化した。というのは権力側に民本主義の理念がなかったからだ、と云う。さらに、穢多・非人には「浄穢」観念がつきまといっているが、白丁にはそれがなく貴賤観念に基づくものだ、と云う。門外漢の私にはコメントできないが、前者の見解には頷ける。日本の統治権力には身分間の差別を意図的に助長する傾きがあるからだ。

最後に、八般私賤には入らないが賤民視されたのが商人、とりわけ「裸負商」ボフサンだった。前述したが、朝鮮に

なかったという。前述した如く、王朝が仏教を敬うことがなかったことが、僧侶の賤民化の根源にあるようだ。次に芸人。彼らは通常、広大とか才人と呼ばれ、李朝前期には朝廷主催の山大雜戲（大掛かりな舞台装置での諸芸）や儺^ナ礼（厄鬼祓い）などに出演して稼ぎ、安定した生活を営んでいた。だが時代と共にこうした行事が廃れたので、芸人らは芸を磨き、歌舞、人形劇、仮面劇を披露する者（広大）と、曲芸を売り物にする才人とに分化した。だがこの区別は曖昧で互いに重なり合っていた。

芸人のなかには一定の所に定住し、両班の慶事や村祭などで芸を披露し祝儀をもらって生活する者があった。他方で、旅芸人も多かった。彼らは移動の途次物をいするので治安の対象でもあった。中で有名なのが男^{ナム}寺堂^{サダン}と女^{ヨナ}寺堂^{サダン}で、その出自は寺の奴婢たちや無業の信徒だったと云われる。

諸芸のなかで人気があったのは、仮面劇と唱劇だった。とくに都市で催された仮面劇は、主催者が商人や郷吏であることが多く、大勢の観客を集めた。内容は、ほとんどがプライドばかり高い両班の不道德と偽善を、ユ一

（4） 四方博氏の研究「慶尚道大邱地方の身分別人口の推移」は、歴史の裏を感じさせる面白いので注記しておこう。

これは朝鮮後期の二世紀の両班戸、常民戸、奴婢戸の推移を示したもののだが、奴婢戸が戸数比でも、人口比でも順調に減少していたものが、一八五八年になると戸数比は一・五％に激減したのに、人口比では三二・三％と逆転して増加する。この奇妙な現象は、前著書評で縷々述べた、王妃の外戚、安東金氏^{アンドンキンシ}による勢道政治が原因だったという。金氏は常民に対し、容赦のない苛斂誅求をおこなったので、常民は緊急避難的に勢力家の両班の率居奴婢に偽録、つまり「投托」して金氏の苛斂誅求から身を守ったのだという。

たという。私奴婢もこれに準じて待遇改善が進んだという。⁽⁴⁾

奴婢の他に、朝鮮ではさまざまな下層民衆が「賤民視」されたという。それが「七般公賤」や「八般私賤」と呼称された人々である。

「七般公賤」というのは、妓生、内人（宮女）、吏族（郷吏）、駟卒（駟吏）、牢令（胥吏に隷属する官隸）、官婢、有罪逃亡者であり、「八般私賤」とされたのは、僧侶、伶人（樂工と広大）、才人、巫女、社堂（寺堂）、居士（在家で法名をもつ者）、白丁、そして鞋匠（靴職人）であった。

著者によれば、この分類はかの『経国大典』に拠るものだが、不可解なのは身分としては「良人」であるのに、その役務や職業が卑しいとされて賤民視されたことだ。先の私の疑問に関わるが、朝鮮では身分は固定的ではないが、職業によるヒエラルキーが実在したということか。

著者は「八般私賤」の中から、巫女、僧侶、芸人、白丁を紹介している。まず巫女^{フゲキ}巫覡だが、「巫」は女性の、「覡」は男性のミコを指す。「ムーダン」と呼ばれる女性のミコが圧倒的に多く、男性のミコは「バクス」と呼ばれた。巫覡には降神巫（真巫）、世襲巫、世俗巫の三種類あったが、前記のクツをできるのは「降神巫」（真巫）だけで、彼女はある種の精神障碍を患った者だという。ムーダンは地域の信徒たちとも固い絆で結ばれていた。これを「丹骨^{タンゴル}」制度という。

僧侶が賤民視されたのは、我々日本人からすれば誠に不思議だが、僧侶は官家で金銭を無理強いするとか、婦女を辱めたり、果ては犯罪に手を染める者もいたという。とくに壬辰倭乱後には僧侶の窮乏化と賤民化はすすんだ。上層良人の子弟が僧侶になることは減多になく、下層民や孤児が僧侶になったので、教養も信仰心も

に努め、一八世紀前半ころには、公奴婢のうち、王室や中央官庁に所属する「内寺奴婢」六万余人が免賤され

（3）

壬辰倭乱が朝鮮に多大な爪痕を残したことは、先の新城道彦氏の著作第二章でも幾らか記述されている。日本軍と朝鮮を支援した明軍が、行く先々で放火、掠奪、凌辱を繰り返したこと、そして避難した宣祖は民心を失ったことが述べられている。だが、これでも不十分と思われるので、六反田豊氏の論文で補足しておきたい。

足掛け七年の戦役で、国土は荒廃し、経済社会は壊滅的な被害を蒙った。戦場となった地域では、日本軍や中国軍の掠奪や暴行、凌辱があつた。多くの村民は戦火に巻き込まれ負傷し、或いは殺され、逃亡する者、捕虜となる者が後を絶たなかった。その結果、耕作放棄地が増え、作付面積は、戦役前の五分の一にまで激減したという。さらに、戦役に乗じて奴婢が地方官府を襲撃して、量案や戸籍台帳などを焼却する事件が多発し、賦役や課税などが滞る事態となり、国家財政は窮地に陥った。そこで中央政府は富裕な民子から穀物などの寄付を仰いだ。これが「納粟」だが、寄付者に反対給付として官職を与えたり（「空名帖」）、身役を免除したり（「免役帖」）、奴婢身分からの解放を保証した（「免賤帖」）。その結果、李朝の身分制度は動揺し始めたという。

この戦役は日本にも影響を与え、多大な戦死者と戦費は、秀吉政権崩壊の一要因となった。他方、出兵大名は多くの文化財や五万人もの朝鮮人捕虜^{ビロイン}、「被虜人」を日本に持ち帰った。文化財のなかでは朱子学関係の書籍と金属活字が注目される。「被虜人」の多くは日本では奴隸として使役される者が大半だったが、なかには陶工がいて、有田焼（李参平）、萩焼、薩摩焼を興したのである。（李成市・宮嶋博史・糟谷憲一編『朝鮮史1』第七章、六反田豊「朝鮮中期 3日本と清の侵攻」山川出版社 二〇一七

大きな欠落だと思う。そこで私なりにこの壬辰倭乱を注記しておこう。⁽³⁾

Ⅲ 第3章以下では被支配階級の民衆の諸相が語られるが、第3章「周縁的民衆の世界」と第6章「近代化と民衆」、第7章「周縁的民衆の覚醒」を併せて紹介しよう。

朝鮮身分制の底辺に位置したのは賤民（賤人）であった。その主体をなすのは「奴婢」である。

奴婢は実に複雑な存在であった。大別して公奴婢と私奴婢があり、公奴婢はさらに納貢奴婢と選上奴婢に分かれる。納貢奴婢は農民で、隷属する官庁に綿布を納める。選上奴婢は官庁で雑役に従事する者と、地方に居てさまざまな物品を製造し官庁に納める工匠がいた。共に独立した世帯をもてた。

私奴婢は率居奴婢と外居奴婢に分かれる。率居奴婢は上典である所有者の家内労働などに従事し、外居奴婢は所有者の土地を耕作するか、自らの農地を耕作して主に身貢アルシを納めた。

奴婢は儒教民本主義の建前から「あつてはならない存在」ゆえに、「一君万民の埒外」に置かれた。とはいえ、著者は一般にイメージされるように、所有者に生殺与奪を握られた存在ではなかったと云う。それでも仔細に見ると、右の四つのカテゴリーの奴婢は、自由度も処遇もかなり違っていたようだ。公奴婢は財産をもち、中には凶作時に「納粟ノウソツ」（穀物献納）したことにより「免賤」つまり賤民身分から脱するもの者もいた。他方、私奴婢は自由な婚姻は許されなかったし、悪徳両班が主の場合は、些細なことで私刑が加えられた。

だが、「壬辰倭乱」をきっかけに奴婢制は瓦解してゆくという。奴婢も戦役に駆り出されたことで、その社会的存在が認められるようになったし、公奴婢の多くが戦乱に乗じて逃亡したためである。歴代国王も奴婢解放

した点が特徴だという。民衆は、海や陸にさまよう靈魂と餓鬼をなだめる水陸斎や、四月八日には燈夕（釈迦生誕の夕べ）、七月一日には盂蘭盆齋を、山寺に参詣しておこなった。また終末思想と救世主の出現を信ずる弥勒下生信仰も民衆の間に根づいていた。

ところが不思議なことに、朝鮮では仏教が王権にも民衆にも我が国ほどには受容されなかった。歴代の王は、仏教への弾圧と保護を交互に繰り返した。初代の太祖（位一三九二・九八）は保護、太宗（位一四〇〇・一八）は弾圧、世宗（位一四一八・五〇）は弾圧から保護へ、世祖（位一四五五・六八）は保護、成宗（位一四六九・九四）は弾圧、燕山君（位一四九四・一五〇六）は弾圧、中宗（位一五〇六・四四）は弾圧、明宗（位一五四五・六七）は保護、仁祖（位一六三三・四九）は弾圧といった具合である。

仏教はなぜ朝鮮社会に広く浸透しなかったのか、これが私の第二の疑問である。あまつさえなぜ国王による弾圧をうけたのか。著者は、良人や賤民の中に、徭役など役務逃れのために僧徒になる者が輩出したことを、仏教弾圧の一理由と述べているが、些か物足りない。王権が抛り所とする朱子学を否定する要素―例えば身分制を否定する万民平等の思想―を仏教の教えに嗅ぎ取って弾圧したのだろうか。この辺りのいまいし深い考察が欲しい。

ここまでの叙述でもう一つ引つ掛かるのは、「壬辰倭乱後」というフレーズが頻出することである。前節では、「壬辰倭乱後」に、両班の凋落が始まるとか、良人も社会的上昇がみられるとか、奴婢人口が激減したとかの記述があり、この節では、昭格署が廃止され道教が廃れたと記されていた。どうやら壬辰倭乱は、朝鮮史におけるエポック・メイキングとなる重要な出来事だったらしいのだが、まとまった記述がない。これは本書の

受け容れた。酒幕というのは居酒屋と食堂、簡易宿泊所を兼ねていた。酒幕は場市に特有なものではなく、どんな田舎にも一つや二つあって、そこで食事をとれば相部屋の宿泊代は無料だったという。ましてや場市にある酒幕には、実に多種多様な人々が行き交い、歓談する親睦と社交の場であり、情報交換の場所だった。と同時に、売春、窃盗、詐欺などが横行し、犯罪者も潜む危険な場所でもあった。

さて李朝時代の民衆は独特の信仰世界に生きていた。統治権力の教学は朱子学・儒教だが、民衆はもつと土俗的な信仰に慣れ親しんだ。そして王権も朱子学と敵対しない限り、それを禁圧することではなく、それを受容していた。村祭の別神祭が民衆に好まれていた訳は、それが巫俗式だったからである。

「巫俗」^{フソク}とは、北東シベリアのシャーマニズムと強い結びつきをもつもので、巫覡がクツと呼ばれる賽神をつかさどり、激しい歌舞のなかで憑依した状態で神託を宣べるといふ儀式だった。雨乞いや晴天祈願などの祈禱占卜や病氣治癒にも、巫俗の力を借りることがあった。このため王権ですら、星宿庁を設け、国巫を置いたし、都城の病人を治療する病院、「活人署」^{ファリンソ}にも医師の他に、巫女を置いていた。巫女は鬼神を鎮め、死者の魂を蘇えらせると信じられたのである。著者は、巫俗のスピリチュアルな観念は民衆の精神風土と化し、通奏低音のように朝鮮社会の最古層を形成していると述べている。

巫俗が最古層の民間信仰であるとするなら、その上の層をなすのは道教や仏教だった。道教は古代中国の五斗米道や太平道を起源とする「道」概念で、不老長生を経て神仙となる信仰である。朝鮮には高句麗を経て入り、一時は昭格署^{ソギョクソ}という官庁が設けられる程に盛んに信仰されたが、壬辰倭乱の後に廃止された。

また仏教も四世紀ごろ高麗を経て朝鮮に入り、当初は篤い信仰を集めた。朝鮮の仏教は巫俗や道教とも習合

村祭には儒教式の洞神祭と巫俗式の別神祭があった。洞神祭は一月一五日に、村の守護神に祭主が儒教式の祭文を読むのだが、ご神体は岩や古木、山などだった。他方、春秋の別神祭はその規模も賑やかさも洞神祭とは格段に違う民衆の村祭だった。数名の巫覡が村の繁栄と人々の平安を祈り、村人も供物を捧げ、歌舞を奉じ、飲酒や賭博も許され、時には性的な自由も許容されたという。著者は先学の研究に依拠して、これを「二重文化」と表現するが、民衆史の観点からは洞神祭は建前の、上から押し付けられた行事であり、真の意味での村祭は別神祭だったと云える。この他に地域により実にさまざまな祭りが行われていたのは、近世日本の農村と同じなので割愛する。⁽²⁾

朝鮮の農村でもう一つ注目すべきことは、「場市」^{チャンシ}と「酒幕」^{チュムマク}であろう。近世朝鮮は農業を重視し、商業を抑制した政策を採ったため、ヨーロッパや日本のように商業都市の発展は見られなかったという。したがって常設店舗も少なかったため、地方の人々は定期的に開かれる場市で生産物を売買した。一八世紀後半には全土で千を超える場市が開かれ、人々が一日で歩いて往復できる範囲に一カ所の場市があったという。そこには、さまざまな商人―居間（仲介業者）、客主（問屋業者）、都売（卸商）、散売（生産業者を含む小売商）、そして概負商^{ゴフサン}（商人）―が出入りして商売をし、売り上げの1%を場市税として納めた。

場市は民衆の語らいと享楽の空間だった。そこには商人だけでなく、占卜^{フゲキ}、巫覡^{フゲキ}、賭博人^{ファシデ}、広大とか才人^{チェイン}と呼ばれる芸人たちもやって来て、地方民と交わった。広場の周りには沢山の酒幕が立ち並んで、集まる人々を

(2) 慶尚道の地神踏み、獅子戯、村対抗の綱引き、石合戦、炬火戦^{カガシ}、鞦韆^{クネ}板飛び（ブランコ遊び）などである。

へ移住することができた。この事實は、王朝権力による人民の把握と管理がかなり緩かったことを意味している。だから職役（軍政・田政）を逃れるために、戸籍登録をしない者（漏戸）や「漏丁」が少なくなかった。確かに、一六歳以上の男性の身分を証明する「号牌^{ポベ}」制度もあったが、有名無実と化していたという。このために流民が増加したともいう。

朝鮮の農村社会は、近世日本の「閉ざされた村」とは対照的に「開かれた空間」だったという。それは、村にやってくる者や旅人、さらに乞食にも、暖かい食事と宿を提供する慣習があったことに示される。一九世紀末のフランス人宣教師シャルル・ダレは、これは朝鮮農民の「すぐれた美点」なりと評した。今日の表現では「*ospitality*・*hospitality*・*hospitarie*」だが、近世の朝鮮農村社会にこのような寛容で互助的精神があったとは、新鮮な驚きであった。

農村には、生業、日常的儀礼、共同行事、農作業などに村の決まり、「村契」Ⅱ「洞契」があった。それは日本本の「村の掟」程には強制的ではなく、自発性を重んずる慣習だった。「村契」は、これを遵守しない者への処罰も決めていたが、苛酷なものではなかったという。

村契の中で代表的なものは「トゥレ」と村祭だった。「トゥレ」はとくに南朝鮮の米作地帯に広がった慣習で、田植えと除草の共同作業である。一戸につき一人の成人男子が参加して、農旗を立て、民謡など地元の歌を唄いながら、賑やかにおこなう共同作業だった。作業の間には朝食、昼食、間食もあり、男たちはご馳走を食ベマッコリを飲んで歓談した。数日間の作業の終わりには、「洗鋤宴」が催され、村人総出で飲み食いし、芸人も来て余興を楽しんだという。

私の第一の疑問である。

というのは、この身分秩序は一七世紀末の壬辰倭乱を契機に弛緩し、いつそう曖昧模糊となるらしいからである。この乱のあと、農村復興の過程で安定的な小農が生まれ、農民の地位が向上し、富民の中には士族に上昇するものも生まれたという。また倭乱による農村人口の減少は奴婢人口の激減を招来したから、両班の支配的地位は低下したという。要するに、壬辰倭乱以降は、朝鮮に人口の社会的対流現象が起きたということらしい。

そこで私の先の疑問とも関わるが、「良人」が富裕化し社会的に上昇することで、「良役（徴兵・労役）」負担を免れ、身分的拘束からも自由になった、と云うのだろうか。朝鮮の身分制は、近世日本の身分的束縛ほど硬直的で固定的ではなかった、ということか。このことは以下の叙述とも関連する要点のように思える。

Ⅱ 第2章では「民衆の生活と文化」が概観される。

朝鮮の村も近世日本の村と同じような共同体社会だった。村特有の祭や「トゥレ」と呼ぶ共同労働があり、村の秩序を乱した者への制裁を含む、互助的で自治的な組織だった。ただ、日本の村と大きく異なるのは、「土地緊縛」が緩く、民衆には移動の自由があったという。農民は自分の土地・財産を自由に売買し、別の町や村

(1) 他に、官員の子や孫が高級官僚による推薦で任用される途もあったという。これが「蔭叙^{イシヨ}」であるが、これは謂わばバイパスであり、栄進には限界があったというが、この辺りにも朝鮮の科擧の緩さがあったようだ。

れ、上位二つが支配階級であり、後ろ二つが被支配階級である。両班は科挙の文科に合格した官僚とその一門で構成される。中人は科挙の雑科に合格した者とその一族たちである。雑科には訳科、医科、陰陽科、律科などがあり、及第者は実務官僚になった。

両班は、基本的には科挙の合格者である。科挙は文科と武科があるが、学問を重視する朝鮮では、もちろん文科が武科よりも遥かに地位が高かった。文科には大科と小科があつて、大科の初試、覆試、殿試の三階梯を登りつめた三三名が、晴れて政府官僚に就任できるという仕組みだった。なお、小科は前の二つの試験のみで、大科の予備試験という位置づけだった。

ところが朝鮮の科挙は中国に較べると厳格ではなかった。⁽¹⁾試験も三年に一度と決められていたが、やがていろんな名目で随時行われたし、合格者数も文科三三名、武科二八名という枠は守られず、時代と共に膨らんだ。試験そのものも代理受験やカンニングが横行したり、試験官への買収などの不正が行われるようになった。

さらに李朝中期以降には両班の定義そのものが曖昧になって、科挙及第者だけでなく、四代先の先祖に顯官を輩出した家門や、小科及第者の一族も両班と名乗るようになり、両班の肥大化がおこったという。

他方、被支配階級の民衆世界で基幹部分を成すのは「良人」（常民、良民）であり、軍役などの良役（徴兵・勞役）を負担した。その下の「賤民」は奴婢や白丁であり、官庁や両班に隷属する周縁的民衆であった。

ここまでの叙述で疑問を覚えたのは、日本の江戸時代の士農工商のように、身分と職業との関係性が朝鮮では不明瞭なことだ。とくに「民衆の基幹部分をなす良人」の実態は何か、著者の説明だけでは分からない。身分制社会といっても、朝鮮では法的地位が定められているだけで、職業との関連性は稀薄なようだ。これが

I 第1章「朝鮮社会の儒教化」では、統治の理念と支配階級の実相が語られる。李氏朝鮮の統治理念は朱子学、儒教だった。それは独特の死生観をもっていたが、人性論では性善説にもとづき、学問を修めれば立派な人間になれる、と教えた。こうして徳を備えた士大夫とか読書人、進士と呼ばれるエリートが、一般の無学な民衆を統治するのが好いと説いた。他方で、朱子学は「民は惟邦の本なり」とも教えた。著者によれば、これが「儒教的民本主義」だという。その内容は、一君万民、公論直訴、勸農教化、賑恤扶助、平均分配などの理念であり、これが地方行政の体系を基礎づけたという。なかで「賑恤扶助」というのは、凶作時に民の食を確保するのが国王や両班の義務というものである。

しかし、前記の拙書評でも縷々述べたように、現実と建前とは大きく乖離しており、現実にはこの儒教理念は、時とともに形骸化していった。門閥政治が横行し、「士禍」、いわゆる功臣たちの陰謀と血みどろの暗闘が絶えなかったし、朋党間の熾烈な政争は果てることなく続いた。官職をめぐる賄賂政治は常態となっていた。賄賂の原資は、もちろん民衆からの搾取と収奪だった。

賄賂政治は決して中央政府だけに限らず、地方の下級官吏にも瀾漫^{ビマン}していた。地方官に使える郷吏^{シヨリ}胥吏は俸給が払われなかったので、民衆の富を収奪したし、守令自身もそれに与^{クミ}した。驚くことに民衆自身も、権力側の収奪がある意味で「不正」とは受け取らなかったという。こうした状況を著者は、「徳治と誅求の不明瞭な空間」と呼んでいる。朝鮮の儒教国家は、法の厳密な適用というよりも、温情的な法の適用が望ましい、と考えたというが、歴史を紐解いて見ると徳治は少なく、圧倒的に誅求^{シユバウ}が目につくようだ。

李氏朝鮮は云うまでもなく身分制の社会だった。上から順に、両班・中人・良人・賤人（賤民）に四区分さ

きに反撥と抵抗をしつつ独自の世界に生きていたことが窺えるからだ。印象を云えば、近世日本の民衆といろんな面で異なり、かなり自由で土俗的でしぶとく生きていたようだ。

まず本書の概要を目次で示す。

第1章	朝鮮社会の儒教化	儒教国家の誕生とその理念	儒教社会の現実と両班
第2章	民衆の生活と文化	村と食の文化	村の賑わい
第3章	周縁的民衆の世界	賤民の諸相	最下層白丁の悲哀
第4章	女性のフォークロア	宮女と妓生	女性と婚姻
第5章	民衆運動の政治文化	不穏の時代	民乱の時代
第6章	近代化と民衆	甲午改革と民衆	新しい政治文化の誕生と民衆運動
第7章	周縁的民衆の覚醒	義賊の時代	裾負商の近代
第8章	民衆の行方と現代	三・一運動と民衆	儒教国家の過去と現在

朝鮮社会を説明する際のキーワードは儒教と両班だという。確かに、政治史や統治の歴史を語る場合はそう云えるかもしれない。だが、民衆の歴史は儒教文化だけでは説明できない、民衆はもつと土俗的で伝統的な文化、例えば仏教、道教、巫俗、占卜、伝説にも慣れ親しんでいたと著者は云う。

本書評では各章の内容を逐次紹介するのではなく、まず統治の側の論理と構造を概観し、次に民衆の生活と精神を概観する。さらに民衆世界の諸相を時代変化とともに観察するという手順を取りたい。

チヨキヨンドル
趙景達著

『朝鮮民衆の社会史―現代韓国の源流を探る―』

大 森 弘 喜

昨年二〇二五年は日韓条約締結六〇周年だった。その頃大学生だった私は、この条約の政治的な意味は分かっていなかったが、どこか不穏な臭いを感じて、条約反対を叫んで、東京の街をデモ行進した記憶がある。それとはかく、近年日本と韓国の文化交流と人々の往来が盛んになり、相互理解が進んだ。私も韓ドラを愛好している。また二〇二四年には、韓江氏（ハンガン）がアジア人女性として、初めてノーベル文学賞を受賞したこともあり、日本でも韓国の文学作品への関心が強まっている。

ところで私は先の本誌で、新城道彦著『朝鮮半島の歴史―政争と外患の六百年―』（新潮社、二〇二三年）を書評したが、その作品が朝鮮の正史、つまり支配もしくは統治の歴史を描いたとするなら、趙氏のこの作品は統治される民衆の実像を描いたもので、対比的に読むと面白い。というのは、民衆は支配権力に従いながらも、と

執筆 者 紹 介 （目次順）

境	新	一	本	学	教	授
羽	根	佳	祐	本	学	准 教 授
定	行	泰	甫	本	学	准 教 授
呂	冠	宇	早稲田大学社会科学 総合学術院 研究院講師			
梁	霆	鈞	早稲田大学大学院 経済学研究科 博士課程			
矢	島	猶	雅	本	学	准 教 授
大	森	弘	喜	本	学	名 誉 教 授

成城大学「経済研究」第 253 号

2026年 7 月30日 発行

（年 4 回発行）

発 行 者 大 津 武
責 任 者

発 行 所 成 城 大 学 経 済 学 会
〒157-8511 東京都世田谷区成城6-1-20
電 話 03(3482)9213

印 刷 所 株 式 会 社 芳 文 社
〒194-0037 東京都町田市木曽西2-3-14
電 話 042(792)3100

非 売 品

成城大学経済学会会則

平成 29 年 5 月 1 日 改正

(名称)

第 1 条 本会は、「成城大学経済学会」と称す。

(目的)

第 2 条 本会は経済学およびこれと関連する学問の研究の振興と教育活動への還元を図ることを目的とする。

- 2 前項の目的を達成するために、会誌『成城大学・経済研究』の発行、その他研究調査資料に関する書冊の発行、研究会および講演会等の開催、その他本会が必要と認めた活動を行う。

(会員)

第 3 条 本会は次の会員をもってこれを組織する。

- (1) 成城大学経済学部の専任教員
- (2) 成城大学経済学部および大学院経済学研究科の学生
- (3) 成城大学経済学部卒業生あるいは大学院経済学研究科修了者のうち評議員会によって承認された者
- (4) 本会の会長が評議員会の同意を得て推薦した者

(役員等)

第 4 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 成城大学経済学部の学部長を会長とする。会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 評議員 評議員は成城大学経済学部の専任教員とし、会務を審議する評議員会を構成する。
- (3) 監事 監事は 2 名とし、評議員のうちからこれを互選とする。

2 本会に次の委員をおく。

- (1) 会誌委員 会誌委員は、会誌委員会を構成し、会誌『成城大学・経済研究』の発行およびその他研究調査資料の発行に関する事項を管掌する。会誌委員は若干名とし、うち 1 名を会誌委員長とする。会誌委員および会誌委員長は評議員のうちから会長がこれを委嘱する。会誌委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。
- (2) 企画委員 企画委員は、企画委員会を構成し、第 3 条 2 項に定める研究会および講演会等の開催、その他本会が必要と認めた活動の企画及び運営に関する事項を管掌する。企画委員は若干名とし、うち 1 名を企画委員長とする。企画委

員および企画委員長は評議員のうちから会長がこれを委嘱する。企画委員の任期は2年とし、重任を妨げない。

(会誌)

第5条 会員は会誌『成城大学・経済研究』の配布を受けることができる。

2 会員は会誌委員会の承認を経て会誌『成城大学・経済研究』に投稿することができる。

(会費)

第6条 会員は会費を前納しなければならない。

(経費)

第7条 本会の経費は、会費、成城大学からの補助金、寄付金をもって支弁する。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事務組織)

第9条 本会の事務組織は、東京都世田谷区成城6丁目1番20号、成城大学経済学部内におく。

(改廃)

第10条 本会則の改廃は、評議員会の議を経て会長が決する。

附則

この会則は、平成29年5月1日から施行する。

令和7年度役員

会 長 大津武

評 議 員 略

会誌委員会委員長 三枝大修

会誌委員 上田晋一、木村裕子、矢島猶雅、菊池悠矢

監 事 海保英孝、塚原英敦

SEIJO UNIVERSITY

ECONOMIC PAPERS

No. 253

<Articles>

Solving the Challenges of Regional Revitalization and Analytical Frameworks for
Future-Oriented Communities and Towns: An Introduction to Business Creation
Based on *Amateur Ideas and Expert Execution* SAKAI Shinichi

The First-time Adoption of IFRS 17 and Its Financial Reporting Implications
HANE Keisuke

<Research Note>

Distributed Energy Resource Deployment Utilizing Vacant Housing II
SADAYUKI Taisuke
LU, Guanyu
LIANG, Tingjun

Transparency of Temple-Related Costs in Japanese Funerals: A Preliminary Study
YAJIMA Naonari

<Book Review>

CYO Kyeungdal, *Social History of Korean People* ÔMORI Hiroyoshi

July

2026

PUBLISHED BY
THE ECONOMIC INSTITUTE OF SEIJO UNIVERSITY